

令和4年5月20日（金曜日）

福島県報号外第30号別冊

令和3年度  
包括外部監査報告書

公有財産の財務事務の執行及び管理

令和4年3月

包括外部監査人

鈴木一徳

## 目次

<b>I 包括外部監査の概要</b> .....	4
第1 外部監査の種類 .....	4
第2 選定した特定の事件 .....	4
1 監査のテーマ .....	4
2 テーマの選定理由 .....	4
3 監査の範囲 .....	4
第3 外部監査の対象期間 .....	4
第4 外部監査の実施期間 .....	4
第5 外部監査の実施体制 .....	4
第6 外部監査の方法 .....	5
1 監査の視点 .....	5
2 主な監査手続き .....	5
第7 利害関係 .....	5
<b>II 指摘事項（監査の結果）と意見</b> .....	6
第1 指摘事項・意見の一覧 .....	6
<b>III 公有財産の概要</b> .....	9
第1 公有財産の分類 .....	9
第2 福島県の公有財産の状況 .....	10
1 固定資産の残高 .....	10
2 行政財産の行政目的別の残高 .....	10
<b>IV 福島県の公有財産の現況と課題</b> .....	15
第1 インフラ施設の現況 .....	15
1 保有量 .....	15
2 建設年度毎の施設数の推移 .....	17
第2 建物施設の現況 .....	19
1 保有量 .....	19
2 建設年度ごとの施設数の推移 .....	20
第3 総人口や年代別人口の今後の見通し .....	22
第4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みや財政状況 .....	22
1 中長期的な経費の見込み .....	22
2 今後の財政見通し .....	23
第5 公有財産に係る課題 .....	25
<b>V 公有財産に係る福島県の施策について</b> .....	26
第1 計画体系 .....	26

第2	福島県公共施設等総合管理計画 .....	27
1	計画策定の趣旨 .....	27
2	福島県の策定状況 .....	27
3	監査の結果 .....	31
第3	福島県県有財産最適活用計画 .....	32
1	計画の概要 .....	32
2	監査の結果 .....	34
	<b>VI 固定資産台帳の整備状況について</b> .....	36
第1	固定資産台帳の整備 .....	36
1	固定資産の整備状況の概要 .....	36
2	福島県固定資産台帳整備要領の主な内容等固定資産台帳の整備に関して .....	37
3	固定資産台帳の整備及び運用について .....	48
	<b>VII 建物施設について</b> .....	73
第1	庁舎等 .....	73
1	個別施設計画の概要について .....	73
2	職員公舎等について .....	77
3	その他 .....	83
4	監査の結果 .....	84
第2	学校施設について .....	88
1	県立高校の概要について .....	88
2	統合等の実施状況について .....	95
3	学校施設の耐震補強工事の状況と耐震補強工事遅延の有無について .....	104
4	県立高校のトイレ洋式化の進捗状況 .....	107
第3	県営住宅について .....	109
1	県営住宅の現状について .....	109
2	県営住宅に係る住宅政策について .....	115
3	監査の結果 .....	117
	<b>VIII インフラ施設について</b> .....	120
第1	国の政策（インフラ長寿命化基本計画）について .....	120
第2	福島県におけるインフラ施設に係る個別施設計画について .....	123
1	インフラ施設に係る個別施設計画の策定状況 .....	123
2	監査の手續と監査結果（全般的事項） .....	124
3	各インフラ施設の個別施設計画の概要 .....	127
	<b>IX 未利用資産について</b> .....	160
第1	未利用財産の状況 .....	160
1	未利用財産の把握体制 .....	160

2	未利用財産の現状 .....	160
第2	未利用財産の処分について.....	160
1	未利用財産の処分方針（「未利用県有財産の管理・処分等に係る事務処理方針」） .....	160
2	処分予定物件と実績.....	164
3	普通財産貸付について.....	167
4	監査結果.....	169
<b>X</b>	<b>平成22年度の包括外部監査結果の措置状況について .....</b>	<b>170</b>
第1	平成22年度包括外部監査報告書の指摘事項について.....	170
第2	平成22年度包括外部監査報告書の意見について .....	171
1	平成22年度包括外部監査報告書の意見に関する対応状況 .....	171
2	監査結果.....	182
第3	平成22年の「意見」に対する県の「対応状況」の検証.....	182
1	管理台帳の整備について .....	183
2	県内市区町村等との協議について.....	186
4	計画作成について .....	193
5	その他 .....	195



## I 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 第2 選定した特定の事件

#### 1 監査のテーマ

公有財産の財務事務の執行及び管理

#### 2 テーマの選定理由

平成22年度に「県有財産の管理について」がテーマとなっているが、その後、県では新地方公会計の導入に伴い、公有財産を適切に管理するという観点から固定資産台帳を整備している。公有財産の適切な管理のためには固定資産台帳の利用は不可欠であり、その整備運用状況を確認することとした。

また、高度成長期に整備された公共施設等については老朽化が大きな問題となっている。さらに、少子高齢化に伴う人口の急激な減少等整備当初から社会情勢・経済情勢は大きく変化している。加えて、東日本大震災等の自然災害の多発や原発事故及びコロナ過等を経て人々の価値観も大きく変化しているといえる。

このような状況の中、公有財産の縮小や廃止を含む効率的運用が必要となってくることから、今回テーマとして選定した。

#### 3 監査の範囲

令和2年度に執行したもの。ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

### 第3 外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 第4 外部監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

### 第5 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鈴木一徳
補助者	公認会計士	齋藤紀明
補助者	公認会計士	須賀俊一
補助者	公認会計士・弁護士	村上芳文
補助者	公認会計士	伊藤真大

補 助 者 公 認 会 計 士 勝 田 博 之  
補 助 者 公 認 会 計 士 宗 形 隆 司

## 第6 外部監査の方法

### 1 監査の視点

- (1) 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- (2) 経済性（無駄なコストがかかっているか）
- (3) 有効性（目的とした成果をあげているか）
- (4) 効率性（より効果のでる方法はないか）

### 2 主な監査手続き

- (1) 建物施設等においては関連資料の閲覧・分析及び概要等のヒアリングを実施した。  
また、必要な場合には現地視察を実施し、施設の現状及び管理状況の確認を行った。
- (2) 固定資産台帳からサンプルを抽出し、固定資産の処理が適切に行われているかを確認した。
- (3) 平成 22 年度の包括外部監査「県有財産の管理について」の措置状況の確認
- (4) その他公有財産に関する業務についてヒアリングを行い、関連する公表されている資料を閲覧・分析した。

### 3 指摘事項と意見の基準

- (1) 現在の法令等に照らして違反、社会通念に照らして不当と監査人が判断した事項。
- (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から監査人が改善提案した事項。

## 第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## II 指摘事項（監査の結果）と意見

公有財産の財務事務の執行及び管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・15件

意見・・・・・・31件

### 第1 指摘事項・意見の一覧

No	指摘事項・意見の一覧	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
<b>V 公有財産に係る福島県の施策について</b>				
第2 福島県公共施設等総合管理計画				
1	3(1) 経費の見込み及び経費に充当可能な財源の見込みについて		○	31
2	3(2) 数値目標の設定について		○	31
3	3(3) PDCA サイクルの推進方針について		○	32
第3 福島県県有財産最適活用計画				
4	2(1) 計画の推進体制について		○	34
5	2(2) アクションプランの公表について		○	35
<b>VI 固定資産台帳の整備状況について</b>				
第3 固定資産台帳の整備及び運用について				
6	3(2) ①無影灯及びシーリングペンダントの固定資産台帳への資産計上単位について	○		53
7	3(2) ②エレベーターの固定資産台帳への資産計上単位について	○		55
8	3(2) ③一式を購入した場合における固定資産台帳の登録する単位について	○		56
9	3(2) ④固定資産の実査について	○		58
10	3(2) ⑤新公会計制度作業マニュアルの固定資産の耐用年数に関する記載について		○	58
11	3(2) ⑥固定資産台帳の登録に関する実務について		○	58
12	3(2) ⑦公有財産管理システムの仕様について		○	59
13	3(3) ①取得年月日について	○		61
14	3(3) ②財産区分及び時価について	○		62
15	3(3) ②取得年月日について	○		62

No	指摘事項・意見の一覧	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
16	3 (3) ⑤取得価額について	○		65
17	3 (3) ⑤固定資産台帳の記載単位について	○		65
18	3 (3) ⑥固定資産台帳の記載単位について		○	66
19	3 (3) ⑧耐用年数について	○		68
20	3 (3) ⑧資産区分について	○		69
21	3 (3) ⑩取得価額の算定における付随費用について		○	71
22	3 (3) ⑪取得価額の集計ミスについて	○		72
<b>VII 建物施設について</b>				
第1 庁舎等				
23	4 (1) 神明車庫の管理について	○		84
24	4 (2) 教育庁職員公舎（特に校長公舎について）	○		85
25	4 (3) 公舎の必要性について		○	86
26	4 (4) 神明地区の県有財産について		○	86
27	4 (5) 警察本部の個別施設計画について		○	87
28	4 (6) 個別施設計画の対象資産について		○	87
29	4 (7) 個別施設情報の集約について		○	87
第2 学校施設について				
30	2 (2) ①旧相馬女子高校の校舎及び校庭		○	96
31	2 (2) ①旧小高商業高校の校舎及び校庭		○	97
32	2 (2) ⑤校舎を使用しなくなった高校の土地建物に関する各部署への利活用要望の照会について	○		101
33	2 (2) ⑥校舎を使用しなくなった高校の土地建物利活用に関する意思決定プロセスについて		○	103
34	4 (2) ①学校施設のトイレ洋式化の進捗状況について		○	108
第3 県営住宅について				
35	3 (1) 特別県営住宅の入居率について		○	117
36	3 (2) 用途廃止予定物件の管理について		○	117
<b>VIII インフラ施設について</b>				
第2 福島県におけるインフラ施設に係る個別施設計画について				
37	2 (1) 点検・修繕履歴の集積・蓄積について（福島県小規模構造物修繕計画 他8件）		○	125
38	2 (2) 計画の更新手続について（河川管理施設長寿命化計画）		○	126

No	指摘事項・意見の一覧	区分		参照 頁
		指摘 事項	意 見	
	他 7 件)			
39	2 (3) 県有財産最適活用推進委員会の適切な関与		○	126
40	3-No.6 福島県小規模構造物個別施設計画（消融雪施設編）に おける点検方法・点検頻度の規定について		○	133
<b>IX 未利用資産について</b>				
第 2 未利用資産の処分について				
41	4 (1) 普通財産の貸付について		○	169
<b>X 平成 22 年度の包括外部監査結果の措置状況について</b>				
第 2 平成 22 年度包括外部監査報告書の意見について				
42	2 (1) 平成 22 年度包括外部監査に対する対応状況の開示につ いて		○	182
第 3 平成 22 年度の「意見」に対する県の「対応状況」の検証				
43	2 (1) ②郡山市と旧畜産試験場熱海支場敷地（石筵）等の協議 について		○	186
44	2 (4) ②福島市との協議について		○	189
45	3 (1) ②研修施設等の稼働について		○	192
46	5 (3) ②畜産研究所沼尻分場		○	196

### Ⅲ 公有財産の概要

#### 第1 公有財産の分類

自治体の「財産」は、①公有財産、②物品、③債権、④基金に分類される（地方自治法第237条第1項）。

「公有財産」の範囲は、地方自治法第238条第1項において以下のように規定されている。

- ①不動産
- ②船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ③前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- ④地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ⑤特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ⑥株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ⑦出資による権利
- ⑧財産の信託受益権

「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」に分類される（地方自治法第238条第3項、第4項）。

行政財産	普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産
普通財産	行政財産以外の一切の公有財産

財産の管理については、「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とされている（地方財政法第8条）。

また、行政財産及び普通財産の管理及び処分に関しては、地方自治法において次のように規定されている。

行政財産 (地方自治法第238条の4)	普通財産 (地方自治法第238条の5)
原則として、貸付、交換、売払、譲与、出資目的、信託、私権の設定はできない。但し、用途又は目的を妨げない限度において貸付、私権の設定、使用許可できる。使用許可による行政財産の使用については、借地借家法の規定は適用されない。	貸付、交換、売払、譲与、出資目的、信託、私権の設定ができる。

## 第2 福島県の公有財産の状況

### 1 固定資産の残高

福島県は、公会計制度の導入により、平成29年度決算から固定資産台帳を整備しており、令和2年3月31日現在の福島県の一般会計等に係る固定資産（有価証券・出資金等を除く）は合計で3兆5千億円（期末簿価ベース）であり、科目別、財産分類別の状況は以下のとおりである。

科目	区分	行政財産	普通財産	合計
		期末簿価(千円)	期末簿価(千円)	期末簿価(千円)
土地		699,753,787	28,376,607	728,130,394
立木竹		837,380	336	837,716
建物		316,720,480	7,102,087	323,822,567
工作物		2,184,410,975	634,292	2,185,045,267
船舶		2,822,280		2,822,280
浮標等		84,248		84,248
航空機		1,856,412		1,856,412
建設仮勘定		265,815,489	506,327	266,321,816
その他(無体財産権)		890	1,806	2,695
その他(用益物権)		-	4,388,911	4,388,911
ソフトウェア		99,377	79,484	178,861
合計		3,472,401,318	41,089,849	3,513,491,167

(出展：令和2年3月31日現在の固定資産台帳により監査人が集計・作成)

### 2 行政財産の行政目的別の残高

上記の行政財産を行政目的別に区分すると、生活インフラ・国土保全（土木費）が2兆9,469億円で行政財産全体の85%を占める。次いで教育（教育費）、産業振興関連（労働費・農林水産業費・商工費）が2千億円程度である。

行政目的	事業用資産	インフラ資産	合計
	期末簿価(千円)	期末簿価(千円)	期末簿価(千円)
生活インフラ・国土保全(土木費)	192,533,015	2,754,447,276	2,946,980,292
教育(教育費)	217,207,364		217,207,364
福祉(民生費)	9,151,529		9,151,529
環境衛生(衛生費)	10,169,269	212,055	10,381,324
産業振興(労働費・農林水産業費・商工費)	62,788,057	139,945,728	202,733,785
消防(警察)(警察費)	31,494,993	4,509,869	36,004,862
総務(総務費・議会費・その他)	49,942,162		49,942,162
合計	573,286,390	2,899,114,928	3,472,401,318

(出展：令和2年3月31日現在の固定資産台帳により監査人が集計・作成)

※ 事業用資産・インフラ資産の定義は以下のとおりである。

- ・ 事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産をいう。
- ・ インフラ資産は、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部または全部を有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当する。

(出展：統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務省))

上記の事業用資産を用途別に見ると以下のとおりである。残高の大きい生活インフラ・国土保全(土木費)の主なものは公営住宅1,889億円であり、教育(教育費)の主なものは高等学校1,727億円である。



行政目的	用途	期末簿価(千円)
生活インフラ・国土保全(土木費)	公営住宅	188,958,993
	土木施設	2,668,372
	総合公園	684,034
	その他の公共用施設(事業用資産)	82,473
	その他の土木施設	57,447
	その他の庁舎	38,641
	浮標等	24,406
	その他の公用施設	12,533
	社会教育施設	6,116
	計	192,533,015
教育(教育費)	高等学校	172,750,899
	特殊学校	20,781,727
	社会教育施設	19,276,071
	教育施設	2,208,904
	船舶(公用財産)	1,743,050
	その他の公共用施設(事業用資産)	220,279
	その他の教育施設	219,205
	観光施設	6,942
	警察庁舎	287
	教育職員公舎	0
計	217,207,364	
福祉(民生費)	福祉施設	9,131,575
	労働施設	18,172
	その他の公用施設	1,782
	計	9,151,529
環境衛生(衛生費)	教育施設	5,272,490
	保健施設	2,199,910
	その他の庁舎	1,543,419
	環境施設	303,603
	その他の保健施設	288,007
	自然保護用地	207,074
	その他の環境施設	194,119
	モニタリングポスト	61,203
	環境保全施設	59,552
	原子力センター	32,386
	地方振興局(公害)	7,506
	その他の公用施設	0
計	10,169,269	

行政目的	用途	期末簿価(千円)
産業振興(労働費・農林水産業費・商工費)	農林水産施設	22,484,979
	商工施設	15,161,143
	その他の公共用施設(事業用資産)	11,144,970
	その他の農林水産施設	4,877,189
	農林水産公舎	3,630,677
	高等技術専門校	2,816,514
	船舶(公用財産)	1,083,550
	造林施設	806,433
	観光施設	631,259
	立木竹(公共用)	73,987
	浮標等	46,353
	その他の公用施設	17,544
	その他の動産	13,460
	その他の土木施設	0
	計	62,788,057
消防(警察)(警察費)	警察庁舎	31,469,472
	警察施設	25,522
	計	31,494,993
総務(総務費・議会費・その他)	本庁舎	16,071,471
	その他の庁舎	9,452,932
	合同庁舎	7,157,146
	防災行政無線中継局	4,417,894
	原子力センター	3,398,585
	その他の公共用施設(事業用資産)	2,562,324
	その他の公用施設	2,337,808
	男女共生センター	1,915,606
	航空機	1,856,412
	環境施設	653,568
	震度情報ネットワークシステム	113,051
	警察庁舎	4,860
	その他の教育施設	505
	観光施設	0
	モニタリングポスト	0
	スキー場案内標識	0
	消費生活(消費生活センター)	0
計	49,942,162	
合計		573,286,390

(出展：令和2年3月31日現在の固定資産台帳により監査人が集計・作成)

インフラ資産について、資産内容別に見ると、残高の最も大きい生活インフラ・国土保全(土木)の主な資産は道路1兆6,365億円、橋梁1,470億円である。

行政目的	資産詳細	期末簿価(千円)
生活インフラ・国土保全(土木費)	道路	1,636,582,001
	橋りょう	147,033,614
	漁港港湾	41,268,524
	トンネル	38,279,203
	公園施設	37,554,173
	建物附属設備	135,241
	水門樋門	83,920
	土地	480,838,078
	建設仮勘定	200,185,742
	砂防施設	113,443,783
	急傾斜崩壊防止施設	32,182,267
	その他	26,860,731
	計	2,754,447,276
	環境衛生(衛生費)	環境保全施設
観光施設避難小屋		27,109
自然保護用地		0
計		212,055
産業振興(労働費・農林水産業費・商工費)	漁港港湾	79,860,538
	その他	60,085,190
	計	139,945,728
消防(警察)(警察費)	信号機等	4,509,869
	計	4,509,869
合計		2,899,114,928

(出展：令和2年3月31日現在の固定資産台帳により監査人が集計・作成)

なお、公営企業会計が適用されているもののうち、福島県流域下水道事業及び工業用水道事業の固定資産の令和2年3月31日現在の期末簿価は以下のとおりである。

公営企業名	期末簿価(千円)
福島県流域下水道事業	100,442,855
工業用水道事業	34,819,715

#### IV 福島県の公有財産の現況と課題

福島県公共施設等総合管理計画（詳細は後述）において、福島県の公有財産の現況と課題は以下のとおりとされている。

##### 第1 インフラ施設の現況

###### 1 保有量

福島県のインフラ施設の保有量は以下のとおりである。

	類型	種別	保有量
農林水産系 インフラ施設	農業関連施設	防災ダム	6 基
		農業用利水ダム	6 基
	地すべり防止施設	地すべり防止区域	40 か所
		治山施設	治山ダム
	海岸保全施設	海岸保全施設	20 海岸
土木系 インフラ施設	道路施設	橋梁	4,604 橋
		トンネル	154 か所
		シェッド・シェルター	172 か所
		舗装	5,696.6 km
		小規模構造物	道路延長約5,723kmの付属物等
	河川施設	水門・樋門・管渠	549 施設
		海岸保全施設	80 海岸
	ダム施設	ダム	12 基
	砂防施設	砂防設備（堰堤）	1,103 基
		急傾斜地崩壊防止施設	420 か所
		地すべり防止施設	61 か所
		雪崩防止施設	5 か所
	港湾施設	港湾	7 港
		漁港	10 港
	空港施設	空港	1 港
公園施設	都市公園	6 公園	
下水道施設	下水処理場	4 か所	
	下水管渠	138.67 km	
その他 インフラ施設	防災通信施設	統制局	1 か所
		中継局（反射板）	16か所（うち反射板7か所）
		支部局	8 か所
		端末局	130 か所
	工業用水道事業施設	浄水場	3 か所
		導水路	38,089 m
		配水路	61,051 m
	交通安全施設	信号機	4,053 基
		大型道路標識	3,429 基
		光ビーコン	215 基
監視カメラ		44 台	
		交通情報板	123 基

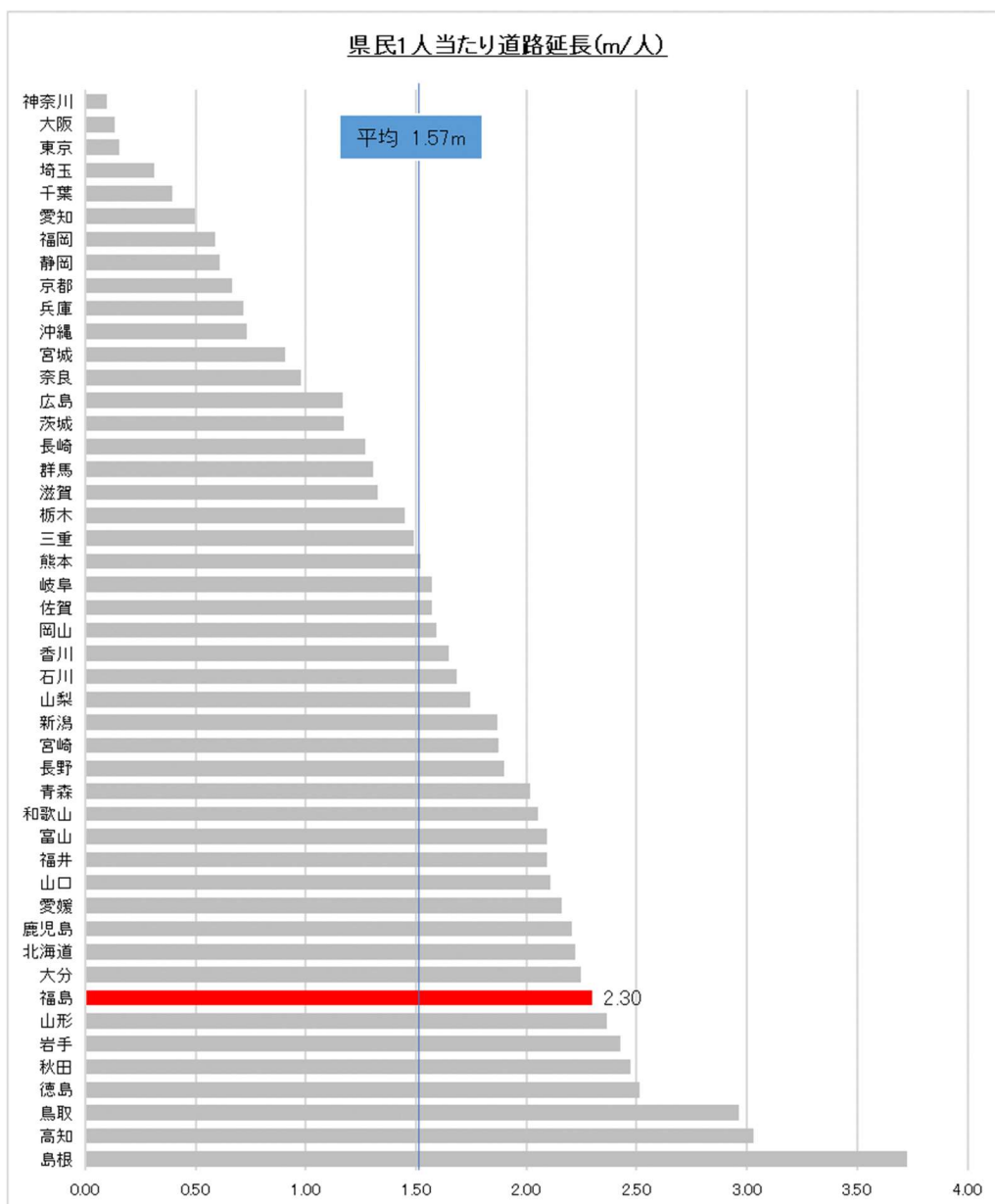
（出展：福島県公共施設等総合管理計画）

※1 農林水産系インフラ施設は平成18年度末時点の保有量（農林水産部調べ）

- 2 土木系インフラ施設（道路施設-小規模構造物を除く）及びその他インフラ施設（防災通信施設を除く）は平成 27 年度末時点の保有量（各財産管理者調べ）
- 3 土木系インフラ施設-道路施設-小規模構造物は平成 29 年 4 月時点の保有量（土木部調べ）
- 4 その他インフラ施設-防災通信施設は平成 31 年 4 月時点の保有量（危機管理部調べ）

本県の面積は 13,783 km<sup>2</sup>と全国第 3 位の県土面積を誇るため、インフラ施設も膨大な保有量になっているとされている。

この点について、道路を例にとり、県民一人当たりの道路延長を他県と比較すると以下のとおりとなっており、全国平均に対して 46%長く、県民一人当たりのインフラ施設の保有量は多いものと思料される。

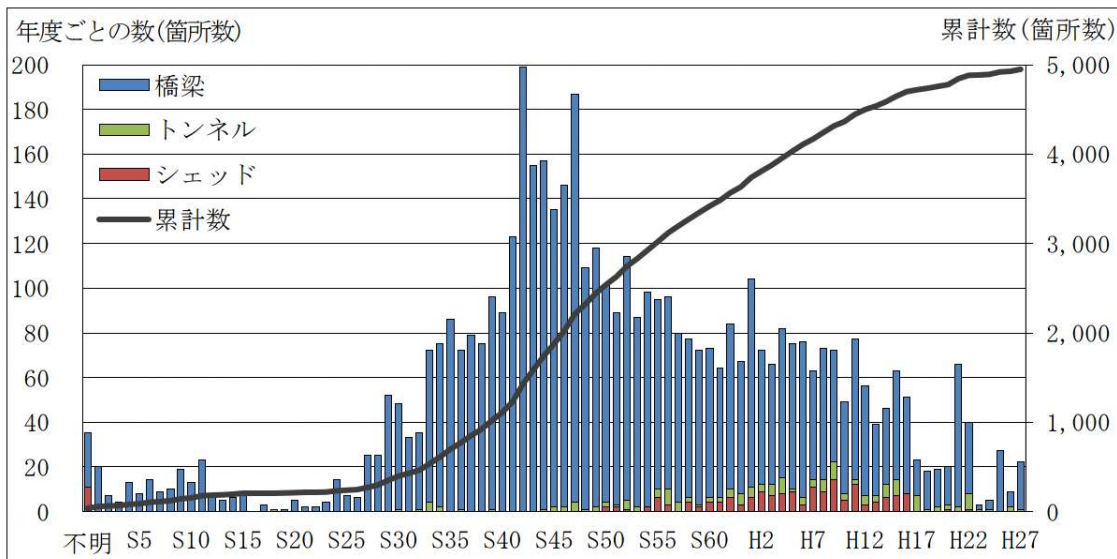


(出展：令和元年度都道府県公共施設状況調査(総務省)及び令和2年国勢調査より監査人が加工・作成)

## 2 建設年度毎の施設数の推移

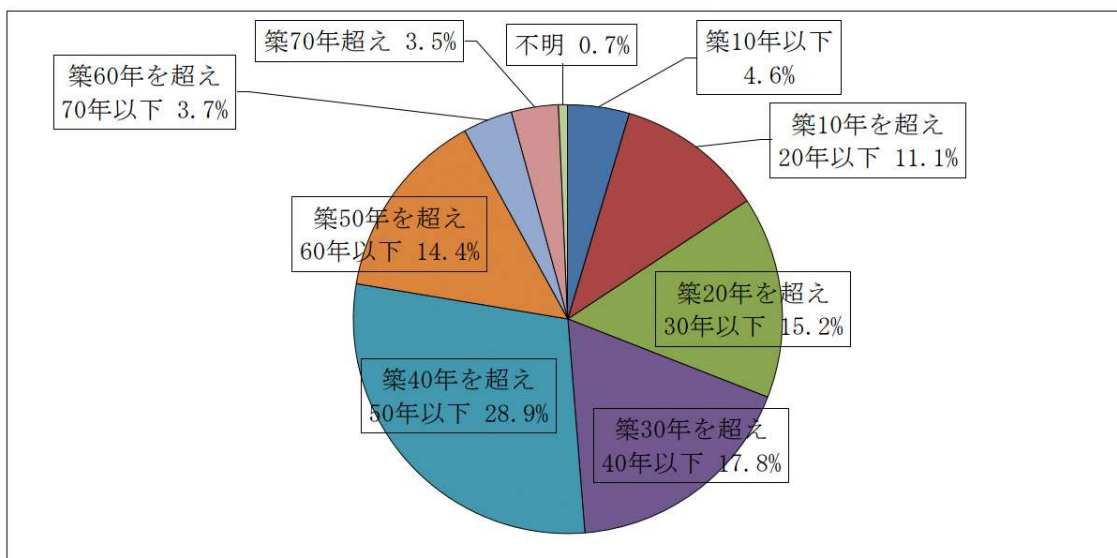
インフラ施設について、道路施設(橋梁、トンネル、シェッド)を例に建設年度ごとの施設数を見ると、戦後の高度経済成長期である昭和30年代から急増し、全体の半数以上が建設後40年を経過している。

【道路施設の建設年度ごとの施設数の推移】 ※平成 27 年度末時点の数量（土木部調べ）



(出展：福島県公共施設等総合管理計画)

【道路施設の経過年数ごとの割合】 ※平成 27 年度末時点の数量（土木部調べ）



(出展：福島県公共施設等総合管理計画)

## 第2 建物施設の現況

### 1 保有量

福島県の建物施設の保有量は以下のとおりである。

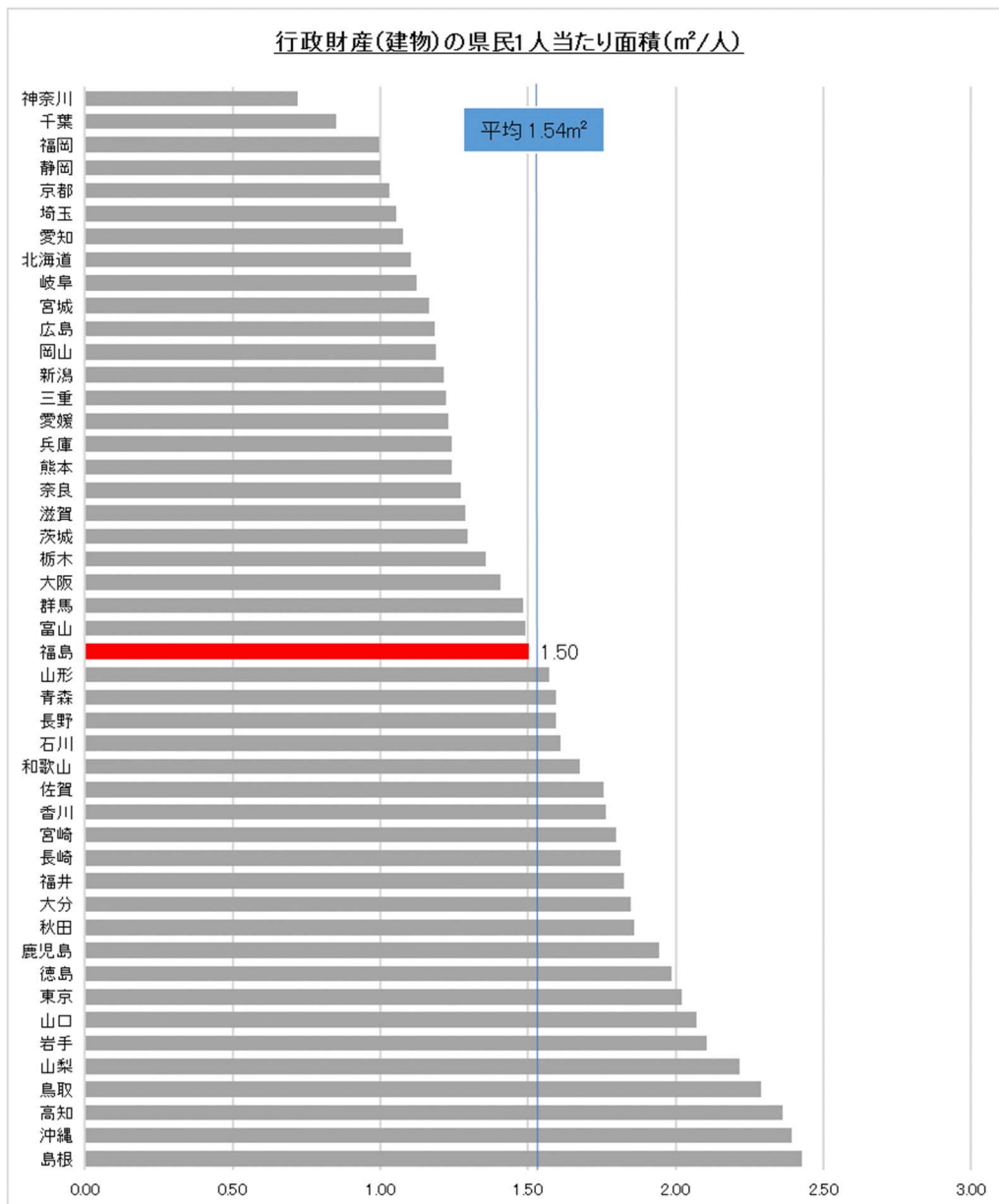
分類	種別	区分	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	割合
行政財産	公用財産	本庁舎(本庁舎)	68,222.22	2.4%
		警察施設(庁舎・特別公舎)	134,466.73	4.8%
		その他の施設(合同庁舎)	54,158.01	1.9%
		その他の施設(各部局庁・特別公舎)	182,990.32	6.5%
	公共用財産	学校(高等学校・その他の学校)	1,201,116.59	42.5%
		公営住宅(公営住宅)	668,887.00	23.7%
		その他の施設(各部局庁)	267,507.50	9.5%
普通財産	職員公舎用普通財産	190,238.06	6.7%	
	一般普通財産	58,537.86	2.1%	
計			2,826,124.29	100.0%

(出展：福島県公共施設等総合管理計画)

※ 平成27年度末時点の県有財産台帳を基に集計（総務部調べ）

行政財産（建物）の県民一人当たり延床面積を他県と比較すると以下のとおりであり、福島県は概ね平均水準にある。





(出展：令和元年度都道府県公共施設状況調査(総務省)及び令和2年国勢調査より監査人が加工・作成)

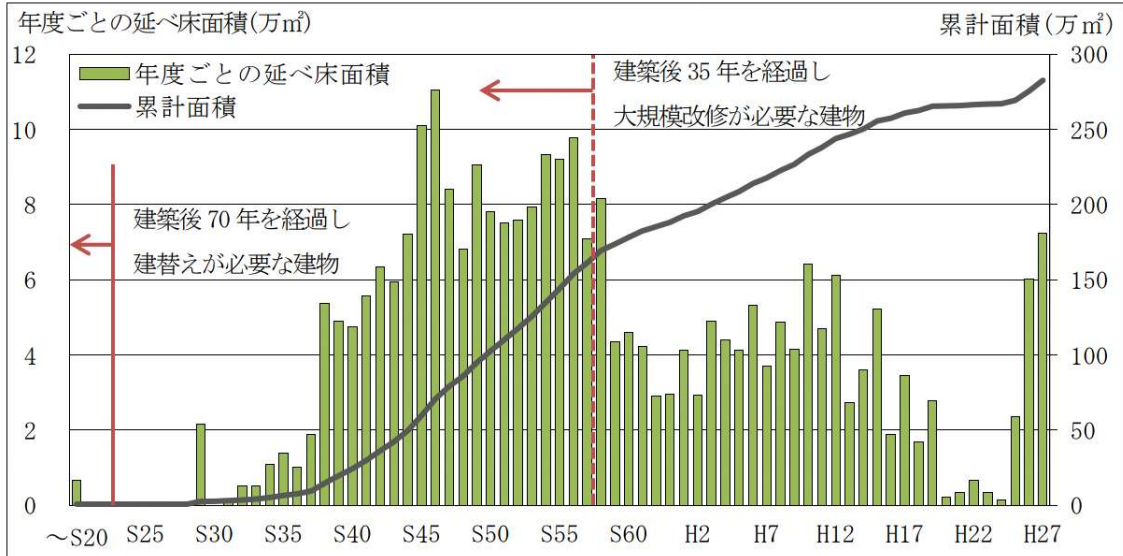
## 2 建設年度ごとの施設数の推移

建物施設について、建築年度ごとの延べ床面積(県立病院施設を除く)を見ると、戦後の高度経済成長期である昭和30年代から急増し、全体の半数以上が築30年を経過している。

なお、平成25年度以降は主に東日本大震災からの復旧・復興事業のため増加しており、これらについても将来建替えが同時期に集中することが危惧されるとされている。

【建築年度ごとの延べ床面積の推移】

※ 平成 27 年度末時点の県有財産台帳を基に集計（総務省調べ）

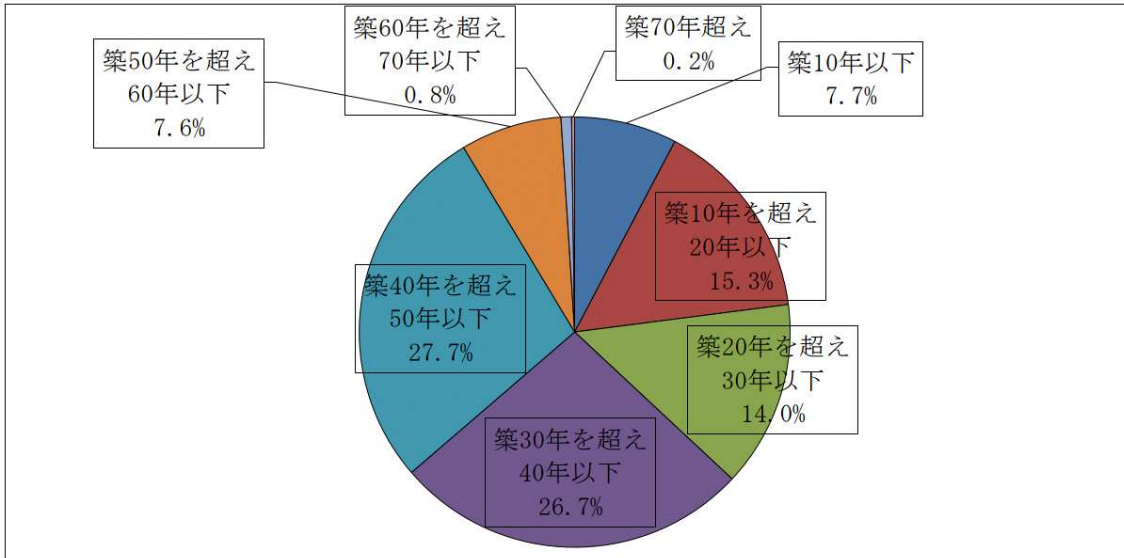


(出展：福島県公共施設等総合管理計画)

※ 「福島県県有建物長寿命化指針」に基づき目標使用年数は 70 年、大規模改修は 35 年とされている。

【経過年数ごとの面積割合】

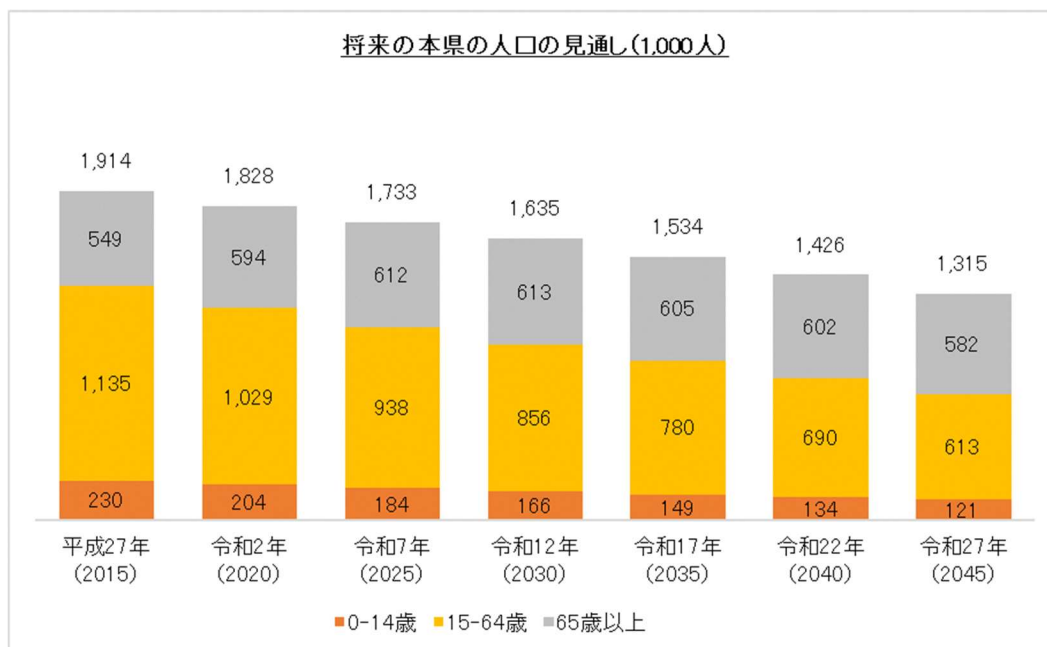
※ 平成 27 年度末時点の県有財産台帳を基に集計（総務省調べ）



(出展：福島県公共施設等総合管理計画)

### 第3 総人口や年代別人口の今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の将来の人口は、令和27年(2045年)で、総人口は平成27年(2015年)比で31.2%減少し、生産年齢人口(15~64歳)は46.0%減少すると推計されている。



(出展：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より監査人作成)

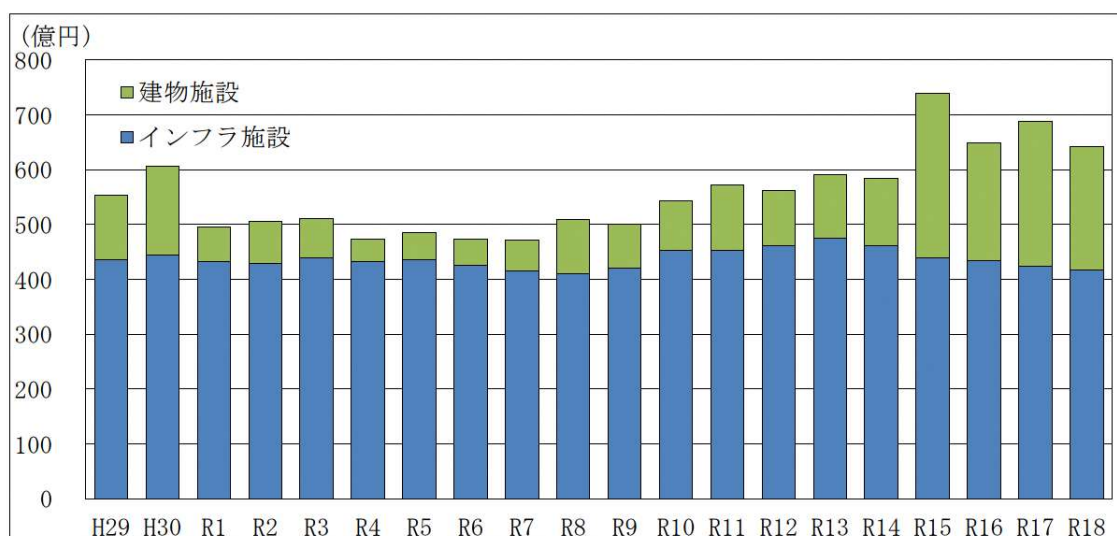
なお、「福島県人口ビジョン」(令和元年12月更新)では、①出生率：令和22年(2040年)に福島県民の希望出生率2.11(平成30年(2018年)1.53)、②移動率：令和12年(2030年)に社会動態±ゼロを実現することを前提条件として、令和22年(2040年)の人口目標153万人を掲げている。

### 第4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みや財政状況

#### 1 中長期的な経費の見込み

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の今後20年間の見込みは、以下のとおりであり、インフラ施設については400~500億円の水準でほぼ横ばいとなっているが、建物施設については、令和15年以降、建替え時期を迎える建物が一挙に増えるため、経費が増加する見込みとなっている。

【公共施設等の維持管理・修繕・更新等経費の見込み】



(出展：福島県公共施設等総合管理計画)

※ 見込額的前提等

- 1 インフラ施設（道路施設 - 小規模構造物及び防災通信施設を除く。）は、施設類型ごとの見込み額（各財産管理者調べ）を集計
- 2 建物施設は、公営住宅（土木部調べ）、県立病院事業施設（病院局調べ）、学校及び庁舎等その他の県有建物（公共施設等更新費用試算ソフト「一般財団法人地域総合整備財団作成」による試算結果）の見込み額を集計
- 3 公共施設等更新費用試算ソフトによる試算の条件
  - (1) 「福島県県有建物長寿命化指針」に基づき、建築後 35 年目に大規模改修、70 年目に建替えの経費を計上
  - (2) 建築後 36 年以上経過した建物の大規模改修の経費は計上しない。
  - (3) 大規模改修及び建替え経費は「用途ごとの㎡単価×延床面積」とした。
- 4 インフラ施設 - 道路施設 - 小規模構造物及び防災通信施設は、今後反映する予定。

2 今後の財政見通し

令和3年10月策定の中期財政見通しは以下のとおりとされており、令和3年を含む今後5年間累計で約1,300億円の財源不足額が見込まれている。

なお、投資的経費（道路、学校、住宅等の建設等行政水準の向上に直接寄与する経費）は、歳出計の1割程度の水準で推移することが見込まれている。

【中期財政見通し】

(1) 歳入・歳出見通し

(単位：億円)

		令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
歳	復興・創生事業分 A	2,585	2,730	2,570	2,290	1,960
	通常事業分 B	9,115	8,920	9,020	9,160	9,170
	義務的経費	4,558	4,330	4,340	4,460	4,440
	人件費	2,492	2,420	2,410	2,400	2,360
	扶助費(間接扶助を含む)	945	960	980	1,000	1,020
	公債費	1,121	960	950	1,060	1,060
	<b>投資的経費</b>	<b>1,201</b>	<b>1,140</b>	<b>1,230</b>	<b>1,230</b>	<b>1,220</b>
	その他の経費	3,356	3,450	3,450	3,470	3,510
	新型コロナウイルス対応分 C	901	4年度以降は今後の予算編成過程で検討する。			
	出	歳出計 (A+B+C) D	12,601	11,650	11,590	11,450
	(歳出抑制(K)後の予算規模(D+K))	12,585	11,640	11,580	11,440	11,120
歳	復興・創生事業分 E	2,585	2,730	2,570	2,290	1,960
	確保済み財源	2,585	1,300	1,040	850	760
	今後確保が必要となる財源	0	1,430	1,530	1,440	1,200
	通常事業分 F	8,774	8,560	8,610	8,760	8,790
	一般財源	5,050	5,340	5,430	5,490	5,550
	うち県税	2,187	2,340	2,390	2,430	2,470
	うち地方交付税(地方特例交付金を含む)	1,910	1,920	1,910	1,910	1,900
	特定財源	3,724	3,220	3,180	3,270	3,240
	うち国庫支出金	1,067	1,020	1,030	1,020	1,050
	うち県債	1,874	1,430	1,390	1,490	1,430
入	新型コロナウイルス対応分 G	893	4年度以降は今後の予算編成過程で検討する。			
	歳入計 (E+F+G) H	12,252	11,290	11,180	11,050	10,750
	収支差(H-D) I	△ 349	△ 360	△ 410	△ 400	△ 380

(2) 収支差への対応

(単位：億円)

		令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
歳入確保 J		73	100	120	120	100
歳出抑制 K		△ 16	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
収支差への対応(J-K) L		89	110	130	130	110

(3) 財源不足額

(単位：億円)

		令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
財源不足額(I+L) M		△ 260	△ 250	△ 280	△ 270	△ 270

(出展：中期財政見通し(令和3年10月))

## 第5 公有財産に係る課題

以上の状況を踏まえ、福島県公共施設等総合管理計画において、公共施設等に係る課題は以下のとおりとされている。

本県は高度経済成長期以降、人口増加や経済成長による行政需要に対応するため、急速に公共施設等を整備してきた結果、多くの資産を抱えることとなりました。

現在、これらの公共施設等が次々と更新時期を迎えつつあり、維持管理・更新費用も膨大なものとなることが予想されていることから、その対策が急務となっています。

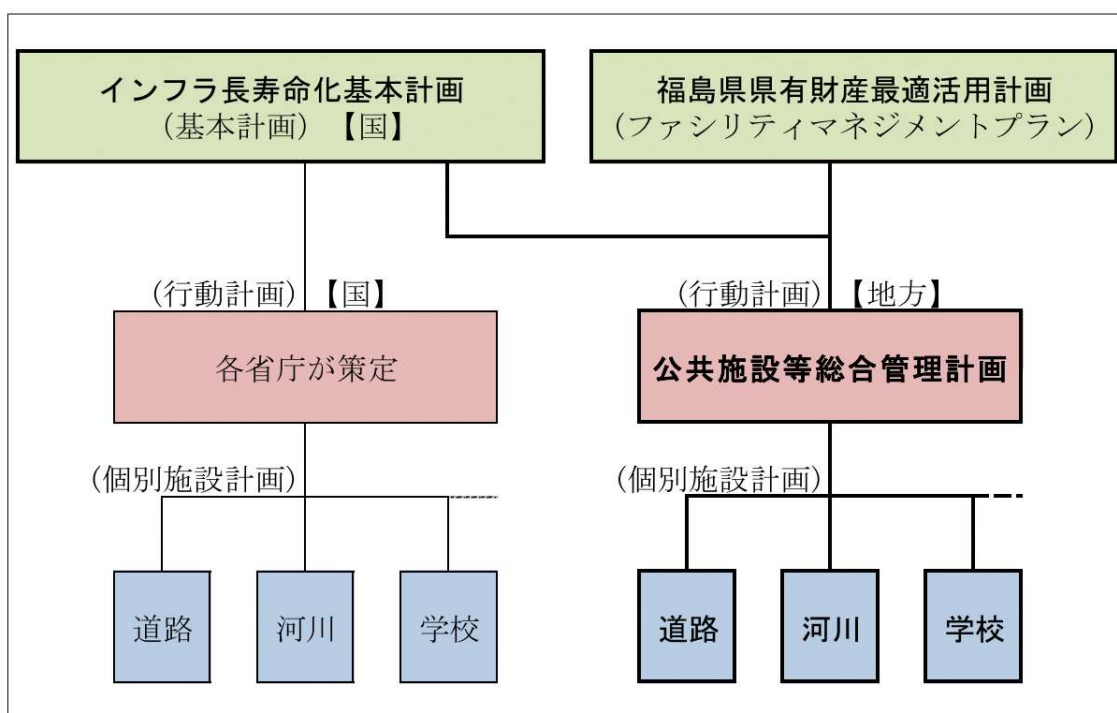
さらに、経済成長率の低迷や少子高齢化などにより、厳しい財政状況が予想されることから、公共施設等の安全性と行政サービス水準を確保しながら、将来的な人口減少を見据えた施設総量の適正化などの取組を行い、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要な課題となっています。

## V 公有財産に係る福島県の施策について

以上の公有財産の現況及び課題を踏まえた県の施策は以下のとおりである。

### 第1 計画体系

県では、公共施設等の長寿命化や利活用の促進のため、「福島県県有財産最適活用計画」及び「福島県公共施設等総合管理計画」を策定している。また、インフラ施設においては、「道路長寿命化計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」など、建物施設においては、「県営住宅等長寿命化計画」、「県有建物に係る資産戦略」などの個別施設計画を策定している。





## 第2 福島県公共施設等総合管理計画

### 1 計画策定の趣旨

総務省から平成26年4月に各地方自治体に対して「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」として以下の要請が行われた。

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

上記の要請に合わせて平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「策定指針」という）が公表され、平成30年2月に一部改訂が行われている。

### 2 福島県の策定状況

県では、平成29年3月に「福島県公共施設等総合管理計画」を策定し、令和元年10月に一部改訂を行っている。

策定指針で記載が 求められている項目	記載内容
一 公共施設等の現況及び将来の見通し	
(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	上記IV. 福島県の公有財産の現況と課題に記載のとおり。



策定指針で記載が 求められている項目	記載内容
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	上記Ⅳ. 福島県の公有財産の現況と課題に記載のとおり。
(3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等	<p>上記Ⅳ. 福島県の公有財産の現況と課題に記載のとおり。維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込みについては、今後20年間について行われている。</p> <p>一方、これらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについては、今後の財政見通しとして、今後5年間で財源不足が見込まれていることが文章のみで記載されるに止まっている。【下記意見参照】</p>
二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
(1) 計画期間	計画期間は策定（平成29年3月）から令和8年度の10年間としている。
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	<p>全庁的な合意の下に本計画を推進するため、県有財産最適活用推進委員会において情報共有を図ることとしている。</p> <div data-bbox="778 1196 1177 1503" style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A["<b>県有財産最適活用推進委員会</b> 【委員長：総務部次長】 (各部局主管課長等)"]     B["幹事会、ワーキンググループ"]     C["<b>財産管理者</b> 点検・診断等の実施 適正な維持管理の実施"]          A --- B     B --- C     C -- "個別施設計画の取組状況などの報告等" --&gt; A     A -- "情報共有" --&gt; C           </pre> </div>
(3) 現状や課題に関する基本認識	<p>上記「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、現状及び課題として以下の3点を記載している。</p> <p>(1) 維持管理・修繕等の計画的な実施</p> <p>(2) 社会情勢の変化への対応（人口減少・少子高齢化への対応）</p> <p>(3) 財政負担の軽減・平準化</p>
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	以下の実施方針を踏まえ施設類型ごとに基本的な方針を定め、性能の向上、長寿命化、維持管理経費の縮減、施設総量の適正化を図り、公共施設等のサービスの向上を目指すとしている。

策定指針で記載が 求められている項目	記載内容
① 点検・診断等の 実施方針	経年劣化や損傷を把握するための日常点検、専門的な見地から状況把握を行うための定期点検及び法定点検、故障や事故など突発的な事象に対応するための緊急点検など、適切な時期に点検・診断を実施することはもとより、点検・診断等の記録を整備し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくものとする。
② 維持管理・更新 等の実施方針	適切な時期に修繕・更新等を実施する。また、「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づく省資源・省エネルギーの推進及び新エネルギーの活用等により、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る。これまでの維持管理・修繕等は、施設の機能や性能に明らかな不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」を行ってきたが、今後は、点検・診断等により施設の現状を把握した上で状況を評価し、損傷が軽微である早期段階に予防的な対策を実施することで機能の保持と回復を図る「予防保全」の考え方を取り入れる。さらに、耐用年数や劣化進行の予測などをもとに、最適な保全による長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を目指した「計画的な保全」を実施する。更新等は、真に必要な施設を対象に実施することで、財政負担の軽減を図る。なお、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFI の活用についても国の指針に基づき、必要に応じて検討する。
③ 安全確保の実 施方針	点検・診断等により、施設の安全性を確保できない損傷等を発見した場合は、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講じるとともに、類似の施設についても緊急的に点検・診断等を実施し、安全確保に努める。また、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない公共施設等については、立入禁止措置や除却等を行い、安全確保に努める。
④ 耐震化の実施 方針	公共施設等は災害発生時の救護・支援活動施設、緊急輸送施設、緊急避難施設及び防災拠点施設となることから、平常時の安全だけでなく災害時の機能確保を図るため、耐震化を推進する。
⑤ 長寿命化の実	点検・診断等に併せて利用状況及び稼働率等の調査を行

策定指針で記載が 求められている項目	記載内容
<p>施方針</p>	<p>い、今後も長く使い続け、県民サービスを提供していく必要があると判断される公共施設等については、「予防保全」「計画的な保全」の考え方を取り入れながら効果的かつ計画的な保全を実施し、長寿命化を推進する。</p>
<p>⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針</p>	<p>「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」及び「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、すべての人が安全・安心に利用できるよう公共施設等におけるユニバーサルデザインの導入を推進する。</p>
<p>⑦ 統合や廃止の推進方針</p>	<p>人口減少・少子高齢化による県民ニーズの変化、厳しい財政状況などから、適切な行政サービスを維持していくためには、公共施設等の規模の適正化を図る必要がある。耐用年数による更新時期又は適切な時期を見極め、低利用施設の統廃合、市町村等や民間の施設の利用及び合築などにより、施設総量の適正化を目指す。なお、用途廃止がなされ未利用となっている公共施設等は、県はもとより地元市町村等での利活用計画がない限り、解体・撤去を図り、施設総量の適正化を推進する。</p>
<p>⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	<p>財産管理者自らが経営的視点に立ち、施設類型ごとの管理に関する研修や国・市町村等との情報交換等を行い、マネジメントの意識や技術力の向上に努めることにより、適正な管理体制の構築を図る。</p>
<p>(5) PDCA サイクルの推進方針</p>	<p>本計画については、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況、施設類型ごとの個別施設計画の策定状況等を踏まえながら、PDCA サイクルにより、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <div data-bbox="715 1720 1241 1977" style="text-align: center;"> <pre> graph TD     Plan[Plan (計画) 計画の策定 基本方針等の策定] --&gt; Do[Do (実行) 各財産管理者の取組 個別施設計画の実行]     Do --&gt; Check[Check (評価) 計画推進状況の把握 取組成果の検証]     Check --&gt; Act[Act (改善) 課題の把握と整理 計画等の見直し]     Act --&gt; Plan     Center[県有財産最適活用推進委員会 全庁調整・進行管理]   </pre> </div>

策定指針で記載が 求められている項目	記載内容
	【以下意見参照】
三 施設類型ごとの管理 に関する基本的な方針	「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定める。 (各施設類型ごとの方針については記載を省略)

### 3 監査の結果

#### (1) 経費の見込み及び経費に充当可能な財源の見込みについて【意見】

総務省の策定指針では、公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、以下のとおりとされている。

中長期的な経費の見込みについては、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに示すことが望ましいこと。

福島県の計画においては、経費の見込みは20年となっており、建築物とインフラ施設の区分はあるものの、会計区分や経費区分は示されていない。また、財政の見通しについては今後5年間に止まっている。

本計画内において福島県の人口の推計は今後約40年で生産年人口が▲23%減少することが見込まれており、それに伴い県の財政にも重要な影響があるものと考えられ、また、県土面積が広いことから、インフラ施設を多く抱えているという状況からも、将来の負担は相当程度大きくなるものと考えられる。

将来の人口減少に伴う長期的な財政の見通しを踏まえ、将来の公共施設等の維持管理・更新等についてどの程度の対策が必要になるのか県民と問題意識を共有し、早急に対策を講じるためにも、公共施設等の維持管理・更新等に係る長期的な経費の見込みとその経費に充当可能な財源の見込みを計画に示し、公表することが望ましいと考える。

#### (2) 数値目標の設定について【意見】

総務省の策定指針では、留意事項として数値目標の設定について以下のとおりとされている。

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を

対象とすることが望ましいこと。さらに、計画期間内の一定の期間で定めた PDCA サイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCA サイクルの確立に努めることが望ましいこと。

しかし、現在の「福島県公共施設等総合管理計画」において数値目標は定められていない。そのため、本総合計画を踏まえて策定される個別施設計画も成行きベースの計画に止まっているものと考えられる。

上述の長期的な経費の見込み等を試算した上で、持続可能な財政に向けて必要な数値目標を定め、当該数値目標に基づき、各個別施設計画をより厳しい目線で検討を行う必要があると考える。

数値目標の設定に関しては、より強いリーダーシップが必要になると考えられることから、現状の県有財産最適活用推進委員会の位置付けを明確にし、より強い権限を付与することも必要である。

また、指針の記載のように、後述の PDCA サイクルを適切に運用するためにも、数値目標を設定することは重要であると考ええる。

### (3) PDCA サイクルの推進方針について【意見】

総務省の策定指針では、PDCA サイクルの推進方針について以下のとおりとされている。

PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

しかし、現在の「福島県公共施設等総合管理計画」においては、PDCA サイクルの期間や手法について具体的な記載が行われていない。計画期間が 10 年間と長期であること、また、現状の計画が数値目標等が定められていないという点において暫定的な位置付けになっていると考えられることから、期間や手法について定め、適切な運用が必要である。

## 第 3 福島県県有財産最適活用計画

### 1 計画の概要

福島県では、平成 20 年 9 月に「福島県県有財産最適活用計画」を策定している。（最終改正は平成 30 年 3 月）

本計画（平成 30 年 3 月改正版）の概要は以下のとおりである。

項目	内容
目的	本計画は、FM（ファシリティマネジメント）の考え方を踏まえ、財産活用、財産管理及び財産保有の面から県有財産の最適な活用を推進することを目指し、歳入確保及び歳出削減の両面から行財政改革に役立てることを

	目的とする。										
計画期間	本計画は、平成 30 年度から令和 3 年度までを計画期間とする。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて内容の見直しを行う。										
推進体制及び情報共有	<p>全庁的な合意の下に本計画を推進するため、県有財産最適活用推進委員会において情報共有を図る。</p>										
基本方針	<p>① 財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的な観点から最適化を推進する。</p> <p>② 財産全般に FM の考え方を導入し、取り組めるところから実施する。</p> <p>③ 財政的な負担軽減の効果が高いものを優先する。</p>										
取組方針	<p>(1) 財産活用の最適化</p> <table border="1"> <tr> <td>広告</td> <td>広報誌や封筒などの印刷物、ホームページのバナー、公用車や構造物などを媒体とした広告やネーミングライツなどにより、広告料等の歳入確保を推進する。</td> </tr> <tr> <td>賃料・貸付</td> <td>財産の使用の有料化や使用料等の見直しにより、財産収入の確保を推進する。また、財産の貸付については、必要に応じて公募制度の導入を検討する。</td> </tr> <tr> <td>利活用</td> <td>未利用又は低利用となっている財産は、その機能及び運用上の課題を整理し、有効活用及び活用促進を図る。</td> </tr> </table> <p>(2) 財産管理の最適化</p> <table border="1"> <tr> <td>管理事務</td> <td>日常的な維持管理は、業務の標準化や統一化を図り、より効率的かつ効果的な業務実施を推進する。また、光熱水費、通信費及び清掃等の委託費は、複数の施設群ごとの一括契約などの手法の取り入れを検討する。なお、原子力発電所事故により本県の財産が被った損害は、的確な請求を行うとともに、確実かつ迅速な支払いを求めていく。</td> </tr> <tr> <td>省エネルギー</td> <td>省エネルギー機器や新電力の導入を図り、省エネルギー</td> </tr> </table>	広告	広報誌や封筒などの印刷物、ホームページのバナー、公用車や構造物などを媒体とした広告やネーミングライツなどにより、広告料等の歳入確保を推進する。	賃料・貸付	財産の使用の有料化や使用料等の見直しにより、財産収入の確保を推進する。また、財産の貸付については、必要に応じて公募制度の導入を検討する。	利活用	未利用又は低利用となっている財産は、その機能及び運用上の課題を整理し、有効活用及び活用促進を図る。	管理事務	日常的な維持管理は、業務の標準化や統一化を図り、より効率的かつ効果的な業務実施を推進する。また、光熱水費、通信費及び清掃等の委託費は、複数の施設群ごとの一括契約などの手法の取り入れを検討する。なお、原子力発電所事故により本県の財産が被った損害は、的確な請求を行うとともに、確実かつ迅速な支払いを求めていく。	省エネルギー	省エネルギー機器や新電力の導入を図り、省エネルギー
広告	広報誌や封筒などの印刷物、ホームページのバナー、公用車や構造物などを媒体とした広告やネーミングライツなどにより、広告料等の歳入確保を推進する。										
賃料・貸付	財産の使用の有料化や使用料等の見直しにより、財産収入の確保を推進する。また、財産の貸付については、必要に応じて公募制度の導入を検討する。										
利活用	未利用又は低利用となっている財産は、その機能及び運用上の課題を整理し、有効活用及び活用促進を図る。										
管理事務	日常的な維持管理は、業務の標準化や統一化を図り、より効率的かつ効果的な業務実施を推進する。また、光熱水費、通信費及び清掃等の委託費は、複数の施設群ごとの一括契約などの手法の取り入れを検討する。なお、原子力発電所事故により本県の財産が被った損害は、的確な請求を行うとともに、確実かつ迅速な支払いを求めていく。										
省エネルギー	省エネルギー機器や新電力の導入を図り、省エネルギー										

	ギー	対策を推進する。
	メンテナ ンス	将来にわたり使用する財産は、その機能の維持及び性能の確保のため、計画的なメンテナンスを実施することにより、長期使用・長寿命化を推進する。
	(3) 財産保有の最適化	
	集約化・共 有化	利用率の低い財産は、機能、運用状況及びその課題を整理し、集約化及び共有化を図ります。なお、集約化及び共有化により生じる余剰財産は、更なる有効活用や処分を推進する。
	リース・レ ンタル	リース・レンタル等の契約により、保有の代替とできる財産は、必要に応じその利用の導入を検討する。
	処分	将来にわたり利用の見込のない財産は、売却等による計画的かつ積極的な処分を推進する。
アクション プラン	毎年度当初にアクションプランを設定し、最適活用を推進するとともに、その内容及び実施状況について公表するものとする。	

## 2 監査の結果

### (1) 計画の推進体制について【意見】

上記のとおり、福島県県有財産最適活用計画の推進体制は県有財産最適活用推進委員会が担うこととされているが、現状、当委員会は毎年度において各部局からアクションプラン（本年度の取組方針及び前年度の実績が記載されている）の提出を受け、各部のアクションプランを取りまとめているに止まっており、十分に機能していないと思われる。

当委員会の役割や権限が不明確であることに起因しているものと考えられるが、当委員会は以下のような役割を担う必要があると考える。

- ① 現状はボトムアップで各取組みが実施されているが、より積極的に各部局に働きかけを行う。（例えば、ある部局での取組みを他の部局でも横展開する、低利用資産の状況を調査したうえでの資産処分を推進するなど）
- ② 現状は各部からの前年度の実績の報告を受けるのみであるが、実施状況の評価、当年度方針の対応状況の検討を行う。

福島県公共施設等総合管理計画で記載のとおり、今後の財政が厳しくなる見通しであることから、県有財産の利活用は財源の確保等の点から重要な取組みとなると考えられることから、より効果的に取組みを実施できるような体制の構築が必要であると考える。

(2) アクションプランの公表について【意見】

アクションプランの公表については、上記のとおり、福島県県有財産最適活用計画において、「毎年度当初にアクションプランを設定し、最適活用を推進するとともに、その内容及び実施状況について公表するものとする。」とされている。

しかし、現在公表されているのは、「復興・創生に向けた行財政運営方針」の各年度における主な取組状況として以下のような記載がなされるに止まっている。

【令和2年度の主な取組状況における記載】

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分等	12	48百万円
広告事業	11	35百万円
貸付事業等	4	106百万円

福島県県有財産最適活用計画の取組方針は、「財産活用の最適化」のみでなく、「財産管理の最適化」や「財産保有の最適化」もあり、取組内容が網羅されておらず、また、アクションプランの計画内容が明示されていないことから、計画されていた内容が適切に実施されたのかも判断できない記載となっている。

県民に対して、県が財源の確保のために財産の利活用について最大限の努力を行っていることを適切に理解するために必要な情報の公表が必要であると考えます。



## VI 固定資産台帳の整備状況について

### 第1 固定資産台帳の整備

#### 1 固定資産の整備状況の概要

総務省において平成22年から「今後の地方公会計の推進に関する研究会」が開催されて議論が進められ、平成26年にとりまとめられた同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、総務省は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号）において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類等の作成を要請している。

このような流れの中で、福島県では平成28年度決算から総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」で示された「統一的な基準」に基づく「福島県の財務書類」を公表している。

県は、「福島県固定資産台帳整備要領」（平成29年6月1日。以下「要領」という。）を定め、実務においては、財産管理課が作成した要領を実務に落とし込んだ「新公会計制度作業マニュアル（固定資産編）」（第2版 平成30年4月27日。以下「作業マニュアル」という。）に従って、各部課担当者が公有財産管理システムへ固定資産に関するデータを入力し、財産管理課が固定資産台帳の整備及び運用を行っている。

また、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において以下のように固定資産台帳を公共施設等の管理に積極的に活用することが望ましいとされており、財務会計目的の情報に限らず、施設等の管理に資する情報を追加若しくは紐付けを行うことが期待されている。

#### 六 地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳については、公共施設等の総合管理に資する観点からも毎年度適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

- 2 福島県固定資産台帳整備要領の主な内容等固定資産台帳の整備に関して  
固定資産台帳を整備及び運用する上で重要となる要領の主な内容は次のとおりである。

(趣旨)

第1 福島県固定資産台帳整備要領（以下「要領」という。）は、平成27年1月23日付け総財務第14号総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」における「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（以下、「統一的な基準」という。）に基づき、財務書類作成の基礎資料となる固定資産台帳の調製に関し、県有財産台帳調製要領（平成29年6月1日付け29文第555号総務部長通知。）に別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(固定資産台帳の整備目的)

第2 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、会計上の価額管理を行うことを目的とする。

(共通事項)

第6 固定資産台帳に共通する用語の定義、資産計上基準及び評価基準については、次のとおりとする。  
ただし、固定資産台帳のうち投資その他の資産に係る資産計上基準及び評価基準については、福島県財務書類等作成要領（平成29年3月17日付け28財第2757号財政課長通知）による。

2 資産計上基準及び評価基準

(1) 記帳の単位

ア 現物との照合が可能な単位であること。

イ 取替や更新を行う単位であること。

という2つの原則に照らして判断し、記載する。ただし、契約図書又は設計図書によりそれ以上細分化できない場合は当該内容をもって記載の単位とする。

(2) 資本的支出

建物等の使用可能期間を延長させたり、価値を高めるようないわゆる「資本的支出」については、既存の建物等と種類及び耐用年数を同じくする資産を新たに取得したものととして取り扱う。

(3) 修繕等

既存の固定資産の価値を増加させない修繕、補修、復旧等は固定資産の増加として認識しない。

(4) 付随費用

当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含め算定した金額とする。

例えば土地の取得価額には、公有財産購入費による土地代金のほか、移転補償費や造成費、用地測量等の測量費、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得に係る直接的な対価（工事請負費）のほか、測量や調査（地質調査など）設計（基本設計、概略設計を除く）などの委託料や、道路管理者が管理する、街灯、ガードレール、標識等の道路附属設備の価額を含める。

なお、それぞれの附属設備を個別単位で登録することを妨げない。

また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとする。

(5) 耐用年数及び減価償却

耐用年数及び償却率については原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）に従う。

なお、中古の償却資産を取得した場合の耐用年数は、簡便法により算出することとし、次のとおりとする。

○法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数×20%

○法定耐用年数の一部を経過した資産

（法定耐用年数－経過年数）＋経過年数×20%

ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、法定耐用年数によることとする。

これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とする。

(6) 減価償却計算の方法

ア 減価償却は、定額法によって行う。

イ 減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、年度単位で行う。

ウ 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

エ 耐用年数を経過した有形固定資産は、備忘価額として1円を計上する。

オ 土地、立木竹、美術品・骨董品、歴史的建造物、建設仮勘定は減価償却を行わない。

(7) 資産価額の再評価

償却資産は毎年度減価償却を行うこととし、原則として別途の再評価は行わない。ただし、著しい破損や陳腐化があった場合は、財産管理者等において再評価を行う。

(8) 台帳の訂正等

記載漏れ、誤記訂正等台帳整理上のものについては、その事案の文書が決裁された日に異動を生じたものとする。

(個別事項)

第7 固定資産台帳の資産計上基準及び評価基準については、次のとおりとする。

有形固定資産

1 事業用資産—土地

(1) 計上基準

県の所有する土地（所有権移転登記ができるものに限る。）を計上する。

ア 単位

原則、筆単位とする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

(3) 付随費用の取扱い

土地の取得価額には付随費用が含まれる。付随費用に含まれる支出は測量費、補償費及び造成費とする。

(4) 再調達原価計算方法

寄附・寄贈など適正な対価を支払わずに取得したものは、「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）に基づく固定資産評価額を基礎とした評価を行う。

(5) 再評価

再評価は行わない。

2 事業用資産—立木竹

(1) 計上基準

樹種・樹齢が管理され、かつ、市場性を持つものを対象とする。具体的には、県有財産台帳調製要領で定める立木竹のうち分収林等の森林保険対象の立木とし、樹木及び果樹は対象としない。

ア 単位

樹種及び植栽年度ごととする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

(3) 付随費用の取扱い

立木竹の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価（円/ha）

(5) 再評価

非償却資産であり、経過年数とともに価値が高まっていく増加する資産であることから、6年に1回再評価を行う。

3 事業用資産—建物

(1) 計上基準

不動産登記規則第111条に規定する建物認定の基準を満たしているもの。

ア 単位

登記嘱託書等に記載する主たる建物及び附属建物をそれぞれ一棟とする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

用途ごとに定められた耐用年数に基づき、減価償却を行い、耐用年数が経過した建物は、備忘価額1円とする。

なお、用途変更があった場合には、当該建物の使用状況（過去及び用途変更後）、環境の変化等を勘案し、その後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を決定する。

ただし、歴史的建造物（福島県指定・登録文化財）に該当する建物については、減価償却を行わない。

(3) 付随費用の取扱い

建物の取得価額は、当該資産の建築に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用（例：調査費（地盤調査）、測量費、実施設計費（詳細設計費）・工事監理費）を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

延べ床面積×構造・用途別単価（円/㎡）

4 事業用資産—工作物

(1) 計上基準

工作物とは、不動産である土地及び建物の従物（立木竹を除く。）で物品以外のものをいい、土地従物及び建物従物に区分する。土地従物とは、建物従物以外のもので土地に附属すると認められるものをいい、建物従物とは、建物に付着し、建物を維持するために必要なもの又は効用を高めるものをいう。

ア 単位

工作物一個（名称ごと）につき一欄に登載し、同工作物について増改設がある場合は別欄とする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

種類に応じた耐用年数に基づき、減価償却を行い、耐用年数が経過した工作物は、備忘価額 1 円とする。

(3) 付随費用の取扱い

工作物の取得価額は、当該資産の建築に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用（例：調査費（地盤調査）、測量費、実施設計費（詳細設計費）、工事監理費）を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

無償で取得した場合の工作物価額は、類似工作物の取得価額を活用して算定する。類似工作物との比較が困難な場合には、直近（5～7年。なお、特殊な工作物で近年の工事費実績が把握できない場合は延長することも差し支えない。）工事費実績総額、又は必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位当たりの平均工事費を求め、現在単価とする。

5 事業用資産—船舶

(1) 計上基準

船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 4 条から第 19 条までの規定の適用を受けるもの。

ア 単位

船舶一隻ごととする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

耐用年数に応じた定額法により減価償却を行うこととし、耐用年数経過後は、備忘価格1円とする。

(3) 付随費用の取扱い

船舶の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用（例：実施設計費、詳細設計費、搬入輸送費、納品時整備費）を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

同性能の当該資産の市場価額

6 事業用資産—浮標等

(1) 計上基準

浮標、浮き棧橋、浮きドック等のその他動産について用途ごとに作成する。

ア 単位

動産1個ごととする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

耐用年数に応じた定額法により減価償却を行うこととし、耐用年数経過後は、備忘価格1円とする。

(3) 付随費用の取扱い

浮標、浮き棧橋、浮きドック等の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用（例：搬入輸送費、納品時整備費）を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

同性能の当該資産の市場価額

7 事業用資産—航空機

(1) 計上基準

航空法（昭和27年法律第231号）第2条に定める航空機とし、人が乗って航空の用に供することができる飛行機のほか、回転翼航空機、滑空機、飛行船等とする。

ア 単位

航空機一機ごととする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）

適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価
-------------------	-------

耐用年数に応じた定額法により減価償却を行うこととし、耐用年数経過後は、備忘価格1円とする。

(3) 付随費用の取扱い

航空機の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用（例：搬入輸送費、納品時整備費）を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

同性能の当該資産の市場価額

21 物品

(1) 計上基準

「重要物品の指定について」（昭和40年6月17日付け40出納第14号出納長、総務部長連名通知）により指定されている重要物品とする。

ア 単位

「財務会計システムに基づく重要物品の処理要綱」（平成4年3月31日付け4出経第17号、4財第238号出納局長、総務部長連名通知）により財務会計システムに登録されている物品ごととする。

(2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

耐用年数に応じた定額法により減価償却を行うこととし、耐用年数経過後は、備忘価格1円とする。

ただし、美術品については、減価償却を行わない。

(3) 付随費用の取扱い

物品の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の付随費用（例：搬入輸送費、納品時整備費）を含めて算定した金額とする。

(4) 再調達原価計算方法

同性能の当該資産の市場価額

無形固定資産

24 ソフトウェア

(1) 計上基準

業務の効率化など、将来の費用削減効果を期待して開発・購入したソフトウェアとする。（取得価額が100万円未満のものや、研究又は開発を目的とするもの、機械装置等の物品等と一体でなければ機能しないものを除く。）なお、ソフトウェアと、ソ



ソフトウェアに付随するもの（コンテンツ等）が明確に線引きできない場合は、その主要な性質がいずれに該当するかにより判断するものとする。

ア ソフトウェアの計上事例は次のとおりとする。

- (ア) 新たなシステムの設計・開発委託料
- (イ) 現行システムの再構築・再開発
- (ウ) 新規機能の追加や機能の向上
- (エ) パッケージソフトのバージョンアップ
- (オ) 法令改正への対応（保守契約内で行うものを除く）

イ ソフトウェア計上対象外事例は次のとおりとする。

- (ア) 保守契約内で行う改修
- (イ) バグ取りなどの機能上の障害除去
- (ウ) システム管理委託費用
- (エ) OS など稼働状況のバージョンアップに伴う改修
- (オ) 旧システムデータのコンバート
- (カ) 将来の費用削減と無関係の支出（CD-ROM 等購入、ライセンス購入、映像編集ソフト購入等）

ウ 単位

ソフトウェアごととする。

## (2) 評価基準

取得事由	評価方法
適正な対価を支払い取得したもの	取得価額（付随費用を含む）
適正な対価を支払わずに取得したもの	再調達原価

耐用年数に応じた定額法により減価償却を行い、耐用年数経過後は、台帳から削除するものとする。

## (3) 付随費用の取扱い

ソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業や県の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、取得価額に含める。

## (4) 再調達原価計算方法

再調達原価は同性能の当該資産の市場価額とする。この場合、類似製品が販売されている既製品については、同種又は類似製品の販売を行っている業者の製品パンフレットやホームページ等を活用して算出するものとする。

（開始時簿価算定）

第8 上記第6及び第7にかかわらず、開始時簿価における資産計上及び評価は次による。

有形固定資産

## 1 事業用資産—土地

### (1) 計上基準

福島県の所有する土地（所有権移転登記ができるものに限る。）を計上する。

#### ア 単位

筆単位とする。

### (2) 評価基準

取得価額を簿価とする。取得価額が不明な場合は、状況類似地域ごとの固定資産税評価額の平均単価により算出することとし、具体的には、平成 28 年 3 月 31 日現在の県有財産台帳価額を用いる。

ただし、県有財産台帳価額は口座単位の価額であることから、筆単位に面積で按分した額とする。

## 2 事業用資産—立木竹

### (1) 計上基準

樹種・樹齢が管理され、かつ市場性を持つものを対象とする。具体的には、県有財産台帳調製要領で定める立木竹のうち分収林等の森林保険対象の立木とし、樹木及び果樹は対象としない。

#### ア 単位

樹種及び植栽年度ごととする。

### (2) 評価基準

樹種・樹齢別の面積に「森林保険」の保険金額を乗じた額とする。

## 3 事業用資産—建物

### (1) 計上基準

不動産登記規則第 111 条に規定する建物認定の基準を満たしているもの。

#### ア 単位

登記嘱託書等に記載する主たる建物及び附属建物をそれぞれ一棟とする。

### (2) 評価基準

取得価額から減価償却累計額を控除した額を簿価とする。取得価額が不明な場合は、延床面積に構造・用途別単価（下記「建物に係る構造・用途別単価」参照）を乗じ、減価償却累計額を控除した額とする。

なお、二つ以上の用途に共通して使用されている建物については、使用目的、使用状況等により、当該資産の用途を合理的に判定し、その用途に定められた耐用年数に基づき、減価償却を行う。用途の判定に当たっては、使用面積のみならず、その使用頻度等も併せて合理的に判断する。

### 建物に係る構造・用途別単価

(単位:円/㎡)

主体構造 用途	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	コンクリート ブロック造	鉄骨造	木造
a 庁舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
b 住宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
c 校舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
d 倉庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
e その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

#### 4 事業用資産—工作物

##### (1) 計上基準

工作物とは、不動産である土地及び建物の従物（立木竹を除く。）で物品以外のものをいい、土地従物及び建物従物に区分する。土地従物とは、建物従物以外のもので土地に附属すると認められるものをいい、建物従物とは、建物に付着し、建物を維持するために必要なもの又は効用を高めるものをいう。

##### ア 単位

工作物一個（名称ごと）につき一欄に登載し、同工作物について増改設がある場合は別欄とする。

##### (2) 評価基準

取得価額から減価償却累計額を控除した額とする。

#### 5 事業用資産—船舶

##### (1) 計上基準

船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの規定の適用を受けるものの。

##### ア 単位

船舶一隻ごととする。

##### (2) 評価基準

取得価額から減価償却累計額を控除した額とする。

#### 6 事業用資産—浮標等

##### (1) 計上基準

浮標、浮き栈橋、浮きドック等のその他動産について用途ごとに作成する。

##### ア 単位

動産1個ごととする。

##### (2) 評価基準

取得価額から減価償却累計額を控除した額とする。

## 7 事業用資産—航空機

### (1) 計上基準

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条に定める航空機とし、人が乗って航空の用に供することができる飛行機の外、回転翼航空機、滑空機、飛行船等とする。

#### ア 単位

航空機一機ごととする。

### (2) 評価基準

取得価額から減価償却累計額を控除した額とする。

## 21 物品

### (1) 計上基準

「重要物品の指定について」（昭和 40 年 6 月 17 日付け 40 出納第 14 号出納長、総務部長連名通知）により指定されている重要物品とする。

#### ア 単位

「財務会計システムに基づく重要物品の処理要綱」（平成 4 年 3 月 31 日付け 4 出経第 17 号、4 財第 238 号出納局長、総務部長連名通知）により財務会計システムに登録されている物品ごととする。

### (2) 評価基準

財務会計システムに登録されている取得金額から減価償却累計額を控除した額とする。ただし、開始時において耐用年数を経過している物品は 1 円とする。なお、美術品・骨董品は取得金額とする。

## 無形固定資産

## 24 ソフトウェア

### (1) 計上基準

業務の効率化など、将来の費用削減効果を期待して開発・購入したソフトウェアとする。（取得価額が 100 万円未満のものや、研究又は開発を目的とするもの、機械装置等の物品等と一体でなければ機能しないものを除く。）なお、ソフトウェアと、ソフトウェアに付随するもの（コンテンツ等）が明確に線引きできない場合は、その主要な性質がいずれに該当するかにより判断するものとする。

ア ソフトウェアの計上事例は次のとおりとする。

- (ア) 新たなシステムの設計・開発委託料
- (イ) 現行システムの再構築・再開発
- (ウ) 新規機能の追加や機能の向上
- (エ) パッケージソフトのバージョンアップ
- (オ) 法令改正への対応（保守契約内で行うものを除く）

- イ ソフトウェア計上対外事例は次のとおりとする。
- (ア) 保守契約内で行う改修
  - (イ) バグ取りなどの機能上の障害除去
  - (ウ) システム管理委託費用
  - (エ) OS など稼働状況のバージョンアップに伴う改修
  - (オ) 旧システムデータのコンバート
  - (カ) 将来の費用削減と無関係の支出（CD-ROM 等購入、ライセンス購入、映像編集ソフト購入等）

ウ 単位  
ソフトウェアごととする。

(2) 評価基準

取得価額から減価償却累計額を控除した額とする。

なお、固定資産台帳への資産計上基準に関して、作業マニュアルには、上記の「要領」に記載されている内容のほかに、物品については、備品（取得価格が 100 万円以上のも）、自動車、種牛、種馬、その他の動物（取得価格が 100 万円以上の動物）、総トン数 20 トン未満の船舶（ろ、かい以外の推進力をもって推進する船舶）を重要物品とし、重要物品以外の物品に関しては資産計上を要しない旨の記載がある。なお、備品とは、比較的長期（通常の状態でおおむね 3 年程度以上）の使用に堪える物品であって、その取得価格（取得価格が不明であるもの又は特殊な条件において取得したものにあっては、市場価格を基礎として評定した価格）が概ね 10 万円以上のもの（公印等特殊な物品については価格に関わらないものとする。）をいう。

また、固定資産台帳の所在市町村名欄は原則として固定資産が所在する市町村名を登録しているが、事業用資産の土地に附属する工作物は、附属する土地と一体的に管理しているため、併せて、物品については動産であることから、これらの所在市町村名欄には財産管理者名を登録している。

3 固定資産台帳の整備及び運用について

(1) 固定資産の取得から固定資産台帳の登録の流れ等について（ふくしま医療機器開発支援センター）

県において固定資産台帳が要領及び財産管理課が作成した作業マニュアルに従って、固定資産台帳が適切に整備及び運用されていることを確認するため、「ふくしま医療機器開発支援センター」（写真 1 ふくしま医療機器開発支援センター 参照）に現場視察を行った。令和 2 年度固定資産台帳から抽出したふくしま医療機器開発支援センターの資産区分 事業用資産（建物）に関する下記サンプルについて、固定資産の取得から固定資産台帳への登録、登録後の固定資産台帳の運用に関する一

連の流れを当該建物の財産管理者である商工労働部次世代産業課医療関連産業集積推進室（以下「医療関連産業集積推進室」という。）の担当者からヒアリングを実施し、また、当該固定資産に関して固定資産台帳に登録された取得年月日、耐用年数、取得価額、減価償却累計額等の登録内容を担当者からのヒアリング及びその根拠資料により確認し、減価償却累計額については再計算により確認した。

さらに、ふくしま医療機器開発支援センターの電子回路測定器に関して、固定資産台帳に登録された取得年月日、耐用年数、取得価額、減価償却累計額等の登録内容を担当者からのヒアリング及びその根拠資料により確認した。

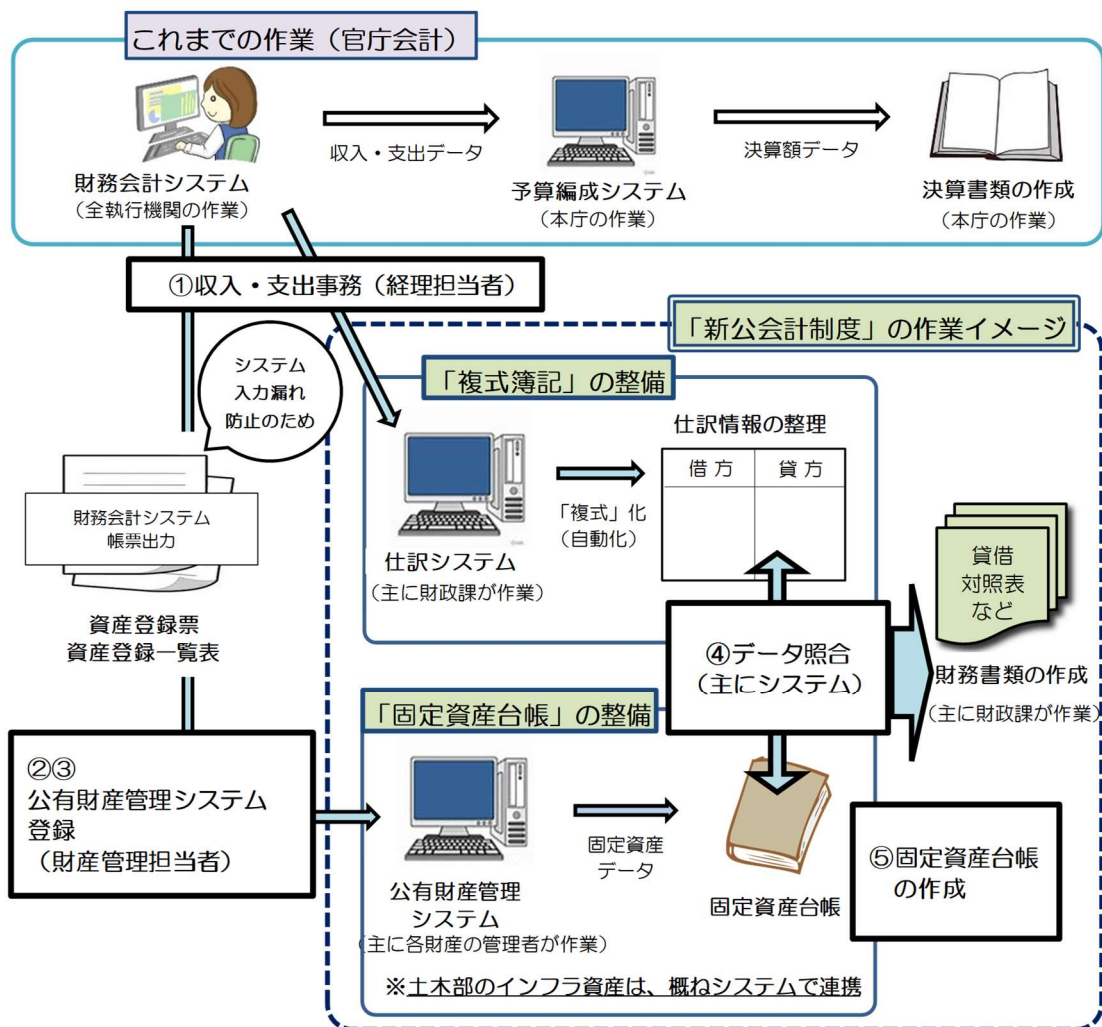
写真1 ふくしま医療機器開発支援センター



令和2年度固定資産台帳より一部抜粋

番号	資産区分	件名(施設名)	取得年月日	耐用年数	取得価額等(円)	減価償却累計額(円)	期末簿価(円)
756	事業用資産(建物)	ふくしま医療機器開発支援センター	平成28年9月30日	50	3,914,053,920	234,843,234	3,679,210,686
9900	事業用資産(建物)	ふくしま医療機器開発支援センター(無響室)	平成28年8月31日	10	101,520,000	30,456,000	71,064,000
9901	事業用資産(建物)	ふくしま医療機器開発支援センター(手術室及びアンギオハイブリッド手術室)	平成28年9月30日	10	303,804,000	91,141,200	212,662,800
9902	事業用資産(建物)	ふくしま医療機器開発支援センター(空調和設備)	平成28年9月30日	15	1,890,590,760	380,008,740	1,510,582,020
9903	事業用資産(建物)	ふくしま医療機器開発支援センター(給排水衛生設備)	平成28年9月30日	15	548,916,480	110,332,212	438,584,268
9904	事業用資産(建物)	ふくしま医療機器開発支援センター(電気設備)	平成28年9月30日	6	1,177,072,560	589,713,351	587,359,209

上記サンプル、資産区分：事業用資産（建物）のふくしま医療機器開発支援センターに関する取得から固定資産台帳への登録は、医療関連産業集積推進室の経理担当者が下記のフローの①から⑤の手順に沿って、固定資産台帳への資産登録を行っている。



① 収入・支出事務

医療関連産業集積推進室の経理担当者が財務会計システムで「仕訳区分」を入力し、「資産登録票」、「資産登録一覧表」及び「資産登録総括表」を出力し、医療関連産業集積推進室の財産管理担当者に「資産登録票」等を渡す。

② 公有財産管理システム登録 (財産管理担当者)

医療関連産業集積推進室の入力担当者 (財産管理担当者) はふくしま医療機器開発支援センターの建物に関する請求書や見積書をもとに、取得価額、耐用年数等の必要情報を公有財産管理システムに登録する。登録時に入力担当者 (財産管理担当者) は、登録内容が「資産登録票」の内容と整合していることを確認する。入力担当者 (財産管理担当者) は、公有財産管理システムから「申請」処理を行い公有財産管理システムから出力される「仮登録台帳」と「資産登録票」等により医療関連産業集積推進室の入力確認者 (管理職員) の決裁確認を得て、入力確認者 (管理職員) は、

「仮登録台帳」と「資産登録票」等により入力内容を確認し、公有財産管理システムで「承認」処理をする。

③ 公有財産管理システム登録（決算前）（財産管理担当者）

医療関連産業集積推進室の財産管理担当者は年度末に財務会計システムから配信される「資産登録票総括表」と公有財産管理システムから出力できる「収入支出情報一覧表」を照合し、決算事務に向けて支出情報の入力漏れがないか確認する。

④ データ照合（財産管理課によるシステム照合）

財務会計システムの仕訳情報と公有財産管理システムに登録した支出情報等を照合し、発生したエラーの有無を財産管理課が確認し、エラー発生時には、財産管理課の指示により医療関連産業集積推進室の財産管理担当者がシステムの登録内容を修正する。

⑤ 固定資産台帳の作成

財産管理課が公有財産管理システムの登録情報をもとに固定資産台帳を作成する。

公有財産管理システム登録及び固定資産台帳を作成後の固定資産台帳の運用は以下⑥、⑦のとおりである。

⑥ 減価償却費の計算

公有財産管理システムに登録された固定資産は、登録された取得価額、耐用年数に基づいて取得年度の翌年度から、年度単位で公有財産管理システムにより自動で計算される。

なお、償却方法はすべて定額法である。

⑦ 登録後の固定資産台帳の運用

財務会計システム及び公有財産管理システムに登録した重要物品に関しては、所管名及び財務会計システムから付与される品名番号が記載された標識を付し、財務会計システムにおいては重要物品である備品として管理し、また、公有財産管理システムにおいては固定資産として管理しており、固定資産台帳に計上される重要物品に異動があった場合に、固定資産台帳の内容と現物の整合を資料・現物確認等により確認している。

公有財産管理システムに登録した重要物品以外の固定資産については、固定資産台帳に計上される資産に異動があった場合に固定資産台帳の内容と現物の整合を資料等により確認しており、そのほか、必要に応じて現地確認等を行っている。



なお、上記の公有財産管理システム登録の一連の作業は例年、概ね2月から6月実施される。その後上記のとおり各部課の公有財産管理システムへの登録内容を財産管理課でとりまとめ固定資産台帳を作成している。県では、平成29年度決算から公会計制度を導入し、毎年度決算に係る固定資産台帳を作成しており、固定資産台帳の確定・公表時期は以下のとおりである。

平成29年度決算 →平成31年 2月  
平成30年度決算 →令和2年 3月  
令和元年度決算 →令和3年 5月  
令和2年度決算 →令和4年 2月

上記のとおり、公有財産管理システムへの入力期間が終了する6月末から固定資産台帳の確定・公表までに相当時間を要しているが、総務部財産管理課担当者によるとその理由は以下のとおりである。

ア 現行の公有財産管理システムは、県が公会計導入時に、これまでのシステムに公会計の機能を追加で付与したものである。そのため、一定期間、システム入力を停止し期末データの確定を行ってからでないと、次年度の入力ができない仕様となっている。期末データの確定には、次年度データの入力開始前に、前年度の異動金額・固定資産減価償却額・売却損益等を公会計システムのデータと突合して行うが、公会計システムとは切り離されたシステムであるため手作業で行っている。

その後、公会計システムのデータと付き合わせて入力データを一致させてから固定資産台帳の確定となる。

イ 公有財産管理システムは公会計システム等と分離したシステムであること、取引発生から入力まで時間が経過していることから入力誤りがあり、財産管理者・財産管理課におけるエラーチェック・修正に相当の時間を要している。

ウ 今後、これらの状況の改善に向けて、公有財産管理システムのリニューアルを目指した検討に入ったところである。

(2) ふくしま医療機器開発支援センターの視察の結果

① 無影灯及びシーリングペンダントの固定資産台帳への資産計上単位について

【指摘】

固定資産台帳の件名（施設名） ふくしま医療機器開発支援センター（手術室及びアンギオハイブリッド手術室）（写真2 手術室 参照）に関して、見積書によると合計金額が303,804,000円（税込）で、その内訳に無影灯（写真3 無影灯 参照）18台、計39,204,000円（税込）とシーリングペンダント（写真4 シーリングペンダント 参照）10台、計17,506,800円（税込）が含まれている。要領の第6 2 資産計上基準及び評価基準（5）耐用年数及び減価償却には「耐用年数及び償却率については原則として「耐用年数省令に従う。」とされ、当該「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によると医療機器 手術機器の耐用年数は5年であるため、建物と一体として認識するのではなく、それぞれを1つずつ物品として耐用年数5年で減価償却をするべきである。さらに、見積書によると内訳には据付・調整費37,272,960円（税込）、諸経費8,303,040円（税込）が含まれるが、これらは共通経費であるため関連する資産ごとに按分するべきである。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。

写真2 手術室



写真3 無影灯



写真4 シーリングペンダント



② エレベーターの固定資産台帳への資産計上単位について【指摘】

ふくしま医療機器開発支援センターに設置されている4基のエレベーターが建物本体に含めて固定資産台帳に登録されており、エレベーターそれ自体が独立して固定資産台帳には登録されていない。

作業マニュアルによるとエレベーターは建物附属設備であり、耐用年数が17年と記載されている。医療関連産業集積推進室担当者によるとエレベーターは、建築工事の一部として施工（発注）されており、公有財産管理もエレベーターだけ別に管理しておらず、建物に含まれて管理されているとのこと。エレベーターは、それ自体を別途独立して固定資産台帳に登録すべきである。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。

また、エレベーターが固定資産台帳に独立して登録されているか、もしくは、建物本体に含めて登録されているかに関してふくしま医療機器開発支援センター以外の建物について平成29年度以降取得した建物から金額的重要性を勘案して6件サンプリングして確認したところ、結果は下表のとおりであった。エレベーターを独立して耐用年数を17年として固定資産台帳へ登録しているのは6件中1件であった。エレベーターは金額的な重要性が高い場合が多く、誤って建物本体に含めて固定資産台帳へ登録し建物の耐用年数で減価償却した場合と、正確にエレベーターを独立して固定資産台帳へ登録しエレベーターの耐用年数である17年で減価償却した場合とでは、エレベーターに関する減価償却費及び期末帳簿価額に大きな差が生じる。さらに、資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保するという固定資産台帳を整備する目的を達成するには、統一的な基準に基づいた固定資産台帳を正しく作成することが必要条件である。統一的な基準として「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年5月改定 総務省）」による「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（以下「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」という。）には、固定資産台帳の記載単位に関して「記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です」とされ、要領においても、記帳の単位は「ア 現物と照合が可能な単位であること、イ 取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載する」とされる。固定資産台帳への登録の際の資産計上単位等について定められた規定に基づいて、処理すべきである。

【各建物のエレベーターの固定資産台帳への登録状況】

	建物名	エレベーターの登録状況
1	警察本部庁舎	建物と別に登録

	建物名	エレベーターの登録状況
2	福島県立医科大学保健科学部	建物と別に登録してあるが、空調設備、換気設備と併せて、「機械工事」として登録
3	ふたば未来学園高等学校	建物と別に登録してあるが、エレベーターの耐用年数を15年として登録
4	東日本大震災・原子力災害伝承館	建物に含めて登録
5	公営住宅（辻内団地）	建物に含めて登録
6	公営住宅（石倉団地）	建物に含めて登録

③ 一式を購入した場合における固定資産台帳の登録する単位について【指摘】

ふくしま医療機器開発センターの電磁的安全性評価試験システム一式(写真5 電子回路測定器の一部 参照)に関して、平成28年8月31日に入札で1社から総額145,800,000円で購入した。当該物品を固定資産台帳に件名：電子回路測定器、取得価額：145,800,000円で1つの固定資産として登録している。一式には電子回路測定器の他にPC等のデータ処理装置、椅子や机などのその他付属部品等が含まれる。(2)エレベーターの固定資産台帳への資産計上単位についてとも関連するが、要領によると、記帳の単位は「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること」という2つの原則に照らして判断し、記載する。」とされる。しかし、現状では県において一式で購入した場合の一式内の付属品等内訳の規定はない。

作業マニュアルには、物品については、備品（取得価格が100万円以上のも）、自動車、種牛、種馬、その他の動物（取得価格が100万円以上の動物）、総トン数20トン未満の船舶（ろ、かい以外の推進力をもって推進する船舶）を重要物品とし、重要物品以外の物品に関しては資産計上を要しない旨が定められており、物品を入札で一式を購入した場合に一式をまとめて総額で固定資産台帳に登録すると、どの単位で100万円以上かどうかを判断するのか判断基準が不明確になる。

物品等を一式で購入して合計金額しか分からない場合には、「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること」の要件を満たす単位で固定資産台帳に登録することはできない。現状、入札で物品を購入する場合に、それぞれの内訳の金額が知りたい場合には、物品を要求する際に品目内訳書を付ける必要があり、要求する際に品目内訳書を付けずに一式購入をした場合は、落札企業に内訳までは求めていない。すべての重要物品に関して「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること」の要件を満たす単位で固定資産台帳へ

登録するためには、一式で重要物品を購入する場合には必ず品目内訳書を落札業者に求めるようにする必要があります。

写真5 電子回路測定器の一部



令和2年度固定資産台帳より一部抜粋

番号	資産区分	件名（資産名称）	件名コード	耐用年数	取得価額等（円）	減価償却累計額（円）	期末簿価（円）
411	物品	電子回路測定器	5569-1600002	5	145,800,000	87,480,000	58,320,000

#### ④ 固定資産の実査について【指摘】

固定資産台帳に計上される資産に異動があった場合に、固定資産台帳の内容と現物の整合を資料・現地確認等により確認を行うという運用がなされているが、実査に関する規定はない。固定資産台帳に計上される資産に異動があった場合にのみ固定資産台帳の内容と現物の整合を資料・現地確認等により確認を行うだけでは、盗難・紛失の事実の把握や遊休状態・陳腐化した固定資産の把握ができず、固定資産台帳の内容と実際の固定資産とで相違が生じることとなる。固定資産台帳を整備する目的の一つである資産の状況を正しく把握するということを達成するためには、すべての固定資産を少なくとも数年に1度は各部課で実査をするようにローテーションを組む等の実査に関する規定を定めるべきである。



なお、インフラ資産に関しては定期的な点検と管理台帳による管理を行っており、その中で固定資産の現物を確認している。インフラ資産に関しては管理台帳と固定資産台帳との整合性を確認することで固定資産台帳の正確性を担保する必要がある。

⑤ 作業マニュアルの固定資産の耐用年数に関する記載について【意見】

要領においては、耐用年数及び償却率については原則として「耐用年数省令に従う」、とされているが、入力担当者は作業マニュアルをもとに固定資産台帳の耐用年数を登録している。指摘事項（1）無影灯及びシーリングペンダントの固定資産台帳への資産計上単位について、に記載したとおり、件名（施設名） Fukushima Medical Device Development Center (手術室及びアンギオハイブリッド手術室) について、その内訳に無影灯 18 台とシーリングペンダント 10 台が含まれている。しかし、作業マニュアルの「固定資産耐用年数分類」には小分類 治療器具類の記載はあるがその品名に無煙灯やシーリングペンダントの記載はない。作業マニュアルの「固定資産耐用年数分類」は、ある程度細かく品名ごとの耐用年数が記載されているものの、「固定資産耐用年数分類」に具体的な品名の記載があるものと無いものの基準が明確ではない。固定資産の耐用年数は減価償却費の金額に重要な影響を及ぼすため、「固定資産耐用年数分類」に記載の無い固定資産については、財産管理課に問い合わせることを入力担当者に要請し、財産管理課が作業マニュアルの「固定資産耐用年数分類」を更新し、作業マニュアルが入力担当者にとってより利用しやすいものにしていくことが必要だと思う。

⑥ 固定資産台帳の登録に関する実務について【意見】

固定資産の内容を公有財産管理システムに登録する入力担当者及び登録内容を承認する入力確認者は、経理が専門ではなく、人事異動により通常 3 年ほどで他の部署に異動となる。そのため、固定資産台帳の整備及び運用に必要な専門的な知識がつく前に異動となり、固定資産台帳の整備及び運用に必要な知識が各部課に蓄積されていない。固定資産台帳の整備及び運用に関する実務において不明な点は財産管理課に問い合わせることも可能であるが、財産管理課では主に各部課からの報告を受けて集計等を行うことが主業務であり、各部課の入力担当者が作業マニュアルを参考にしながら固定資産台帳の整備及び運用に関する実務を行っているのが実情である。固定資産台帳の整備及び運用には専門的な知識が必要であり、作業マニュアルを担当者に配布するだけでは正確な固定資産台帳を作成するのは困難と思われる。資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保するという固定資産台帳を整備する目的を達成するには、統一的な基準に基づいた固定資産台帳を正しく作成することが必要条件である。今後正し

く運用するために、固定資産台帳の整備及び運用の実務に関して、内部統制の徹底、専門家による定期的なセミナーの実施、担当者の引継ぎの徹底、さらに必要であれば、各部課で入力するのではなく入力専門部課の新たに設置等の対応も検討するべきである。

⑦ 公有財産管理システムの仕様について【意見】

県において固定資産台帳の管理は公有財産管理システムを利用して行われている。当該システムは県が固定資産台帳を導入する前から県有財産台帳を管理するためのシステムとして利用しており、固定資産台帳を導入するに当たり、当該公有財産台帳システムの機能を拡張し、固定資産台帳を管理するための機能を追加して当該システムで公有財産台帳と固定資産台帳の両方を管理している。当該システムに関して、以下の問題点がある。

ア 公有財産管理システムによる固定資産台帳への登録は固定資産を新たに取得した各部課で概ね2月から6月末までに行われる。短期間で大量のデータが入力されるため、時間的な問題で、各部課で行われた固定資産台帳への登録の内容を財産管理課が十分に確認できない。また、固定資産を購入しても直ちにシステムに登録することができず取引発生からシステム登録までの時間が経過しているために、各部課の入力担当者的入力誤りが多くなっている。

イ 公有財産管理システムの仕様上、固定資産台帳へ1度登録すると県において当該公有財産管理システムで固定資産台帳を修正することができない。固定資産台帳の登録内容を修正するには当該システムを開発した業者に依頼する必要がある。そのため、固定資産台帳の登録内容の修正には時間を要するだけでなく、コストもかかる。

これらの問題点は、効率的、経済的な固定資産台帳の整備及び運用の観点からは致命的であり、これらの問題点を改善するために、各部課において年間を通じていつでも固定資産台帳への登録ができるようにする、外部の業者に依頼しなくても財産管理課の担当者が固定資産台帳の登録内容の修正をできるようにする、といった公有財産管理システムの改善が望まれる。

(3) 固定資産台帳の登録内容について

固定資産台帳の整備及び運用状況に関して固定資産台帳の内容を確認するために、令和元年度固定資産台帳から資産区分ごとに取得価額の金額的重要性等を勘案して抽出した下記サンプル11件について根拠資料により確認した。なお、サンプル抽出に関して金額的重要性以外の勘案事項に関して、②については、財産区分が「行政財産」であり、かつ、売却可能区分が「可」となっているためサンプルに加え、⑤については、件名に内訳不詳(534件)との記載があることからサンプルに



加え、⑥については、昭和 59 年以前に取得しており、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」における昭和 59 年以前取得分の評価基準に基づいて取得価額を算定していることを確認するためにサンプルに加えた。資産区分：事業用資産（建物）については「1 固定資産の取得から固定資産台帳の登録の流れについて」で確認しているためサンプルから除外した。

	資産区分	件名	取得価額等 (円)
①	事業用資産（土地）	勿来酒井団地敷地	4,236,590,785
②	事業用資産（土地）	双葉翔陽高等学校敷地	1,968,900
③	事業用資産（立木竹）	昭和の森(立木竹)	45,900,000
④	事業用資産（工作物）	水産資源研究所(送水管)	1,434,130,920
⑤	事業用資産（工作物）	松風の里団地(内訳不詳(534件))	1,197,987,600
⑥	事業用資産（工作物）	蓬莱団地(屋外附帯建築)	44,500,000
⑦	事業用資産（船舶）	船舶(福島丸)	2,095,012,080
⑧	事業用資産（浮標等）	水産海洋研究センター 浮棧橋	24,926,000
⑨	事業用資産（航空機）	消防防災ヘリコプター「ふくしま」	1,856,412,000
⑩	物品	情報通信機器	334,773,324
⑪	ソフトウェア	人事管理給与システム	504,999,000

固定資産台帳から抽出した 11 件のサンプルに関してその根拠資料を確認した結果は以下のとおりである。

① 件名：勿来酒井団地敷地

資産区分	事業用資産（土地）
財産管理者名	土木部 いわき建設事務所
所在市町村名	いわき市
取得年月日	平成 28 年 4 月 1 日
取得価額等	4,236,590,785 円
期末簿価	4,236,590,785 円
時価等	-
数量	54,030.92 m <sup>2</sup>
財産区分	行政財産
用途	公営住宅
売却可能区分	不可

## ア 実施した手続

用地台帳により勿来酒井団地に含まれるいわき市勿来町酒井青柳 54 筆、いわき市勿来町境堀ノ内 13 筆、いわき市勿来町酒井内田 32 筆、それぞれの地番、地積、金額を確認し、数量に問題ないことを確認した。また、業務委託仮契約書により当該土地に関する付随費用を確認し、付随費用を含む取得価額と固定資産台帳の金額が一致することを確認した。なお、当該業務委託仮契約書に関する契約は特約条項により、福島県議会において可決後本契約として成立した。

## イ 監査結果

### (ア) 取得年月日について【指摘】

固定資産台帳の取得年月日は平成 28 年 4 月 1 日と記載されている。県の土木部担当者によると当該取得年月日の根拠は次のとおりである。

当該土地は、いわき建設事務所で団地敷地として平成 29 年 2 月 23 日に取得し、造成工事は平成 30 年 3 月 23 日に完了し引渡を受けたものである。いわき建設事務所としては、取得年月日を平成 29 年 2 月 23 日としていたが、平成 28 年度分取得資産のシステム登録を失念したため固定資産台帳が作成されていなかった。その後、平成 29 年度分取得資産のシステム登録期間中に登録したが、システム上、取得年月日を平成 28 年度に遡及して登録できないため、便宜的に、平成 29 年 4 月 1 日として登録した。今回の調査では県ホームページ上の取得年月日が平成 28 年 4 月 1 日にて公開されていることが判明したが、県担当課に確認したところ、公開しているデータの取得年月日にずれが生じ、平成 29 年 4 月 1 日ではなく、平成 28 年 4 月 1 日と表示されていたものである。

当該土地の付随費用に関する目的物の引渡書の日付が平成 30 年 3 月 23 日であるため、取得年月日は平成 30 年 3 月 23 日にすべきである。

勿来酒井団地敷地の固定資産台帳の内容には上記（指摘事項）を除いて問題がなかった。

## ② 件名：教育庁 双葉翔陽高等学校

資産区分	事業用資産（土地）
財産管理者名	教育庁 双葉翔陽高等学校
所在市町村名	双葉郡 富岡町
取得年月日	平成 31 年 3 月 11 日
取得価額等	1,968,900 円

期末簿価	1,968,900 円
時価等	2,506,300 円
数量	45,160.00 m <sup>2</sup>
財産区分	行政財産
用途	高等学校
売却可能区分	可

#### ア 実施した手続

昭和 28 年に双葉町より寄附を受けた<sup>1</sup>ものであり、寄附申込受理の写しにより取得年月日を確認し、県有財産台帳により取得価額、時価、数量を確認した。

#### イ 監査結果

##### (ア) 財産区分及び時価について【指摘】

財産区分が「行政財産」であり、売却区分が「可」となっているが、行政財産は原則として売却することができない。

教育庁の担当者によると、売却区分が「可」となっている理由及び行政財産のまま売却可となっている理由は、以下のとおり。

「売却区分が「可」となっている理由は平成 9 年の県立高校改革で総合学科に再編され、演習林は教育目的での使用がなくなり、敷地の処分を検討していたため、売却区分を「可」としていた。しかし、福島第一原発事故により、現在は居住制限区域となっていることや、平成 29 年 3 月 31 日をもって学校は休校となっているため、敷地の処分手続を進めることができない状態となっている。行政財産のまま売却可となっている理由は、処分方法が決まった後、行政財産から普通財産に変更する用途廃止手続を行う予定だったが、処分手続を進めることができない状態のため、行政財産のままとなっている。」

教育目的として使用しなくなった段階で財産区分を「普通財産」とし、売却できる状態になり、内部での手続を済ませた上で売却区分を「可」とするべきであり、現状では処分することはできないので、売却区分は「不可」とするべきである。

また、公有財産管理システム操作説明書に記載のとおり、時価等は売却可能区分が「可」の場合に記載するものであるため、売却可能区分が「不可」の場合は、時価等は空欄とするべきである。

<sup>1</sup> 昭和 28 年当時の双葉町（後に富岡町と合併し現富岡町となる）から寄附を受けたものと推察される。

(イ) 取得年月日について【指摘】

固定資産台帳によると取得年月日は平成 31 年 3 月 11 日であるが、当該土地は双葉町から福島県へ寄附されたものであり、寄附申込受理の写しの日付が昭和 28 年 12 月 24 日であるため、取得年月日は昭和 28 年 12 月 24 日とするべきである。

教育庁 双葉翔陽高等学校の固定資産台帳の内容には上記（指摘事項）を除いて問題がなかった。

③ 件名：昭和の森(立木竹)

資産区分	事業用資産（立木竹）
財産管理者名	農林水産部 会津農林事務所
所在市町村名	耶麻郡 猪苗代町
取得年月日	昭和 34 年 4 月 1 日
耐用年数	-
取得価額等	45,900,000 円
期末簿価	45,900,000 円
時価等	-
数量	-
財産区分	行政財産
用途	農林水産施設
売却可能区分	不可

ア 実施した手続

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保健センターが公表している樹齢 60 年の雑木の保険単価は 1,530 千円/ha であり、植栽面積 30ha の評価額は 45,900,000 円であることを再計算により確認し、取得年月日について県有財産台帳により問題ないことを確認した。また、要領によると、立木竹は非償却資産であり、経過年数とともに価値が高まっていく増加する資産であることから 6 年に 1 回再評価を行うこととなっているが、固定資産台帳が整備されてから間もないため、まだ再評価が行われたことはないが、第 1 回の再評価を令和 5 年度（令和 6 年 3 月 31 日付け）に行い、以後 6 年に 1 回再評価を行う予定であることを県の農林総務課担当者に確認した。

イ 監査結果

昭和の森（立木竹）の固定資産台帳の内容には問題がなかった。

④ 件名：水産資源研究所(送水管)

資産区分	事業用資産（工作物）
財産管理者名	農林水産部 水産資源研究所
所在市町村名	農林水産部 水産資源研究所
取得年月日	平成 31 年 2 月 21 日
耐用年数	30 年
取得価額等	1, 434, 130, 920 円
減価償却累計額	48, 760, 451 円
期末簿価	1, 385, 370, 469 円
時価等	-
数量	-
財産区分	行政財産
用途	農林水産施設
売却可能区分	不可

ア 実施した手続

工事請負契約書、検査調書等により、取得年月日、取得価額に問題がないことを確認した。取得価額について、当該工作物は水産種苗研復旧 2806 工事と水産種苗研復旧 2701 工事の一部の工事により作られたが、水産種苗研復旧 2701 工事の共通経費の按分方法について問題がないことを確認した。また、耐用年数省令により耐用年数に問題ないこと及び再計算により減価償却累計額、期末簿価に問題ないことを確認した。

イ 監査結果

水産資源研究所(送水管)の固定資産台帳の内容には問題がなかった。

⑤ 件名：松風の里団地(内訳不詳 (534 件) )

資産区分	事業用資産（工作物）
財産管理者名	土木部 県南建設事務所
所在市町村名	土木部 県南建設事務所
取得年月日	昭和 43 年 4 月 1 日
耐用年数	40 年
取得価額等	1, 197, 987, 600 円
減価償却累計額	1, 197, 987, 599 円
期末簿価	1 円
時価等	-

数量	-
財産区分	行政財産
用途	公営住宅
売却可能区分	不可

#### ア 実施した手続

当該固定資産は複数の工作物の集合であり、固定資産台帳に登録したときの根拠となる県有財産台帳により、それぞれ件名、取得価額、取得年月日を確認した。

#### イ 監査結果

##### (7) 取得価額について【指摘】

県有財産台帳によると県南建設事務所が管理している県営住宅、松風の里団地を含む関川窪団地、金勝寺団地、真舟団地、白梅が郷団地の建物従物、土地従物の計 510 件、取得価額合計 1,152,856,469 円であり、取得価額について固定資産台帳と差異が生じているため、固定資産台帳の取得価額を訂正する必要がある。

##### (4) 固定資産台帳の記載単位について【指摘】

当該固定資産は 510 件の工作物が 1 つの固定資産として固定資産台帳に登録されているが、510 件の工作物をそれぞれ区別して固定資産台帳に登録する必要がある。

また、固定資産台帳には、取得年月日が昭和 43 年 4 月 1 日、耐用年数が 40 年と登録されているが、当該取得年月日及び耐用年数には根拠がなく、510 件の工作物を区別して登録して、それぞれの工作物ごとに取得年月日、耐用年数を登録し、その上で、耐用年数が経過した工作物は、備忘価額 1 円とするべきである。

なお、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの「V 固定資産台帳の記載単位」には「事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」と記載されているが、開始時における当該松風の里団地（内訳不詳（534 件））に関する県有財産台帳において、過去に取得したものを分けて管理しているためこの規定は適用されない。

松風の里団地（内訳不詳（534 件））の固定資産台帳の内容には上記（指摘事項）を除いて問題がなかった。

⑥ 件名：蓬萊団地(屋外附帯建築)

資産区分	事業用資産（工作物）
財産管理者名	土木部 県北建設事務所
所在市町村名	土木部 県北建設事務所
取得年月日	昭和 56 年 6 月 12 日
耐用年数	60 年
取得価額等	44, 500, 000 円
減価償却累計額	28, 747, 000 円
期末簿価	15, 753, 000 円
時価等	-
数量	-
財産区分	行政財産
用途	公営住宅
売却可能区分	不可

ア 実施した手続

「蓬萊団地」については、昭和 50 年代の契約であり、契約関係の文書保存年限が経過していることから、金額の根拠となる契約書は廃棄されている。そのため、契約書を元に作成された県有財産台帳により、取得年月日、取得価額を確認した。なお、取得価額は資産評価及び固定資産台帳整備の手引きにおける昭和 59 年以前取得分の評価基準に基づいて再調達原価により算定されていることを県有財産台帳により確認した。耐用年数については意見参照。

イ 監査結果

(ア) 固定資産台帳の記載単位について【意見】

県有財産台帳の固定資産情報の備考欄に擁壁、フェンス、ゴミ置場等とあり、当該蓬萊団地(屋外附帯建築)にはこれらが含まれている。擁壁、フェンス、ゴミ置場はそれぞれが工作物一個であり、それぞれの耐用年数も異なるため、擁壁、フェンス、ゴミ置場はそれぞれを区別して登録すべきである。

さらに、固定資産台帳における耐用年数は 60 年であるが、土木部担当者によると、当該資産に土留設備が含まれており、当該資産に含まれる工作物の中で最も耐用年数が長いと思われる県有財産台帳調整要領別表 3 「工作物名称、耐用年数及び残存率表」に定めている土留設備の耐用年数 60 年を当該工作物の耐用年数としたとのことであるが、擁壁、フェンス、ゴミ置場等を区別してそれぞれの工作物ごとに耐用年数省令に従った耐用年数とする必要がある。

なお、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの「V 固定資産台帳の記載単位」には「事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」と記載されている。固定資産台帳を導入した目的の1つである、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげる、ということを実現するには、擁壁、フェンス、ゴミ置場等それぞれを分けて固定資産台帳に登録するべきである。

蓬莱団地(屋外附帯建築)の固定資産台帳の内容には上記（意見）を除いて問題がなかった。

⑦ 件名：船舶（福島丸）

資産区分	船舶（福島丸）
財産管理者名	教育庁 いわき海星高等学校
所在市町村名	いわき市
取得年月日	平成 29 年 11 月 20 日
耐用年数	12 年
取得価額等	2, 095, 012, 080 円
減価償却累計額	351, 962, 028 円
期末簿価	1, 743, 050, 052 円
時価等	-
数量	1 隻
財産区分	行政財産
用途	船舶(公用財産)
売却可能区分	不可

ア 実施した手続

工事請負仮契約書（工事の名称 福島県立いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造工事）の工事請負代金の額が 2, 084, 400, 000 円で委託契約書（委託業務の名称 福島県立いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造工事監督業務委託）の委託料の金額が 10, 612, 080 円で合計金額が 2, 095, 012, 080 円であること及び工事請負仮契約書（工事の名称 福島県立いわき海星高等学校実習船福島丸代船建造工事）の履行期限が平成 29 年 11 月 20 日であることを確認し、取得価額、取得年月日に問題ないことを確認した。また、総トン数 665 トンの漁船の耐用年数は 12 年であることを耐用年



数省令により確認し、再計算により減価償却累計額に問題ないことを確認した。なお、当該工事請負仮契約書に関する契約は特約条項により、福島県議会において可決後本契約として成立した。

#### イ 監査結果

船舶（福島丸）の固定資産台帳の内容は問題がなかった。

#### ⑧ 件名：水産海洋研究センター 浮棧橋

資産区分	事業用資産（浮標等）
財産管理者名	農林水産部 水産海洋研究センター
所在市町村名	いわき市
取得年月日	平成 8 年 11 月 29 日
耐用年数	50 年
取得価額等	24,926,000 円
減価償却累計額	11,465,960 円
期末簿価	13,460,040 円
時価等	-
数量	1 個
財産区分	行政財産
用途	その他の動産
売却可能区分	不可

#### ア 実施した手続

取得時の記録は保管されていないため、県有財産台帳により取得年月日、耐用年数、取得価額を確認した。なお、県有財産台帳の新設年月日の異動価額は 19,591,000 円であり、固定資産台帳の取得価額と異なるが、これは、財産取得時に当該財産を県有財産台帳に登録すべきであったが、登録が遅れて平成 12 年 4 月 1 日の初回登録時の残存価額を県有財産台帳の異動価額として登録したことによる。取得年月日に問題ないことを確認した。耐用年数については次の指摘事項(ア)参照。

#### イ 監査結果

##### (ア) 耐用年数について【指摘】

県有財産台帳の耐用年数は 40 年であり、固定資産台帳の耐用年数と異なる。耐用年数に関して、水産海洋研究センター担当者によると以下のとおりである。

固定資産台帳の耐用年数が 50 年と登録されているが、平成 27 年度頃にシステムに入力されたものであるため、当時の担当職員に経緯を確認したところ、耐用年数

表を確認し、財産管理課に相談しながら作成したことは記憶しているが、詳しくは覚えていないとのことであった。

しかしながら、当該資産は、構造的には船舶の一種であり、動力となる機関は搭載されていないものの牽引して洋上を移動することができることから、正しくは「係留台船」とであると判断される。したがって、当該資産は、省令別表中、「船舶／その他のもの／鋼船／その他のもの」が該当し、耐用年数としては12年と判断されるため固定資産台帳の耐用年数に関して訂正を要する。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。

(イ) 資産区分について【指摘】

固定資産台帳の資産区分は事業用資産（浮標等）とされている。前述の指摘事項(ア)「耐用年数について」とも関連するが、当該資産は構造的には船舶の一種であり、通常は岸壁に係留し、船舶への乗り込みの足場として、また、調査機器等の一時保管場所として利用しているが、定期的なメンテナンスの際は、岸壁から離し、造船所まで洋上をボートけん引（航行）することになるため、推進力を持たない箱船である「台船」と整理される。したがって資産区分が浮標等というのは適切ではない。作業マニュアルには船舶の計上範囲に関して船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの規定の適用を受けるものと記載されており、これに該当するため、資産区分は事業用資産（浮標等）ではなく事業用資産（船舶）とするべきである。

水産海洋研究センター 浮棧橋の固定資産台帳の内容は上記（指摘事項）を除いて問題がなかった。

⑨ 件名：消防防災ヘリコプター「ふくしま」

資産区分	事業用資産（航空機）
財産管理者名	危機管理部 消防防災航空センター
所在市町村名	石川郡 玉川村
取得年月日	令和1年5月10日
耐用年数	5年
取得価額等	1,856,412,000円
減価償却累計額	0円
期末簿価	1,856,412,000円
時価等	-
数量	1機
財産区分	行政財産

用途	航空機
売却可能区分	不可

ア 実施した手続

購入仮契約書、変更契約書により、取得価額、取得年月日に問題ないことを確認し、ヘリコプターの耐用年数は5年であることを耐用年数省令により問題ないことを確認し、要領に記載のとおり取得した翌年から減価償却を行うため、減価償却累計額が0円で問題ないことを確認した。なお、当該購入仮契約書に関する契約は特約条項に基づき福島県議会において可決後本契約として成立した。

イ 監査結果

消防防災ヘリコプター「ふくしま」の固定資産台帳の内容は問題がなかった。

⑩ 件名：情報通信機器

資産区分	物品
財産管理者名	企画調整部 情報統計総室
所在市町村名	企画調整部 情報統計総室
取得年月日	平成 29 年 6 月 30 日
耐用年数	6 年
取得価額等	334,773,324 円
減価償却累計額	111,814,290 円
期末簿価	222,959,034 円
時価等	-
数量	1 台
財産区分	行政財産
用途	物品（備品）
売却可能区分	不可

ア 実施した手続

委託契約書、見積書により、取得価額の金額を確認し、業務委託完了届により取得年月日を確認した。また、耐用年数を減価償却資産の耐用年数等に関する省令により確認した。

イ 監査結果

(ア) 取得価額の算定における付随費用について【意見】

委託契約は、県情報通信ネットワーク上に新たに仮想端末を構築する業務を委託したものであり、見積書の金額にはハードウェア、ソフトウェア、設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費が記載されている。取得価額に含めているのはハードウェア、ソフトウェアの金額のみで、設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費はすべて取得価額に含めていない。企画調整課の担当者によると設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費は人件費であるため取得価額に含めずに費用として会計処理したとのこと。作業マニュアルによると工作物の評価方法は取得価額（付随費用を含む）とあり、付随費用の取扱いとして「工作物の取得価額には、次の付随費用が含まれる。工作物の工事費（または購入費）＋付随費用（測量費、実施設計費、工事監理費など）」とされ、人件費であることのみをもって固定資産の取得価額に含めないのは適切ではない。人件費であっても付随費用であれば固定資産の取得価額に含める必要がある。当該設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費の支出の目的を考慮して付随費用に該当するのか、該当しないのを検討して、固定資産の取得価額に含めるか含めないかを判断する必要がある。

情報通信機器の固定資産台帳の内容は上記（意見）を除いて問題がなかった。

⑪ 件名：人事管理給与システム

資産区分	ソフトウェア
財産管理者名	総務部 総務課
所在市町村名	福島市
取得年月日	平成24年12月28日
耐用年数	5年
取得価額等	504,999,000円
減価償却累計額	504,999,000円
期末簿価	0円
時価等	-
数量	一式
財産区分	行政財産
用途	その他の公用施設
売却可能区分	不可

## ア 実施した手続

ソフトウェアの取得価額の内訳、①福島県給与システム開発等業務委託、②福島県給与システム 23 年度追加改修業務委託、③標準報酬制に係る改修業務委託、④社会保障・税番号制に係る改修業務委託の金額に関して、①は福島県給与システム開発等業務委託契約書、福島県給与システム開発等業務成果品一覧及び支払限度額、出来高予定額並びに年度別支出予定算出表により 457,065,000 円であることを確認し、②は福島県給与システム 23 年度追加改修業務委託契約書により 9,660,000 円であることを確認し、③は福島県人事管理給与システム標準報酬制に係る改修業務委託契約書により 36,720,000 円であることを確認し、④は福島県人事管理給与システム社会保障・税番号制に係る改修業務委託契約書により 1,533,600 円であることを確認した。また、耐用年数省令により耐用年数について問題ないこと及び再計算により減価償却累計額、期末簿価に問題ないことを確認した。

## イ 監査結果

### (ア) 取得価額の集計ミスについて【指摘】

社会保障・税番号制に係る改修業務委託の金額は、1,533,600 円であるが、人事管理給与システムの取得価額を算定する際に誤って 1,553,600 円として計算している。その結果、正しい取得価額は 504,978,600 円であり、取得価額が誤った金額となっている。上長が再計算するなど二重チェックをして、取得価額の計算に誤りがないように注意すべきである。

人事管理給与システムの固定資産台帳の内容には上記（指摘事項）を除いて問題がなかった。

## Ⅶ 建物施設について

### 第1 庁舎等

#### 1 個別施設計画の概要について

県では庁舎等建物施設に係る個別施設計画の概要を定めている。

##### (1) 目的等

県では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・統廃合・更新などを計画的に行うことにより、県民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、「福島県公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を平成28年度に策定している。

庁舎等建物施設に係る個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）は、総合管理計画に基づき、該当施設を所管する部局等ごとに策定し、施設の具体的な老朽化対策や計画期間内の概算費用等について明らかにしたものである。

本個別施設計画を踏まえ、本県が管理・所有する庁舎等建物施設について、長寿命化等対策を推進し、財政負担の軽減・平準化を図っていくこととされている。

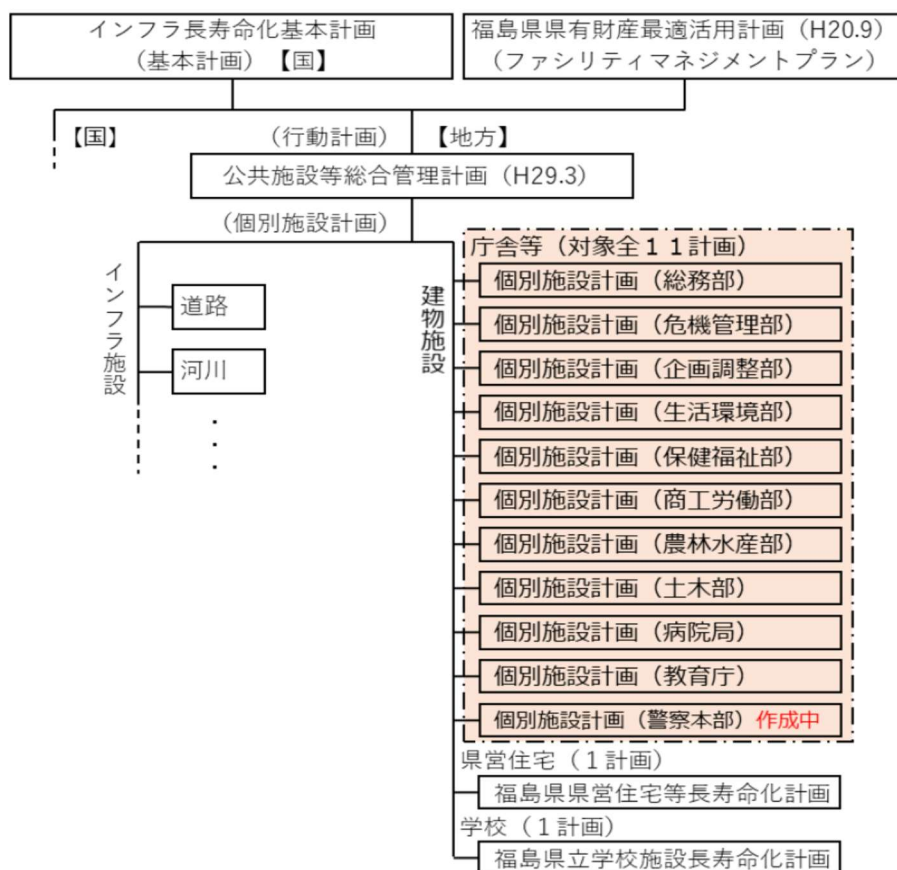


図1 インフラ長寿命化の体系

(出展: 庁舎等建物施設に係る個別施設計画の概要 (R3.3 県有財産最適活用推進委員会))

## (2) 対象施設等

本県が所有・管理する 325 施設について、所管する部局ごとに 10 計画を策定している。面積が小さい等将来負担の費用の見込みが極めて少ないと判断される建物等及び計画策定までに解体する建物については、計画の対象としていない。

所管	主な施設	施設数	延べ床面積 (㎡)
総務部	本庁舎、合同庁舎、職員公舎 等	86	226,688.3
危機管理部	原子力災害対策センター、消防学校 等	13	19,707.7
企画調整部	文化センター、ふくしま海洋科学館 等	4	39,246.2
生活環境部	環境創造センター、男女共生センター 等	10	27,818.9
保健福祉部	児童相談所、総合療育センター、保健福祉事務所 等	19	41,837.1
商工労働部	ハイテックプラザ、テクノアカデミー、産業交流館 等	16	102,595.3
農林水産部	農業総合センター、農業短期大学校 等	27	125,723.0
土木部	土木事務所、港湾建設事務所、除雪車庫 等	64	24,499.0
病院局	宮下病院、南会津病院、ふたば医療センター附属病院 等	6	39,539.1
教育庁	図書館、美術館、博物館、自然の家、職員公舎 等	80	93,429.0
警察本部※			
	合計	325	741,083.7

※現時点で作成中の計画を除く

(出展：庁舎等建物施設に係る個別施設計画の概要 (R3.3 県有財産最適活用推進委員会))

## (3) 計画期間

建物の中長期的な視点の維持管理等を考慮した上、建物の劣化状況や社会情勢等に対応するため、令和3年度から令和7年度までの5年間としている。

## (4) 対策の優先順位の考え方

次の4点を基本としている。

- ア 県民の利用頻度を踏まえる。
- イ 緊急修繕が必要となる部位などを最優先に対策を実施する。
- ウ 各種点検による建物の状態の確認により対策を講じる。
- エ 施設全体の老朽化の状況に応じた対策を講じる。

(5) 個別施設の状態等

施設の劣化状況や将来の活用計画等について、施設ごとに記載している。

(6) 対策内容と実施時期

個別施設の状況を把握した上で建物ごとに目標使用年数を設定し、適切な時期（各部位の更新周期）・保全手法を基に大規模改修工事、部分修繕、建替工事、解体工事を計画している。

<参考> 保全手法の考え方

分類	考え方	対策部位・設備
予防保全	不具合が発生・進行する前、又は発生初期段階に修繕を行う	屋根・屋上、外壁、受変電設備 <sup>※1</sup> 、通信・情報（防災関係） <sup>※1</sup> 、空調設備 <sup>※1</sup> 、換気・廃棄設備、給排水衛生設備、消防設備 <sup>※1</sup> 、昇降機 <sup>※1</sup>
事後保全	不具合が発生・進行してから修繕工事を行う	内装、外部建具 <sup>※2</sup> 、電灯・コンセント設備

※1：保守点検記録による ※2 全面的な改修は予防保全とする

（出展：庁舎等建物施設に係る個別施設計画の概要（R3.3 県有財産最適活用推進委員会））

(7) 対策のフォローアップ

計画を策定し、事業の予算化、事業の実施をしていくが、各年度の予算措置状況や対策の進捗状況により計画と事業の再点検が必要になる場合がある。

実態に即した計画となるよう、施設の劣化状況や利用状況を踏まえた対策の見直しを適宜行うものとし、施設の廃止・解体・統廃合や PPP/PFI の活用等、施設のあり方検討を併せて行っていく。

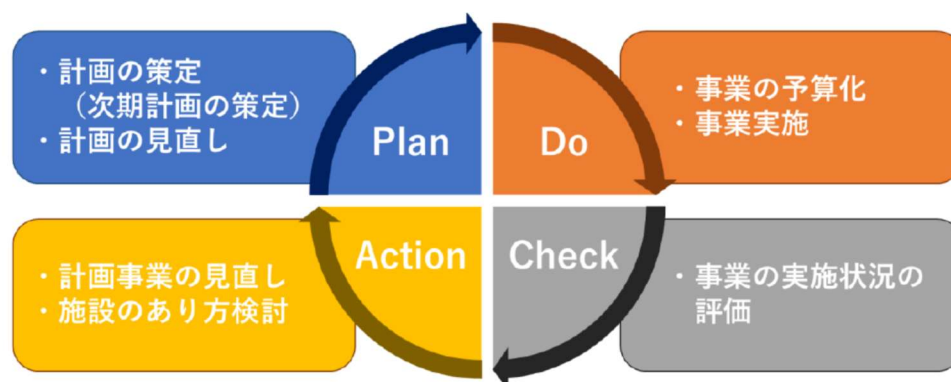


図2 PDCA サイクル

(8) 概算費用

計画期間内の概算費用は、表のとおりとなる。



サービスの水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくため、前述した PDCA サイクルにより、さらなる財政負担の軽減、平準化を図ってく。

なお、現時点での計画の概算値であり、計画のとおり予算が確定されるものではない。

	R3	R4	R5	R6	R7
大規模改修	800,858	2,211,798	3,066,562	2,361,268	1,444,069
部分修繕	1,991,660	2,883,858	2,734,940	2,794,265	2,646,477
建替工事	171,042	2,345,079	5,389,560	3,881,210	2,700,000
解体工事	449,388	224,486	187,307	4,634	18,588
計	3,412,948	7,665,221	11,378,369	9,041,377	6,809,134

表 庁舎等建物施設に係る計画期間内の概算費用（単位：千円）

（出展：庁舎等建物施設に係る個別施設計画の概要（R3.3 県有財産最適活用推進委員会））

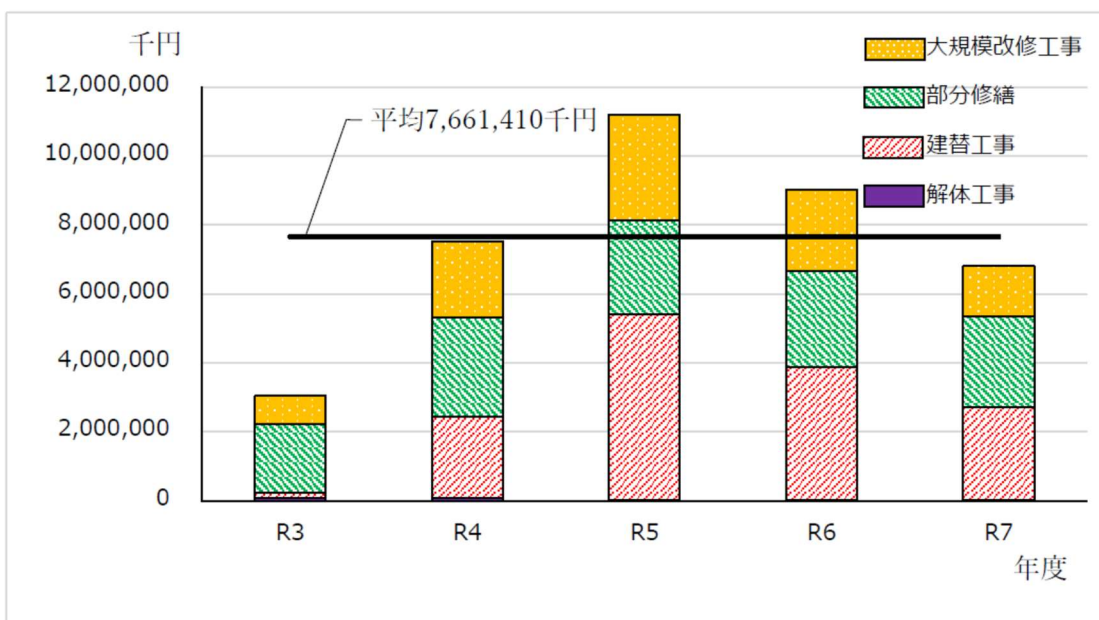


図3 庁舎等建物施設に係る計画期間内の概算費用

※現時点で作成中の計画を除く

（出展：庁舎等建物施設に係る個別施設計画の概要（R3.3 県有財産最適活用推進委員会））

## 2 職員公舎等について

平成 22 年度の包括外部監査では監査委員監査との二重監査を避けるため職員公舎等は範囲外とされていた。したがって、今回は職員公舎等を中心に検討することとした。

職員公舎の大部分は、総務部、教育庁、警察本部の管理するものである。これらが管理する公舎について、各総戸数・各入居率は下記となる。

	総戸数	空き戸数	入居率
総務部	1,049	254	75.8%
教育庁	433	252	41.8%
県警本部	1,332	306	77.0%

### (1) 入居率の低い物件について

職員公舎に関しては各部課ごとに管理しており、入居率 50%以下かつ今後も継続利用予定の物件について抽出し、各部課への質問・ヒアリング及び必要に応じて現地調査等を実施した。なお、個別施設計画にはすべての施設が記載されていないため、母集団は固定資産台帳とした。抽出結果は次のとおりである。

① 総務部

施設名	会舎名	種別	用途	住所(備前所在地)	入居対象者(区分1)	入居対象者(区分2)	入居料(円)	入居率(09.0.0)(全戸計)	入居率(01.0)(全戸計)	入居率(02.0)(全戸計)	入居率(03.0)(全戸計)	財政管理区分	取得年月日	床面積(㎡)	取得価額等(円)	償還額(円)(22.0.0)	用途	今後の取組	継続利用する理由	
県中地方振興局 0002	神明職員公舎	1	住宅	福島県郡山市神明町122	管理職	世帯用	8030	63%	50%	75%	50%	総務部 県中地方振興局	19710228	481.12	48,883,700		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後解体するよう検討。	公舎利用希望者がいるため。 なお、個別施設計画に基づき、要員数や老朽化を踏まえながら、目標使用年数経過後解体するよう検討する。
県中地方振興局 0011	桃見台職員公舎	1	住宅	福島県郡山市桃見台140-3	一般職	世帯用(専身可)	11,440 12,020	85%	85%	80%	45%	総務部 県中地方振興局	19830217	1170.92	181,492,600	33757631	1	その他の職員公舎	耐用年数を延ばす長寿命化を行い、目標使用年数までの継続使用を検討。	公舎利用希望者がいるため。 なお、個別施設計画に基づき、要員数や老朽化を踏まえながら、継続使用を検討する。
笹塚前分舎日棟	笹塚前分舎日棟	日棟	住宅	福島県白河市大笹塚前179-2	一般事務職員	専身用	8,640	42%	50%	42%	50%	総務部 県南地方振興局	19760731	709.44	109,963,200	5938030	1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、解体を検討。	主に白河市内へ転任して行く職員から、利用希望があるため。
会津地方振興局 0003	山鹿町職員公舎	用	住宅	福島県会津若松市山鹿町285	一般事務職員	専身用(世帯可)	6,370	50%	50%	67%	50%	総務部 会津地方振興局	19610930	269.42	41,780,100		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、解体を検討。	準管理職公舎として利用しており、異動により入居の希望があるため。
会津地方振興局 0003	山鹿町職員公舎	中	住宅	福島県会津若松市山鹿町285	一般事務職員	専身用	5,880	50%	38%	38%	13%	総務部 会津地方振興局	19650021	351.32	36,888,600		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、解体を検討。	準管理職公舎として利用しており、異動により入居の希望があるため。
会津地方振興局 0003	山鹿町職員公舎	北	住宅	福島県会津若松市山鹿町285	一般事務職員	専身用	6,370	67%	83%	100%	50%	総務部 会津地方振興局	19681115	268.94	41,685,700		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、解体を検討。	準管理職公舎として利用しており、異動により入居の希望があるため。
会津地方振興局 0019	松長職員公舎	A	住宅	福島県会津若松市一其町松長1丁目20	一般事務職員	世帯用	16,620	58%	42%	42%	50%	総務部 会津地方振興局	19650016	953.52	194,210,100	87394550	1	その他の職員公舎	耐用年数を延ばす長寿命化を行い、目標使用年数までの継続使用を検討。 現在は入居対象者を世帯用としているが、条件を緩和する可能性有り。	会津管内へ転任して行く職員から入居の希望があるため。
会津地方振興局 0019	松長職員公舎	B	住宅	福島県会津若松市一其町松長1丁目20	一般事務職員	世帯用	16,620	33%	42%	42%	42%	総務部 会津地方振興局	19650016	953.52	190,491,700	85721275	1	その他の職員公舎	耐用年数を延ばす長寿命化を行い、目標使用年数までの継続使用を検討。 現在は入居対象者を世帯用としているが、条件を緩和する可能性有り。	会津管内へ転任して行く職員から入居の希望があるため。
南会津地方振興局 K002	寺前2階職員公舎		住宅	福島県南会津郡 南会津町田島寺前甲2981	一般事務職員	世帯用(専身可)	6,220	75%	100%	88%	38%	総務部 南会津地方振興局	19671201	358.6	55,583,000		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、建替するよう検討。	近隣に民間住宅が少なく、住宅需要の恐れがあるため。
南会津地方振興局 K004	南郷2階職員公舎		住宅	福島県南会津郡 南会津町山口字南郷692	一般事務職員	世帯用(専身可)	6,370	88%	88%	50%	38%	総務部 南会津地方振興局	19711204	385.46	59,746,300		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、建替するよう検討。	近隣に民間住宅が少なく、住宅需要の恐れがあるため。
いわき地方振興局 0006	玉川町職員公舎		住宅	福島県いわき市小名浜玉川町東1-4	一般職員	世帯用	6,370	38%	50%	50%	13%	総務部 いわき地方振興局	19690225	358.6	55,583,000		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、解体を検討。	いわき市内へ赴任して行く職員から入居の希望があるため。
いわき地方振興局 0007	郡台職員公舎		住宅	福島県いわき市内郡台郡台町郡台4-1	管理職	世帯用	6,370	90%	50%	30%	30%	総務部 いわき地方振興局	19630015	448.24	69,477,200		1	その他の職員公舎	07年度までの解体を検討	いわき市内へ赴任して行く職員から入居希望があるため。
いわき地方振興局 K001	大町職員公舎	南	住宅	福島県いわき市内大町高野町大町138-1	一般職員	世帯用	6,370	83%	50%	50%	50%	総務部 いわき地方振興局	19660701	259.78	40,265,900		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後、建替を検討。	いわき市内へ赴任して行く職員から入居の希望があるため。
施設管理G(職員公舎)0003	松木職員公舎	-	住宅	福島県福島市松木町6-22	副知事	世帯用	11,480	0%	0%	0%	0%	総務部 施設管理課	19700325	158.58	15,858,000		1	その他の職員公舎	部分修繕を行い継続利用	副知事公舎であり、現職者は県内在住で入居希望者がなかったが、県外からの転任となった場合に必要となる修繕する必要があるため。
施設管理G(職員公舎)0034	渡利馬場町職員公舎	-	住宅	福島県福島市渡利字馬場町14-1	一般職員	世帯用	6,780	25%	25%	25%	25%	総務部 施設管理課	19700328	599.4	92,907,000		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後解体を検討	入居者が存在するため。
施設管理G(職員公舎)0035	渡利馬場町職員公舎	A	住宅	福島県福島市渡利字馬場町14-1	一般職員	世帯用(専身可)	8,140	87%	87%	47%	50%	総務部 施設管理課	19720721	1488.5	232,267,500		1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後解体を検討	入居者が存在するため。
施設管理G(職員公舎)0037	蓮葉町職員公舎	-	住宅	福島県福島市蓮葉町7丁目2-118	一般職員	世帯用	12,210	56%	48%	42%	29%	総務部 施設管理課	19690331	1618.32	243,959,500	77579121	1	その他の職員公舎	目標使用年数経過後解体を検討	入居者が存在するため。

神明公舎について現地視察を実施した。

●写真（公舎、駐車場）





● 駐車場使用状況

利用者	公舎利用県職員
料金	なし
駐車可能台数	20 台
駐車台数	14 台

※上記の駐車場に隣接して県中地方振興局職員用の専用駐車場もある。

● 修繕費の推移

年度	修繕費等
平成 30 年度	1,231,200 円
令和元年度	2,252,594 円
令和 2 年度	379,940 円





③ 警察本部

施設名	会社名	棟番号	住所(建築所所在地)	入居対象者(区分1)	入居対象者(区分2)	入居率(%)	入居率(490.5)(前掲率)	入居率(R1.6)(前掲率)	入居率(R2.6)(前掲率)	入居率(R3.6)(前掲率)	財政管理番号	取得年月日	敷金(借入保証額)	取得価額(円)	期末残価(円)(R2.3.1)	用途	今後の取組	継続利用する理由
会計課0002	入江町	B棟	福島県福島市入江町99-1	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	5,890	83%	75%	58%	42%	警察本部 会計課	19600125	574,76	89,089,350		警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	入居率の上昇が見込めるため。
会計課0002	入江町	A棟	福島県福島市入江町99-2	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	5,890	88%	88%	50%	50%	警察本部 会計課	19600301	398,4	61,752,000		警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	入居率の上昇が見込めるため。
会計課0015	蓬莱	なし	福島県福島市蓬莱2丁目17-6	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	6,380	63%	50%	38%	38%	警察本部 会計課	19760308	423,36	65,620,800	2099892	警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	R4年度解体予定
桑折警察署K002	上部	なし	福島県伊達郡桑折町大字上部字羽山沢1	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	7840	75%	50%	25%	42%	警察本部 福島北警察署	19780310	747,12	115803600	8801082	警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	1階(分庁舎)に対し、職員公舎(集合住宅)が1棟であるため。
川俣警察署0003	大作	なし	福島県伊達郡川俣町大字大作29-1	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	7,710	58%	58%	33%	33%	警察本部 福島警察署	19810328	749,36	116,150,800	16493437	警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	1階(分庁舎)に対し、職員公舎(集合住宅)が1棟であるため。
郡山警察署0008	桃見台	A棟	福島県郡山市桃見台140-4	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	7,710	79%	88%	67%	46%	警察本部 郡山警察署	19801222	1496,4	231,942,000	32935764	警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	利用年数に対し、使用年数が経過していないため。
いわき中央警察署0005	おさヶ作	A棟	福島県いわき市内郷高坂町おさヶ作117-2	警察官、一般事務職員	併帯用(単身可)	6,510	58%	92%	75%	33%	警察本部 いわき中央警察署	19750312	622,23	96,445,650	964470	警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	利用年数に対し、使用年数が経過していないため。
いわき中央警察署0005	高坂駅前	なし	福島県いわき市内郷高坂町おさヶ作117-2	警察官、一般事務職員	単身用	3,150	62%	62%	59%	44%	警察本部 いわき中央警察署	19710510	1176,31	182,328,050		警察職員 公舎	警察官を各警察署管内に居住させるため、必要な待機宿舎は、改修・建替を実施する。	利用年数に対し、使用年数が経過していないため。

④ 農林水産部

施設名	会社名	棟番号	建物用途	住所(建築所所在地)	入居対象者(区分1)	入居対象者(区分2)	入居率(%)	入居率(490.5)(前掲率)	入居率(R1.6)(前掲率)	入居率(R2.6)(前掲率)	入居率(R3.6)(前掲率)	財政管理番号	取得年月日	敷金(借入保証額)	取得価額(円)	期末残価(円)(R2.3.1)	用途	今後の取組	継続利用する理由
農業短期大学校0014	農業短期大学		住宅	福島県白河郡矢吹町八幡町608-1A	管理職員 一般職員	併帯用(単身可)	1,440円	2%	0%	50%	50%	農林水産部 農業総合センター	19831220	228,18	35,987,900	738650	農林水産職員公舎	計画的な修繕等を行い、引き続き、利用していく。	1農業短期大学校は希望入学者となっており、毎年の学費を滞りなく支払うことから、不測の事態に備えるため、2学費の滞りに際する当該公舎への入居希望の職員に対応するため。
内水面水産試験場0003	内水面水産試験場職員公舎(住宅)		住宅	福島県郡山市第田代町字松木西8-1-1	管理職員	併帯用(単身可)	5,890	100%	100%	0%	0%	農林水産部 内水面水産試験場	19780730	69,59	6,956,000		農林水産職員公舎	引き続き、利用していく。	住宅事情が思い切りのため継続して利用する必要がある。

⑤ 土木部

施設名	会社名	棟番号	建物用途	住所(建築所所在地)	入居対象者(区分1)	入居対象者(区分2)	入居率(%)	入居率(490.5)(前掲率)	入居率(R1.6)(前掲率)	入居率(R2.6)(前掲率)	入居率(R3.6)(前掲率)	財政管理番号	取得年月日	敷金(借入保証額)	取得価額(円)	期末残価(円)(R2.3.1)	用途	今後の取組	継続利用する理由
真野ダム職員公舎0001(インフラ)TAT000780	真野ダム職員公舎	1	住宅	福島県南相馬市理野区探井町1丁目121	一般職員	併帯用(単身可)	14,780	100%	0%	0%	0%	土木部 相双建設事務所	19,750,325	83	12,801,450	128,055	その他の土木施設	耐用年数経過後は、解体する方向で検討する。	ダム緊急時に即時対応するため
相川ダム職員公舎0001(インフラ)TAT000687	相川ダム職員公舎	1	住宅	福島県白河郡西郷村大字米守間ノ原29-1	一般事務職員	併帯用(単身可)	12,290	100%	100%	0%	0%	土木部 県南建設事務所	19,940,323	86	8,612,000		その他の土木施設	1号棟については、併帯用として、他の土木施設のため維持修繕等を行い継続して使用している。	近隣に住宅が少なく、住居環境の悪化があるため。
相川ダム職員公舎0001(インフラ)TAT000688	相川ダム職員公舎	2	住宅	福島県白河郡西郷村大字米守間ノ原30-1	一般事務職員	併帯用(単身可)	9,500	50%	50%	50%	50%	土木部 県南建設事務所	19,940,323	86	15,402,000		その他の土木施設	【個別施設計画未確定】2号棟については、入居率が低いので維持修繕等を行い継続して使用していく。3、9、13号に空き戸数あり。	近隣に住宅が少なく、住居環境の悪化があるため。

⑥ 保健福祉部

調査の結果、入居率 50%以下かつ今後も継続利用予定の物件はなかった。

⑦ 危機管理部

調査の結果、入居率 50%以下かつ今後も継続利用予定の物件はなかった。

(2) 公舎の入居料について

入居料については、福島県職員公舎規則において定められている。

下記サンプル 12 件を抽出し、入居料が規定に従って正しく決定されているか再計算を実施した。

公舎名	棟番号	建物用途	住所(建築所在地)	入居対象者(区分1)	入居対象者(区分2)	入居料(円)	根拠条文(福島県職員公舎規則)	部屋面積(m <sup>2</sup> )	築年数	構造
神明職員公舎	1	住宅	福島県郡山市神明町122	管理職	世帯用	8,030	第12条、第13条、第14条	58	50	非木造
神明職員公舎	2	住宅	福島県郡山市神明町121-1,121	一般職	世帯用	7,970	第12条、第13条、第14条	48	48	非木造
桃見台職員公舎	1	住宅	福島県郡山市桃見台140-3	一般職	世帯用	11,440 12,020	第12条、第13条、第14条	59 62	38	非木造
小山下職員公舎		住宅	福島県東白川郡棚倉町大	一般事務職員	世帯用(单身可) 单身用	12,210 10,080	第12条、第13条、第14条	63 52	39	非木造
内水面水産試験場職員公舎(住宅)		住宅	福島県耶	管理職員	世帯用(单身可)	5,890	第12条、第13条、第14条	69	45	木造
内水面水産試験場職員公舎(住宅)		住宅	福島県耶	一般職員	世帯用(单身可)	10,130	第12条、第13条、第14条	61	45	非木造
普通公舎	A棟	住宅	福島県喜多方市松山町鳥見山字上堰下4924-6	技術職員	世帯用(单身可)	8,760	第12条、第13条、第14条	71	築29年(建築年月日H4.3.1)	木造
桃見台	B棟	住宅	福島県郡山市桃見台140-2	警察官、一般事務職員	世帯用(单身可)	9,770	第12条、第13条、第14条、第16条	63	38	非木造
豊年	なし	住宅	福島県白河市豊年74-1	警察官、一般事務職員	世帯用(单身可)	15,750	第12条、第13条、第14条、第16条	79	17	非木造
岡島教職員公舎	A棟	住宅	福島県福	教職員	单身用	8,420	第12条、第13条、第14条	38	28	非木造
岡島教職員公舎	B棟	住宅	福島県福	教職員	世帯用	14,400	第12条、第13条、第14条	65	29	非木造
西町教職員公舎(住宅)		住宅	福島県南	教職員	世帯用(单身可)	6,640	第12条、第13条、第14条	48	51	非木造

再計算した結果問題はなかった。

3 その他

(1) 神明車庫について

現場視察を実施し現状の確認を実施した。

昭和 46 年に車庫を目的として整備されたものである。道路パトロール車が配置されている車庫は公所の周辺に整備され、除雪車は降雪が多い箇所に整備されている。水防倉庫は水防活動に必要な資材(スコップや土のう袋など)を備蓄・保管しているため、



活動場所となる河川の近傍や、管理の容易さなどから事務所敷地内等に設置される  
ることである。

●写真

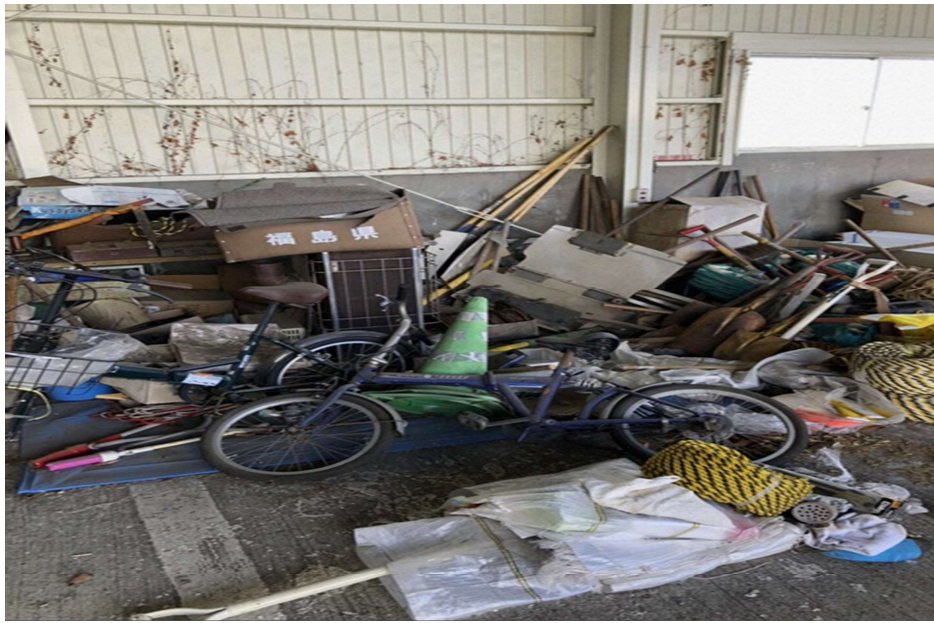


#### 4 監査の結果

##### (1) 神明車庫の管理について【指摘】

神明車庫は倉庫として利用されているが、かなり長い間使用されていない備品等が乱雑に置かれていた。また、処分すべきものやゴミと思われるものも散見された。さらには、私物と思われる用具・備品も無造作に置かれていた。これらのものを整理すれば余剰スペースはかなり広がると思われ、神明車庫を有効に利用しているとはいえない。

神明車庫は、郡山市の中心地に位置しており、地価も高い場所である。民間では考えられない利用状態である。



## (2) 教育庁職員公舎（特に校長公舎）について【指摘】

安積黎明高校校長公舎は平成 23 年 4 月から、須賀川高校校長公舎は平成 24 年 4 月、郡山商業高校校長公舎は平成 26 年 10 月からそれぞれ空き家であるが、比較的状态が良く、学校から解体を求められていないこともあり、現在用途廃止を検討中とのことである。しかしながら、これだけ長期間空き家にもかかわらず、令和 3 年現在廃止を決定していないことは著しく合理性に欠ける。これらの地区は民間の住宅も充実しており職員公舎の必要性は低いことは周知の事実であり、早期に廃止解体を決定すべきである。相対的に校長公舎の入居率は低く（戸建てのため入居率 0%が多い）、あまり利用されていないのが現状である。

## (3) 公舎の必要性について【意見】

公舎は基本的に廃止を検討すべきである。福島県内の都市部、特に福島市、郡山市、いわき市の入居率が低く、経年劣化がある物件の早期廃止に向け、優先的に着手すべきである。地価の高い場所、便利な場所にも関わらず入居率が低いということ

は無駄に部屋を空けていることであり資産を有効に利用しているとはいえない。また、劣化しており入居率も低い物件に修繕費をかけて長期間保有することは効率的とはいえない。都市部の民間企業の社宅等はかなり以前から経済的、社会的情勢の理由等から廃止する傾向であり、行政機関もみならうべきである。県職員の給与水準は民間と比較して決して低いものではなく、むしろ高い水準で推移しており、民間の住宅で十分対応できる。そもそも職員公舎は①県の事務又は事業の運営に必要と認められる場合②住宅不足により県の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがある場合に設置されるものであり、都市部においては民間の住宅も充実しており職員公舎の必要性は低いと思える。また、交通機関の発達により都市部の場合、県内のほとんどの地域で通勤が可能であり、公舎の必要性が低くなっている。

緊急時に出勤できるように職場の近くに住む必要がある人もいるようであるが、そのような職員には個別に住宅手当を支給すればよく、そのために部屋を確保しておく理由にはならない。

#### (4) 神明地区の県有財産について【意見】

神明公舎の各部屋は基本的にリフォームがなされておらず、昭和40年代に建築されたままである。各部屋は劣化が激しく、洗濯機の置き場がない部屋、和式トイレの部屋等があった。民間のアパートであれば解体すべき物件であろう。長寿命化計画によってこの状態をあと20年修繕費を費やし使い続けることには疑問が残る。駐車場については駐車スペースが20台あり利用は居住者14台分である。居住者だけでなく貸し出すことも可能であろう。場所、建物等の状況から有効に利用されているとはいえず、近くに桃見台公舎もあることから統合や廃止も含め検討すべきである。

隣接する神明車庫は、広さ470.00㎡である。駐車スペース・倉庫スペースにはかなり余裕があり、先にも述べたが、処分すべき備品等も大量に放置されており管理が徹底されておらず、有効利用しているとはいえない。住宅街であること、経年劣化が進んでいることを考えれば、縮小、売却移転を検討すべきである。郡山市では他に湖南町に550.00㎡、西田町に570.38㎡及び田村町に667.00㎡の防災機材倉庫が設置されておりそちらに集約する方法も考えられる。なお、当該土地は合同庁舎の近隣であり利便性があったため車庫として利用し始めた経緯もあったようである。数年後に郡山合同庁舎を移転する予定であり、それまでに利用方針を再検討する必要があると思われる。

郡山市神明町は福島県内でも地価の高い住宅街（坪単価約402千円「2021年度公示地価」）であり、そのような場所に県は経年劣化が激しい築約50年の職員公舎及び付属する駐車場合わせて3,113.78㎡、さらには経年劣化している車庫及び倉庫470.00㎡を所有している。この郡山市中心部に所有する約1,000坪の土地の現状の使用状況、使用施設等の状況からは有効利用しているとは思えない。県の財政を考えれば各施設の統合を進め、売却を検討すべきである。民間へ処分することが、財産の有効活用及び収入確保の

観点から適当と思える。

(5) 警察本部の個別施設計画について【意見】

個別施設計画について、他の部は令和3年3月付で開示されているが、警察本部のみ未だ個別施設計画が提出・開示されていない。早期の対応が望まれる。

(6) 個別施設計画の対象資産について【意見】

県においては、総合管理計画の中で、個別施設計画の対象を「すべての施設」としているが、個別計画策定における各部局からの事前協議において、一部対象施設を除く内容の協議があった際には、個別の施設の状況を確認した上で、対象外の施設があっても支障がないと判断した場合は、財産管理課はこの協議を良しとしている。このため個別施設計画にすべての資産を記載する必要はないが、個別施設計画の有効利用のためにも、対象資産の判断基準は示しておくべきである。

(7) 個別施設計画の対象施設の情報の集約について【意見】

個別施設計画の対象施設の調査を進める中で、施設の状況、将来的な活用などに必要な情報を得るためには、各部局の本庁機関のみならず、出先機関など、様々な機関へのアプローチが必要であった。

施設の効率的運用、廃止などの判断を行うためには、まず必要な情報を集約するものであり、県においても、集約した情報に基づき判断する手法を進めていく必要がある。

財産管理課に情報を集約しマネジメントすべきであるが、県が所管する施設数は膨大であり、また、必要な情報が各財産管理者から報告されていない場合もあるので、毎年度、財産管理課が各部局担当課を通じて各財産管理者に行っている利用状況調査において、情報の集約及び管理方法の再検討をするとともに各部局に対し必要な情報の報告を徹底させるべきである。

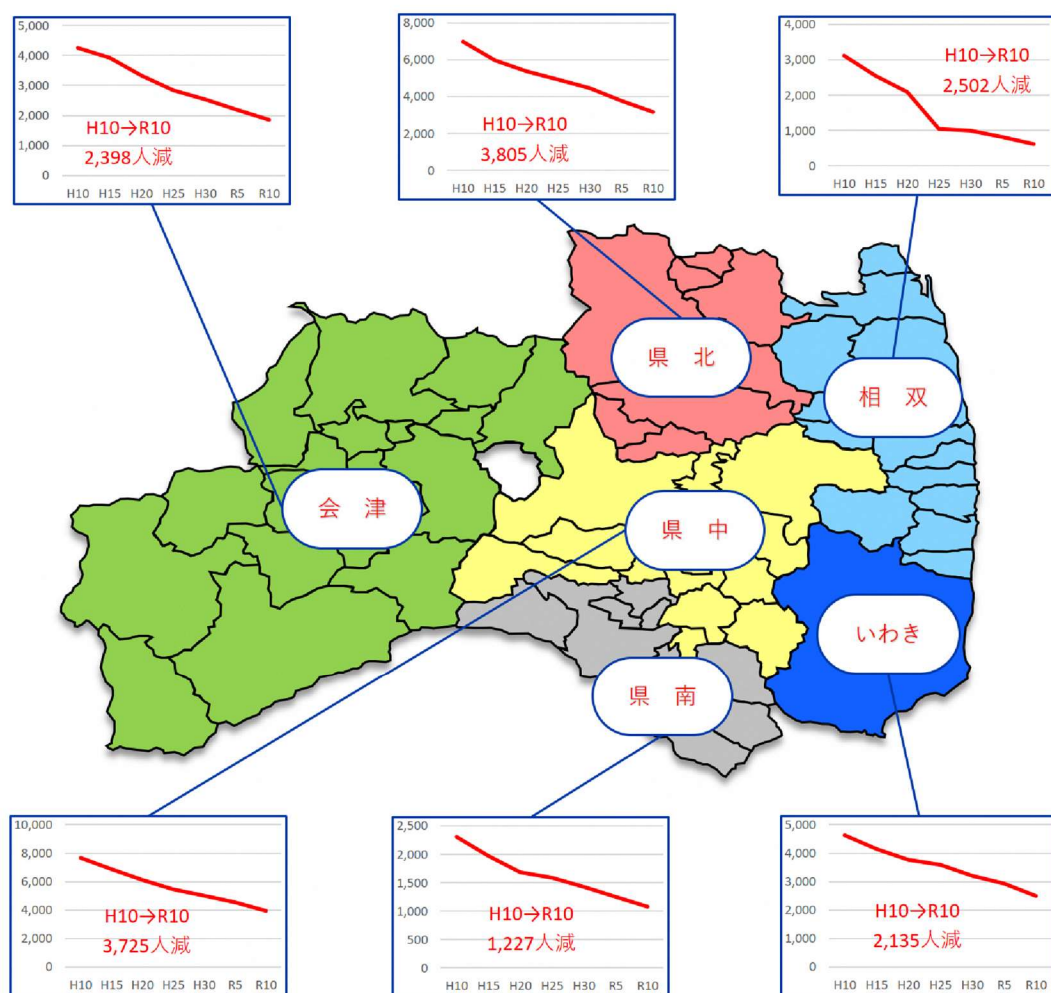
## 第2 学校施設について

### 1 県立高校の概要について

#### (1) 福島県の中学卒業生の推移（少子化の状況）について

福島県の中学校を卒業する生徒数は、少子化などの社会情勢の変化や東日本大震災の影響により、平成10年3月から平成30年3月にかけて11,000人以上減少しており、令和10年3月時点ではさらに4,000人以上の減少が見込まれている。

福島県の試算によると、平成29年度から令和10年度の間県立高校全体で1学年当たり104学級程度の削減が必要と見込まれている。平成30年度に15学級を削減しており、今後さらに89学級程度の削減が必要であり、これは1学年当たり4学級規模の学校に換算すると約22校の削減に相当する。このため、県内各方部において県立高校の再編整備が課題となっている。



(出典：福島県立学校施設長寿命化計画（令和3年4月 福島県教育委員会）)



中学校を卒業する生徒数

単位：人

方 部	実績 <sup>※1</sup>					見込 <sup>※2</sup>		増減 (R10-H10)
	H10年3月卒	H15年3月卒	H20年3月卒	H25年3月卒	H30年3月卒	R5年3月卒	R10年3月卒	
県 北	6,973	5,962	5,373	4,920	4,464	3,778	3,168	▲ 3,805
県 中	7,660	6,869	6,103	5,449	4,998	4,545	3,935	▲ 3,725
県 南	2,306	1,972	1,682	1,586	1,429	1,251	1,079	▲ 1,227
会 津	4,250	3,918	3,322	2,840	2,528	2,185	1,852	▲ 2,398
相 双	3,120	2,546	2,094	1,043	1,002	823	618	▲ 2,502
いわき	4,627	4,137	3,759	3,589	3,201	2,929	2,492	▲ 2,135
計	28,936	25,404	22,333	19,427	17,622	15,511	13,144	▲ 15,792

※1 生徒数は学校統計要覧（福島県教育庁発行）より引用

※2 生徒数は県立高等学校改革前期実施計画（2019年度～2023年度）より引用

（出典：福島県立学校施設長寿命化計画（令和3年4月 福島県教育委員会））

(2) 県立高校の再編整備の計画について

このような環境の変化のなか、福島県教育委員会は平成30年5月に令和元年度から今後10年間の県立高校改革の基本的な方針を示した県立高等学校改革基本計画を策定し、これを受けて平成31年2月に令和元年度から今後5年間の県立高等学校改革の具体的な実施方針を示した県立高等学校改革前期実施計画（以下「前期計画」という。）を策定している。

前期計画では、すべての県立高校の特色化を推進するとともに、県立高校の再編整備を推進する計画となっている。県立高校の再編整備に当たっては、望ましい学校規模を1学年当たり4～6学級として県立高校の統合を推進し、平成30年度全日制88校、定時制・通信制8校を令和5年度には全日制74校、定時制・通信制7校とする計画となっている。

前期計画における県立高校の再編整備計画は以下のとおりである。

【再編整備（統合含む）】

学校名	平成30年度の学科 1学年当たりの学級数		実施予定 年度	再編の方向性 (学科・学級数)	
梁川（※4）	普通	2	令和5年度	普通	6
保原	普通4・商業1	5			
二本松工業	工業	3	令和5年度	工業3・家庭1	4
安達東（※4）	総合	2			
須賀川	普通4・商業1	5	令和4年度	普通	6
長沼（※2）	普通	2			
白河実業	農業1・工業4・商業1	6	令和5年度	統合及び工業化の集約 工業5・商業1	6
塙工業（※4）	工業	2			

学校名	平成 30 年度の学科 1 学年当たりの学級数		実施予定 年度	再編の方向性 (学科・学級数)	
修明	文理 1・農業 2・商業 1	4		農業科の集約 文理 1・農業 3・商業 1	5
喜多方	普通	4	令和 3 年度	普通	5
喜多方東 (※ 2)	普通	2			
耶麻農業 (※ 4)	農業 1・家庭 1	2	令和 5 年度	農業	4
会津農林	農業	3			
大沼	普通	3	令和 4 年度	普通	4
坂下 (※ 2)	普通	2			
田島	普通	2	令和 5 年度	総合	3
南会津 (※ 4)	普通	2			
湯本	普通	6	令和 4 年度	普通	6
遠野 (※ 3)	普通	2			
小名浜 (※ 1)	普通 1・商業 1	2	令和 3 年度	普通 1・商業 1・水産 3	5
いわき海星 (※ 1)	水産	4			
相馬東	総合	4	令和 4 年度	総合	5
新地 (※ 3)	普通	2			
保原 (定時制) (※ 5)	普通 (定時制)	1	令和 4 年度	普通 (定時制)	1
福島中央	普通 (定時制)	1			

※ 1 : 両高校の校舎を利用

※ 2 : 閉校

※ 3 : 令和 4 年度募集停止、分校舎として利用し令和 6 年度に空き校舎

※ 4 : 令和 5 年度募集停止、分校舎として利用し令和 7 年度に空き校舎

※ 5 : 福島中央高校に統合

【募集停止】

学校名	平成 30 年度の 学科・学級数		実施予定年度
安積・御館校	普通	1	令和 2 年度
修明・鮫川校	普通	1	令和 2 年度

※現在 3 年生のみ在籍しており、令和 4 年 3 月で空き校舎になる。

【1 学級本校化】

学校名	平成30年度の学科・学級数		実施予定年度	方向性	
川俣	普通1・工業1	2	令和2年度	普通	1
猪苗代	普通1・商業1	2	令和2年度	普通	1
只見	普通	2	令和2年度	普通	1

※1 学年1 学級とする。

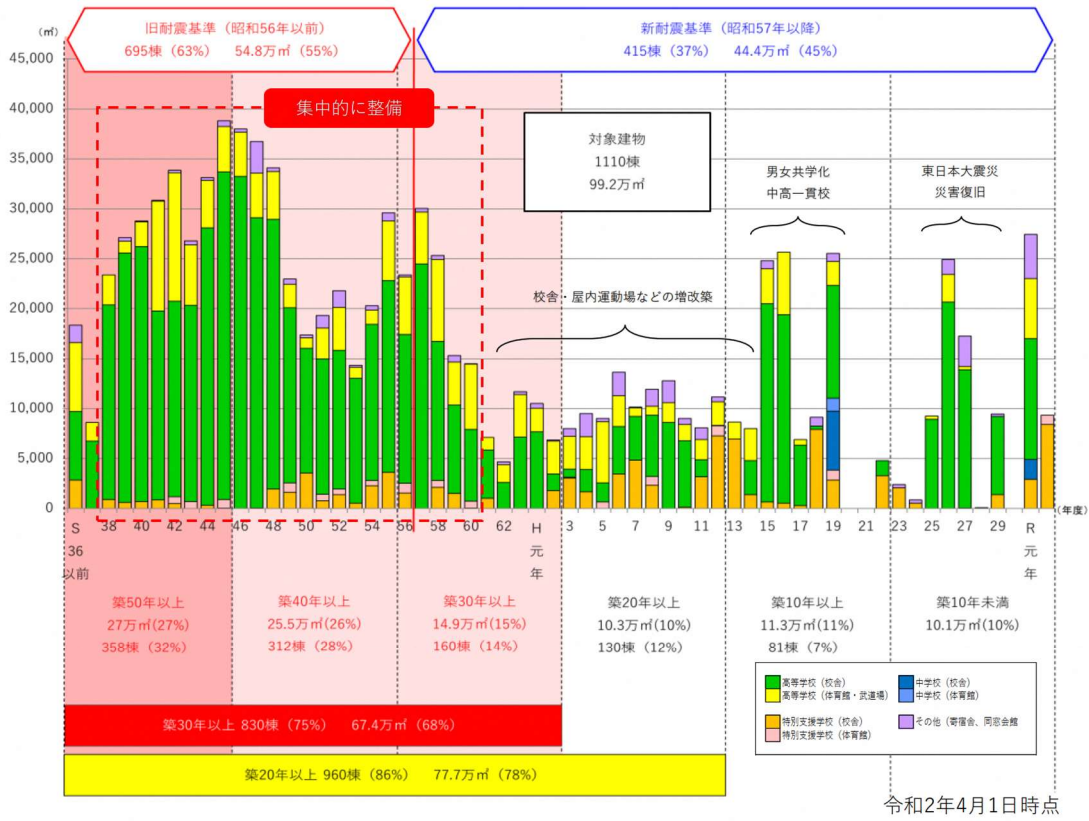
(3) 福島県立学校施設長寿命化計画について

福島県の学校施設は昭和40年～50年代の第2次ベビーブームにあわせて集中的に整備されてきたが、平成23年3月に起きた東日本大震災により被災した施設の災害復旧工事及び耐震補強工事を最優先して進めてきたことから、施設の改修が遅れ、老朽化が進行している。このため、建物全体の機能回復を図る大規模改修工事や築後50年を目安に建替える改築工事が喫緊の課題となっているが、膨大な整備規模となり財政負担への影響の抑制や整備規模の平準化により計画的な施設整備を進めていく必要がある。他方で、前述の学校環境の変化や東日本大震災の影響に伴い、生徒数が減少傾向にあるため、再編整備に伴う減策を含め施設保有量を適正なものに見直し最適化を図る必要がある。

以上の観点から、中長期的な視点から計画的かつ適正規模の施設整備と適正な維持管理に努めていく必要があり、予防保全や大規模改修工事などを計画的に行いながら施設の劣化を遅らせることにより、学校施設をこれまで以上に長期間利用していくことを目的としている。



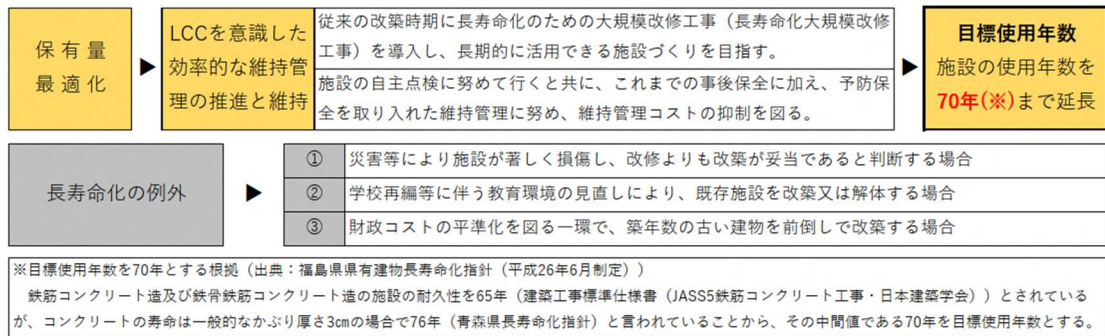
【築年別整備状況】



本県の施設の半数以上は昭和38～60年度にかけて集中的に整備してきたため、築50年以上の施設が全体の3割以上（32%）を占めており、改築時期を迎えています。また、築後30年を目安に実施している大規模改修工事を行う必要がある築30年以上50年未満の施設になると、全体の4割（42%）を占めていますが、全ての改修には至っておらず、老朽化が進んでいます。

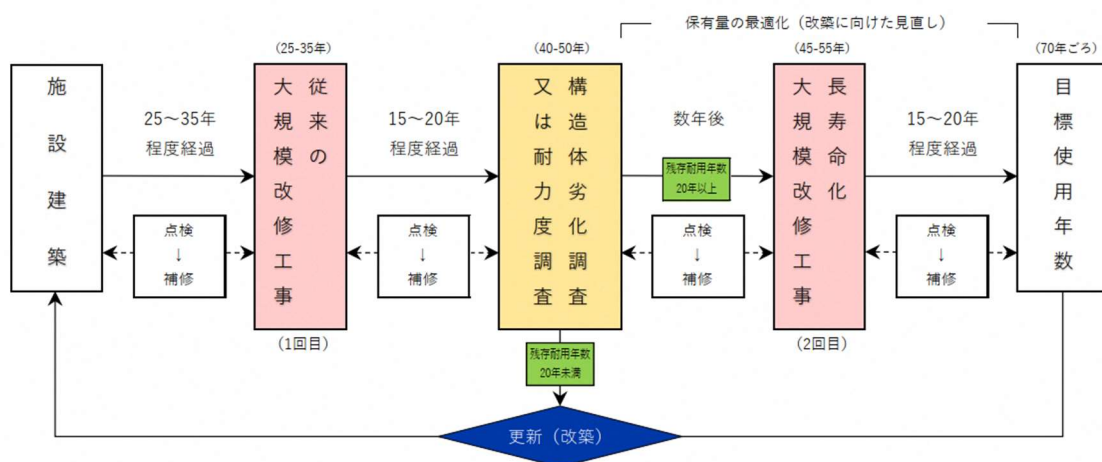
（出典：福島県立学校施設長寿命化計画（令和3年4月 福島県教育委員会））

【長寿命化の基本方針】



（出典：福島県立学校施設長寿命化計画（令和3年4月 福島県教育委員会））

## 【長寿命化の流れ】

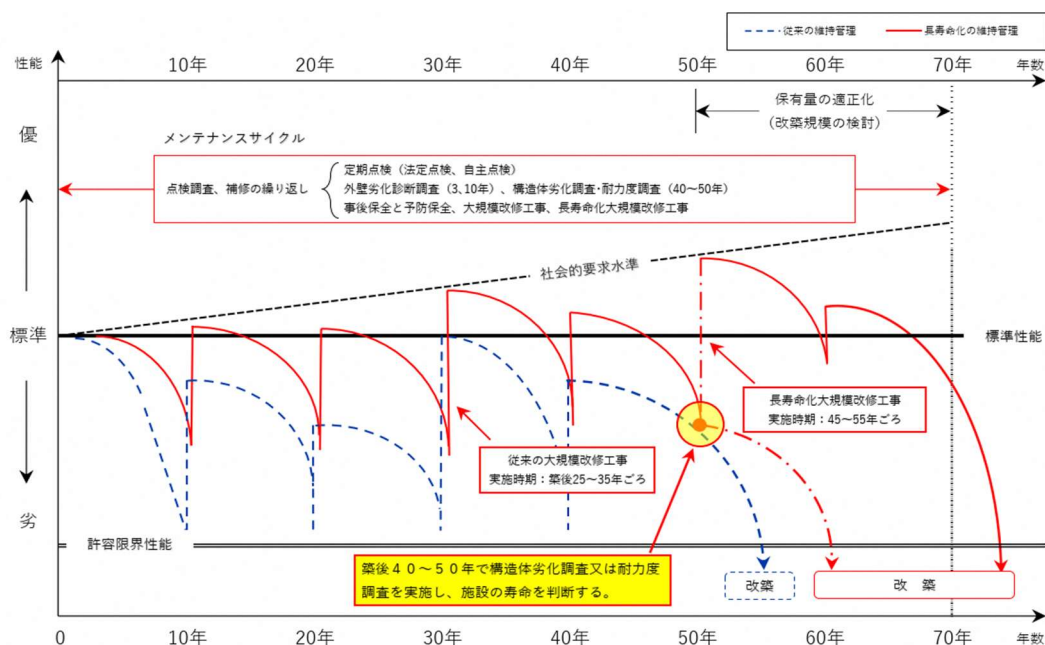


築70年を目標とする施設の長寿命化を図るため、計2回の大規模改修工事を行う計画にします。なお、長寿命化大規模改修工事は、築40～50年経過した時点で、構造体劣化調査又は耐力度調査により構造体（躯体）の劣化度や耐久性を調べ、長寿命化大規模改修工事を行うべきか否かの妥当性を確認した上で、実施の是非を判断します。

また、改築にあたっては、少子化といった社会情勢の変化に対応した学校づくりにしていく必要があることから、築50年経過した時点で、現有施設の保有量を見直し、最適化を図ったうえで改築する規模を決定することになります。

(出典：福島県立学校施設長寿命化計画（令和3年4月 福島県教育委員会）)

## 【性能維持の目安】



- ・ 決められた時期の点検及び調査並びに部位別補修を繰り返す行う。
  - 性能維持条件
    - ・ 築後25～35年を目安に従来の大規模改修工事を行う。
    - ・ 築後45～55年を目安に長寿命化大規模改修工事を行う。
- } 築年数と健全度を中心に実施時期を判断

(出典：福島県立学校施設長寿命化計画 (令和3年4月 福島県教育委員会))

## 【長寿命化で位置付ける施設整備事業】

### <改築工事>

実施内容 構造体の耐久性が見込めない施設及び築後70年経過した施設を新たに建て替える工事  
 実施時期 築後50年以降 (構造体劣化調査又は耐力度調査により改築時期を判断)

### <大規模改修工事>

実施内容 劣化した施設の機能復元を図るため、屋根、外壁、内装、設備を全面的に改修する工事  
 実施時期 築後25～35年頃 (施設の劣化が顕在化し、各種設備の更新が必要な時期)

### <長寿命化大規模改修工事>

実施内容 上記大規模改修工事の内容に加え、必要に応じて構造体 (躯体) の補強を行う工事  
 実施時期 築後45～55年頃 (従来の改築時期)

### <部位別修繕工事>

実施内容 屋根・屋上などの個別の修繕工事 (事後保全と予防保全)  
 実施時期 第7章「基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準 (改修等の整備水準)」27頁参照

### <トイレ修繕工事>

実施内容 劣化したトイレ全般の修繕、社会的ニーズに応じた仕様 (洋式化など) に見直す工事  
 実施時期 築後あるいは全面改修後から25年経過した頃

### <構造体劣化調査又は耐力度調査>

実施内容 施設の寿命を把握するため、構造体 (躯体) の劣化度や耐久性などを調査  
 なお、施設が維持できない可能性があるときは耐力度調査により詳しく調査  
 実施時期 築後40～50年頃

### <外壁劣化診断調査>

実施内容 建築基準法で定められた施設の外壁 (タイル・モルタル等) の劣化状況を調査  
 実施時期 3年ごとに行う自己点検、10年経過3年以内に行う専門業者に委託する調査

(出典：福島県立学校施設長寿命化計画 (令和3年4月 福島県教育委員会))

## 2 統合等の実施状況について

### (1) 過去に実施した県立高校統合等の後の土地建物の利活用状況について

これまでの県立高校の統合等の実施状況についてヒアリングを実施し、対象学校の施設の利活用の状況について必要に応じて現場視察した。

#### ① 過去の県立高校統合等の状況について

過去の県立高校の統合等の状況は以下のとおりとなっている。

No.	校舎を使用しなくなった高校	実施年度	跡地の状況
1	会津工業高校本郷分校	H11/3	平成 22 年に会津美里町に譲渡
2	旧相馬女子(相馬東)高校	H16/3	相馬高校でグラウンド等を利用
3	旧棚倉高校	H21/3	令和 3 年解体工事完了 一般競争入札を含む処分に向けた事務を進める(棚倉町と譲渡に向けた協議着手)
4	喜多方商業高校	H22/3	平成 29 年に喜多方市で取得表明 令和 2 年解体工事完了 喜多方市と譲渡に向け協議中
5	富岡高校川内分校	H23/3	平成 24 年に川内村に譲渡
6	旧小高商業高校	H29/3	小高産業技術高校でグラウンド等を利用
7	小野高校平田分校	H31/3	令和 3 年度解体工事設計委託 令和 4 年度から令和 5 年解体工事実施予定 解体後は平田村(村有地)に返還
8	旧喜多方東高校	R3/3	喜多方高校で管理中 喜多方市に建物の一部を使用許可(ワクチン接種会場)

上記のうち、旧相馬女子(相馬東)高校、旧棚倉高校、旧小高商業高校及び旧喜多方東高校について現場視察を行った。



(2) 監査の結果

① 旧相馬女子高校の校舎及び校庭【意見】

旧相馬女子高校は、平成15年4月に相馬東高校に名称を変更し、平成16年3月の新校舎完成をもって移転し、旧校舎は相馬高校に移管し現在に至っている。施設の利用実態としては、相馬高校で第二体育館、弓道場、テニスコート及び屋外トイレを継続して利用しているほか、東日本大震災後は文化財の保管に利用されていたが令和2年6月で終了している。

(現況)



(過去3年間の維持管理費の発生状況)

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電気料	754,031	663,800	553,274
修繕費	351,000	108,900	0
手数料	0	38,000	0
電話料	40,336	37,496	34,065
機械警備	261,012	263,424	265,848
消防用設備保守点検	229,218	233,993	236,381
自家用電気工作物保安管理	144,276	144,276	144,276
小計	1,779,873	1,489,889	1,233,844
校務員人件費(1名)	1,733,161	1,744,569	1,995,283
合計	3,513,034	3,234,458	3,229,127

相馬高校に移管されてからは、令和2年度に現在使用している施設については継続使用し、それ以外の施設については予算が認められた後で解体し、解体後は既存グラウンドと一体化し多目的な運動施設として主に部活動で利用する旨の利用計画の協議があったことに伴い、施設財産室では解体に向けた手続きを行っている。

当該施設については閉校後18年経過しており、未利用施設の老朽化も進み、中庭は雑草が生い茂って荒れ果てており近隣住民の生活環境にも影響を及ぼしているものと考えられることから、早急に解体工事の予算付けし解体工事を行う必要があると考える。

② 旧小高商業高校の校舎及び校庭【意見】

旧小高商業高校は、旧小高工業高校と統合し小高産業技術高校となり、平成29年3月に閉校となっている。施設の利用実態としては、小高産業技術高校でグラウンドを継続して利用している他、平成30年7月から令和3年3月まで企画調整部生涯学習課が校舎の一部を利用していた。

(現況)





(過去3年間の維持管理費の発生状況)

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水道料	236,336	108,396	42,082
電気料	562,626	521,860	504,225
修繕費	0	0	0
消耗品	20,000	20,000	20,000
機械警備	544,320	549,360	554,400
自家用電気工作物保安管理	169,905	171,478	173,052
小計	1,533,187	1,371,094	1,293,759
校務員人件費	0	0	0
合計	1,533,187	1,371,094	1,293,759

南相馬市において旧小高商業高校敷地を含めた「小高区文教ゾーン整備構想」の検討を行っており、実施時期は未定となっているため、南相馬市から利活用方針が示されるまでは引き続き小高産業技術高校がグラウンドを利用することである。

当該施設については、南相馬市の回答待ちとなっている状況であるが、県としても事態の進捗状況を順次把握しておく必要がある。

- ③ 旧棚倉高等学校跡地  
特に指摘する事項はない。

(現況)





※写真は令和3年12月6日時点  
 (過去3年間の維持管理費の発生状況)

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
役務費	313,197	162,351	54,842
需用費	39,770	38,996	34,677
合計	352,967	201,347	89,519

④ 旧喜多方東高等学校の校舎及び校庭  
 特に指摘する事項はない

(現況)



(令和3年度の維持管理費の発生見込状況)

(単位：円)

	令和3年度(※)
電気料	943,245
水道料	62,521
電話料	75,074
自家用電気工作物保安管理	240,240
機械警備	673,200
消防設備点検業務	223,300
合計	2,217,580

※ 令和3年3月に廃校となったため、令和2年度までの実績はなし。令和3年度は発生見込。

⑤ 校舎を使用しなくなった高校の土地建物に関する各部局への利活用要望の照会について【指摘】

閉校になった際の土地建物の利活用に関する意思決定プロセスについては、教育庁施設財産室が各部局に施設利活用要望の照会を実施し取りまとめを行い、県で利用計画がない場合、所在地の市町村に利活用要望の照会を行い、最終的な利活用方針を決定していくプロセスを経ている。しかしながら、再編整備で閉校となった事例では、各部局からの回答で利活用方針が出されたことはなく、取り壊しを含めた利活用方針の決定まで長期間かかるケースが散見される。

この点、各部局への利活用要望照会で利活用方針が出されない原因として、照会の実施方法が挙げられる。下記は閉校となった喜多方東高校について、各部局に実施した照会の一部抜粋であるが、各部局に要望を伺うのみの消極的な照会内容に留まっており、各部局に積極的に検討を働きかけるような内容とはなっていない。要望を吸い上げるだけでなく、各部局が保有する専門的なノウハウをアイディアとして吸い上げるようなアンケート方法に変更することで、有効性を高める必要がある。

喜多方東高等学校施設に係る利活用等要望について（照会）

令和3年度に喜多方高等学校と喜多方東高等学校を統合し、統合後は喜多方高等学校施設を利用することから、喜多方東高等学校は学校施設としての用途を終了する予定です。

つきましては、当施設の貴部（局）内（出先機関及び関係公社も含む。）での利活用要望について把握したいので、下記により回答願います。

なお、要望がない場合についても回答願います。

記

1 回答様式

別紙2「調査回答様式」による。

（別紙2）

部 局 名	
担 当 課 名	
担 当 者 名	
内 線 番 号	

※該当する項目を○で囲んでください。

1 利活用希望有無	有 ・ 無 ※『有』の場合2以下に回答
2 利活用希望学校名	
3 利活用希望箇所	1 施設全体（土地、建物全体） 2 土地（グラウンド）のみ 3 建物のみ { ①全建物 ②建物一部（区分番号） }
4 利活用希望用途	
5 利活用希望時期	令和4年度中 ・ 令和5年度以降

⑥ 校舎を使用しなくなった高校の土地建物利活用に関する意思決定プロセスについて【意見】

今後、前期計画に基づき令和5年度まで多くの県立高校の再編整備が計画されていることを勘案すると、閉校後の校舎等の取り壊しを含めた土地建物の利活用方針の意思決定プロセスをより強化していくことが必要であり、上記アンケート実施方法の変更に加えて、例えば、各部局から担当者を出し合い、プロジェクトチームを発足し、より積極的に各部局の意見を出し合う場を設け、各部局を跨いだ横断的な利活用検討が可能となる組織づくりを行う等、より有効性の高い意思決定プロセスの構築が望まれる。なお、県有財産最適活用推進委員会が推進している「福島県県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）」が上記の役割を担う場合には、当該委員会の活動をより強化することが望まれる。

3 学校施設の耐震補強工事の状況と耐震補強工事遅延の有無について

県立高校の耐震補強工事の状況と耐震補強工事遅延の有無について資料の確認とヒアリングを実施した。

(1) 耐震補強工事の状況

福島県では平成8年以降、耐震診断や耐震補強工事を実施している。特に平成23年3月に起きた東日本大震災以降の平成25年度から平成27年度にかけては集中的に耐震補強工事や改築を行っており、休校中となっている施設を除き耐震補強工事は完了している状況にある。したがって、現在稼働している施設について耐震補強工事が遅延している物件はない。これらの施設数は以下のとおりである。

① 耐震診断の結果、耐震補強工事が必要と判断された施設：86校 362棟

② ①のうち耐震補強工事未了の物件

番号	施設名	棟名	耐震性能 (※)	現状	方針
1	双葉高校	教室棟	B'	休校中	学校再開等の方 針決定後に対応 を検討
2	双葉高校	体育館	C		
3	双葉高校	管理教室棟1	C		
4	双葉高校	渡り廊下1	C		
5	双葉高校	格技場	C		
6	富岡高校	体育館	C	休校中	
7	富岡高校	管理・教室棟	C		
8	双葉翔陽高校	特別教室・管理棟	B'	休校中	
9	双葉翔陽高校	材料構造実習室	C		
10	双葉翔陽高校	農業実習室	C		
11	相馬農業高校飯舘校	校舎	C	休校中	

## 耐震性能について

### 3 建築物の耐震診断の基準

旧耐震基準の建築物について、以下のいずれかの基準にて耐震診断を行っています。

- (1) 鉄筋コンクリート造 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」  
(財団法人 日本建築防災協会)
- (2) 鉄骨造 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」  
(財団法人 日本建築防災協会)  
「屋内運動場の耐震性能診断基準」  
(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

なお、これらの基準等で診断した建築物の構造耐震指標値（ $I_s$ ）により、耐震性能を下表のように4つのランクに判定しています。

ランク判定	建築物の構造耐震指標値 ( $I_s$ )	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能)
A	$I_s \geq I_{s0}$	大地震※ <sub>2</sub> の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。
B	$I_{s0} > I_s \geq 0.6$ ※ <sub>1</sub>	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低いが、施設機能※ <sub>3</sub> が確保できないおそれがある。
C	$0.6$ ※ <sub>1</sub> $> I_s \geq 0.3$ ※ <sub>1</sub>	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
D	$0.3$ ※ <sub>1</sub> $> I_s$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。

- (注) ※<sub>1</sub> 財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第一次診断法による場合は0.6を0.8と、0.3を0.4と読み替えて適用する。
- ※<sub>2</sub> 大地震とは、建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない地震であり、震度6強から震度7を想定しています。
- ※<sub>3</sub> 施設機能とは、大地震後、当該建築物が大きな補修をすることなく防災活動、避難、救護活動、医療活動等の拠点として使用できることをいいます。

新耐震基準の建築物は、耐震診断の必要がありません。

(出典：『福島県県有建築物の耐震化の状況について』(令和3年4月22日 県有建築物保全推進連絡会議))

- ③ 耐震診断の結果、耐震補強工事を行っても耐震性能の確保が見込めないと診断され改築した施設：5校5棟（会津工業高校実習棟、平商業高校校舎、勿来工業高校校舎、喜多方桐桜高校実習棟、視覚支援学校校舎）

- ④ 耐力度調査の結果、構造上、建物としての機能が維持できないと判定された施設：2校2棟（聴覚支援学校寄宿舎、聴覚支援学校福島校校舎）

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。



4 県立高校のトイレ洋式化の進捗状況

県立高校のトイレ洋式化の進捗状況について資料の確認とヒアリングを実施した。

(1) トイレの洋式化の現状

洋式率9割以上 14校	それ以外 94校	改修実施中
1 川口	1 福島	1 聴覚支援
2 いわき光洋	2 橋	2 聴覚支援(平校)
3 ふたば未来学園	3 福島商業	3 いわき支援
4 聴覚支援(会津校)	4 福島明成	
5 聴覚支援(福島校)	5 福島工業	
6 石川支援(たまかわ校)	6 福島西	
7 たむら支援(本校)	7 福島北	
8 たむら支援(石崎校)	8 福島東	
9 猪苗代支援	9 福島南	
10 平支援	10 川俣	
11 いわき支援(くぼた校)	11 梁川	
12 富岡支援(本校)	12 保原	
13 富岡支援(四倉校)	13 安達	
14 相馬支援	14 二本松工業	
	15 安達東	
	16 本宮	
	17 安積(本校)	
	18 安積(御館校)	
	19 安積黎明	
	20 郡山東	
	21 郡山商業	
	22 郡山北工業	
	23 郡山	
	24 あさか開成	
	25 湖南	
	26 須賀川	
	27 須賀川桐陽	
	28 清陵情報	
	29 長沼	
	30 岩瀬農業	
	31 光南	
	32 白河	
	33 白河旭	
	34 白河実業	
	35 塙工業	
	36 修明(本校)	
	37 修明(鮫川校)	
	38 石川	
	39 田村	
	40 船引	
	41 小野	
	42 会津	
	43 葵	
	44 会津学鳳	
	45 若松商業	
	46 会津工業	
	47 喜多方	
	48 喜多方東	
	49 喜多方桐桜	
	50 猪苗代	
	51 耶麻農業	
	52 西会津	
	53 大沼	
	54 坂下	
	55 会津農林	
	56 田島	
	57 南会津	
	58 只見	
	59 磐城	
	60 磐城桜が丘	
	61 平工業	
	62 平商業	
	63 いわき総合	
	64 湯本	
	65 小名浜	
	66 いわき海星	
	67 磐城農業	
	68 勿来	
	69 勿来工業	
	70 好間	
	71 遠野	
	72 四倉	
	73 相馬	
	74 相馬東	
	75 原町	
	76 相馬農業	
	77 小高産技	
	78 新地	
	79 郡山萌世	
	80 いわき翠の杜	
	81 視覚支援	
	82 聴覚支援(本校)	
	83 聴覚支援(平校)	
	84 大笹生支援	
	85 郡山支援	
	86 あぶくま支援	
	87 須賀川支援(本校)	
	88 須賀川支援(医大校)	
	89 須賀川支援(郡山校)	
	90 西郷支援	
	91 石川支援(本校)	
	92 会津支援(本校)	
	93 会津支援(竹田校)	
	94 いわき支援(本校)	



(2) 監査の結果

① 学校施設のトイレ洋式化の進捗状況について【意見】

福島県ではこれまで排水設備を含めた大規模改修工事の中でトイレの洋式化への対応を行ってきたが、生活様式の変化への対応や新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、トイレ洋式化率を向上させるため、便器を和式から洋式にする改修工事を令和2年度補正予算から事業化している。しかしながら、現時点で洋式便器が9割以上の学校は約13%にとどまっており、令和13年度を目途に工事を完了させる方針で今後詳細な整備計画の策定を予定しているとのことであるが、新型コロナウイルス感染症対策としてトイレ洋式化の改修工事を早急に進める必要がある。

### 第3 県営住宅について

#### 1 県営住宅の現状について

##### (1) 県営住宅の管理戸数

福島県の県営住宅は、住まいのセーフティネットとして、住宅に困窮する県民へ低廉な家賃で提供し、その生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、昭和28年度から建設されてきた。

東日本大震災後は、復興公営住宅を整備し、令和3年3月末時点の管理戸数は、以下のとおり、県営住宅8,001戸、特別・準県営住宅127戸、復興公営住宅4,389戸の合計12,517戸となっている。

種別	管理戸数
県営住宅	8,001戸
特別県営住宅	106戸
準県営住宅	21戸
小計	8,128戸
復興公営住宅	4,389戸
合計	12,517戸

種別	根拠となる法律等
県営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅。
特別県営住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅。
準県営住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき整備した特定公共賃貸住宅を用途廃止し、公営住宅と同様に低額所得世帯へ賃貸する住宅。
復興公営住宅	公営住宅法に基づく災害公営住宅のうち、県が整備する原子力災害による避難者のための公営住宅。

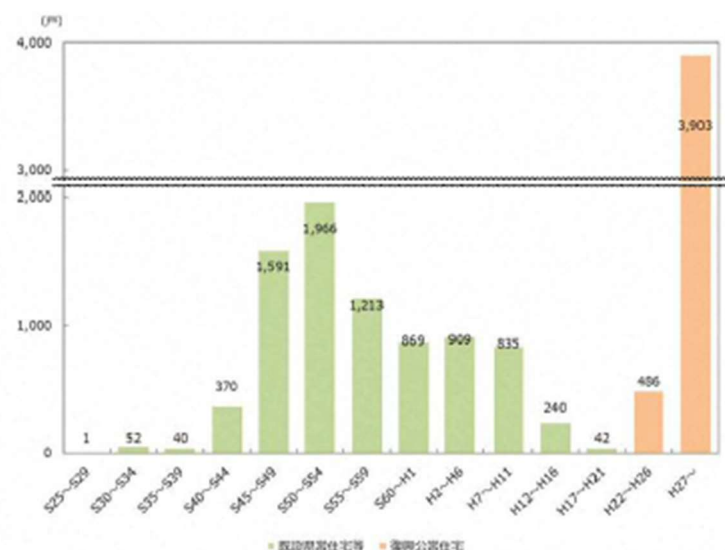
※次頁以降、県営住宅、特別県営住宅及び準県営住宅を「既設県営住宅等」という。

(2) 建設年次別管理戸数

建設年次別の管理戸数は以下のとおりである。既設県営住宅等を建設年次別に見ると、棟数では昭和 55～59 年が最も多く 101 棟、戸数では昭和 50～54 年が最も多く 1,966 戸となっている。復興公営住宅は平成 26 年から建設されており、平成 27 年以降では 681 棟、3,903 戸となっている。

建設年次（5カ年）	棟数	戸数	備考
S25～S29	1	1	
S30～S34	4	52	
S35～S39	9	40	
S40～S44	45	370	
S45～S49	61	1,591	
S50～S54	73	1,966	
S55～S59	101	1,213	
S60～H1	53	869	
H2～H6	66	909	
H7～H11	56	835	
H12～H16	18	240	
H17～H21	9	42	
H22～H26	18	486	復興公営住宅のみ
H27～	681	3,903	復興公営住宅のみ
計	1,195	12,517	

(出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月 福島県土木部建築住宅課）)



(出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月 福島県土木部建築住宅課）)

(3) 生活圏域別管理戸数

既設県営住宅等の生活圏域別の戸数分布を見ると、いわき圏域が最も多く 30.4%、次いで、県中圏域 23.6%、県北圏域 22.6%、会津圏域 15.5%となっており、主要4市（福島市・郡山市・いわき市・会津若松市）で 89.8%を占めている。

復興公営住宅の生活圏域別の戸数分布を見ると、いわき圏域が最も多く 38.1%、次いで、相双圏域 22.4%、県北圏域 20.0%、県中圏域 15.5%となっている。

既設県営住宅等 生活圏域別 管理団地数・棟数・戸数

生活圏域名	市町村名	団地数	棟数	戸数	戸数割合
県北	福島市	18	109	1,837	22.6%
	郡山市	11	90	1,759	
県中	須賀川市	3	8	159	23.6%
	白河市	5	20	450	
会津	会津若松市	12	80	1,234	15.5%
	喜多方市	1	2	24	
相双	相馬市	2	5	68	2.4%
	南相馬市	4	7	128	
いわき	いわき市	28	175	2,469	30.4%
計		84	496	8,128	

【出典】福島県県営住宅等長寿命化計画（令和3年3月 福島県土木部建築住宅課）

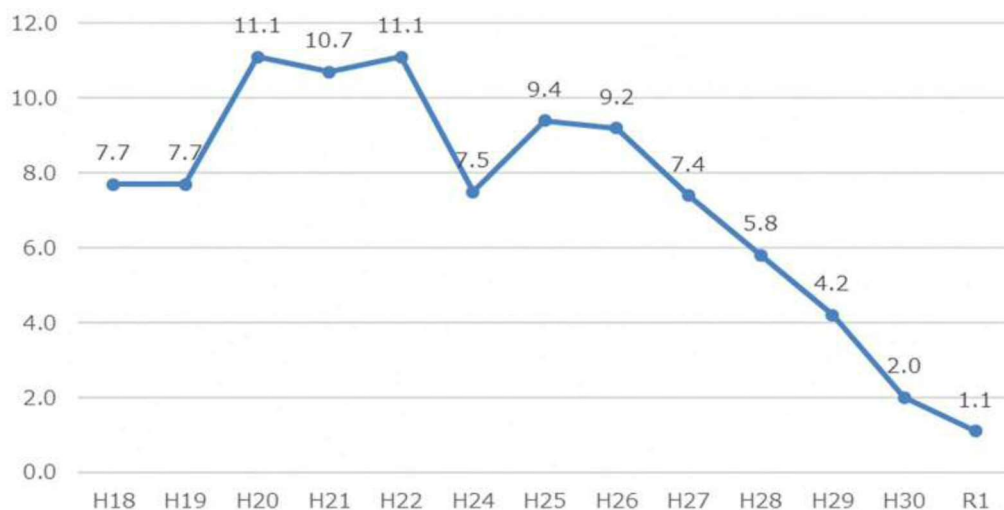
復興公営住宅 生活圏域別 管理団地数・棟数・戸数

生活圏域	市町村	団地数	棟数	戸数	戸数割合
県北	福島市	5	59	452	20.0%
	二本松市	4	47	346	
	川俣町	1	40	80	
県中	郡山市	8	57	570	15.5%
	田村市	2	9	18	
	三春町	1	92	92	
県南	白河市	2	20	40	0.9%
会津	会津若松市	4	59	134	3.1%
相双	南相馬市	5	51	927	22.4%
	広野町	1	29	58	
いわき	いわき市	16	236	1,672	38.1%
計		49	699	4,389	

（出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和3年3月 福島県土木部建築住宅課））

(4) 県営住宅の応募倍率

以下のとおり、平成 18 年度から平成 26 年度は約 7～11 倍程度であったが、平成 27 年度以降は倍率が徐々に低下している。



※ H23 は震災のため年度集計なし。

(出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月 福島県土木部建築住宅課）)

(5) 県営住宅の入居世帯の年齢・所得

ア 入居者の年齢割合

以下のとおり、18 歳未満の入居者が約 2 割、65 歳以上の入居者が約 3 割となっている。

	18歳未満	19～64歳	65歳以上	計
入居者数	3,285	7,527	4,009	14,821
比率	22.2%	50.8%	27.0%	100.0%

(R1. 11. 30 時点)

(出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月 福島県土木部建築住宅課）)

イ 入居世帯の所得の現状

以下のとおり、収入分位 I 世帯の割合は、平成 28 年度の 69.3%に対し、令和元年度 73.1%と高くなっている。

収入分位	I 0～10%	II 10～15%	III 15～20%	IV 20～25%	V～ 25%～
H28	69.3%	6.1%	4.2%	3.8%	16.6%
R1	73.1%	4.9%	3.5%	3.7%	14.8%

(出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月 福島県土木部建築住宅課）)

(6) 直近の入居状況

ア 住宅種類別入居状況

直近3年間の入居状況は以下のとおりであり、修繕等による政策的空き家が含まれることも勘案すると、特別県営住宅を除き、良好な入居率を維持している。

種別	管理戸数	入居状況 (上段：入居戸数 下段：入居率)		
		H31.3月	R2.3月	R3.3月
		県営住宅	8,001	7,155 89.4%
特別県営住宅	106	72 67.9%	67 63.2%	65 61.3%
準県営住宅	21	18 85.7%	19 90.5%	21 100.0%
復興公営住宅	4,389	3,615 82.4%	3,634 82.8%	3,686 84.0%

イ 生活圏域別入居状況

直近3年間の生活圏域別入居状況は以下のとおりである。

種別	生活圏域	管理戸数	入居状況 (上段：入居戸数 下段：入居率)		
			H31.3月	R2.3月	R3.3月
			県営住宅	県北	1,784
88.4%	87.8%	87.0%			
県中	1,878	1,685		1,658	1,613
		89.7%		88.3%	85.9%
県南	450	388		369	349
		86.2%		82.0%	77.6%
会津	1,200	1,109		1,079	1,045
		92.4%		89.9%	87.1%
喜多方	24	24		23	24
		100.0%		95.8%	100.0%
相双	196	157		146	140
		80.1%		74.5%	71.4%
いわき	2,469	2,215		2,155	2,127
		89.7%		87.3%	86.1%

種別	生活圏域	管理戸数	入居状況 (上段：入居戸数 下段：入居率)		
			H31.3月	R2.3月	R3.3月
特別県営住宅	県北	32	23	22	19
			71.9%	68.8%	59.4%
	県中	40	28	24	25
			70.0%	60.0%	62.5%
	会津	34	21	21	21
			61.8%	61.8%	61.8%
準県営住宅	県北	21	18	19	21
			85.7%	90.5%	100.0%
復興公営住宅	県北	878	720	721	713
			82.0%	82.1%	81.2%
	県中	680	580	594	591
			85.3%	87.4%	86.9%
	県南	40	38	36	38
			95.0%	90.0%	95.0%
	会津	134	122	119	109
			91.0%	88.8%	81.3%
	相双	985	847	824	807
			86.0%	83.7%	81.9%
	いわき	1,672	1,308	1,340	1,428
			78.2%	80.1%	85.4%
合計		12,517	10,874	10,729	10,635
			86.9%	85.7%	85.0%

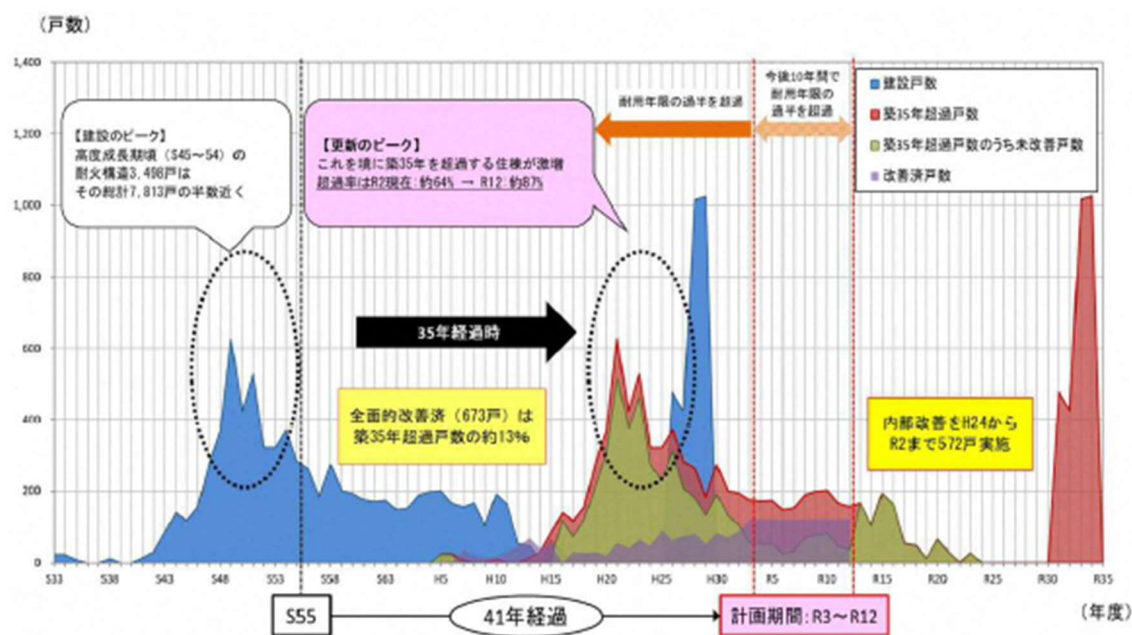
## 2 県営住宅に係る住宅政策について

福島県では、平成 19 年 3 月に「福島県住生活基本計画」を策定し、平成 28 年 11 月に同計画の見直しを行っている。見直し後の計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間となっており、住宅と地域の復興・再生のための施策を迅速かつ確実に推進するとともに、良質な住宅の確保と良好な居住環境の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、県営住宅の老朽化に対しては、長寿命化を図るための実施計画として、平成 25 年に「福島県県営住宅等長寿命化計画」を策定し、令和 3 年 3 月に同計画の見直しを行い、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の計画期間とする新たな計画を策定し、長期間にわたって活用していくための効率的・効果的な修繕及び改善計画を定めている。

### 【県営住宅等（耐火構造）の建設年次からみた老朽化状況】

耐用年限の長い耐火構造（中層及び高層）の既設県営住宅等は 7,813 戸あるが、そのうち半数近くの 3,498 戸が、高度経済成長期頃の 10 年間（昭和 45～54 年）に建設され、大規模な改修の目安となる築 35 年（耐火構造の耐用年限の 1/2）を超過している。また、復興公営住宅は、令和 30 年以降に築 35 年の時期が集中的に訪れることが予測される。



(出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月 福島県土木部建築住宅課）)



## 【長寿命化計画の基本方針】

### ○計画期間（令和3～令和12年度）の活用方針

- ・耐用年限を超過し老朽化した住棟は、原則として用途廃止を進める。
- ※用途廃止を予定している住棟は、法的義務のある機器等の更新、老朽化等による事故等を未然に防ぐ修繕のみを実施する。
- ・耐用年限を超過していない住棟は、引き続き適切に維持管理し、活用する。
- ・耐用年限や管理期間を見据えた中長期的な視点から修繕・改善の仕様水準、実施時期を合理的に設定し、現実的な事業予算を基に年次計画（修繕・改善周期）を作成することで、事業量の平準化及びLCCの縮減を図る。

### ○メンテナンスサイクルによる安全・安心を確保するための維持管理

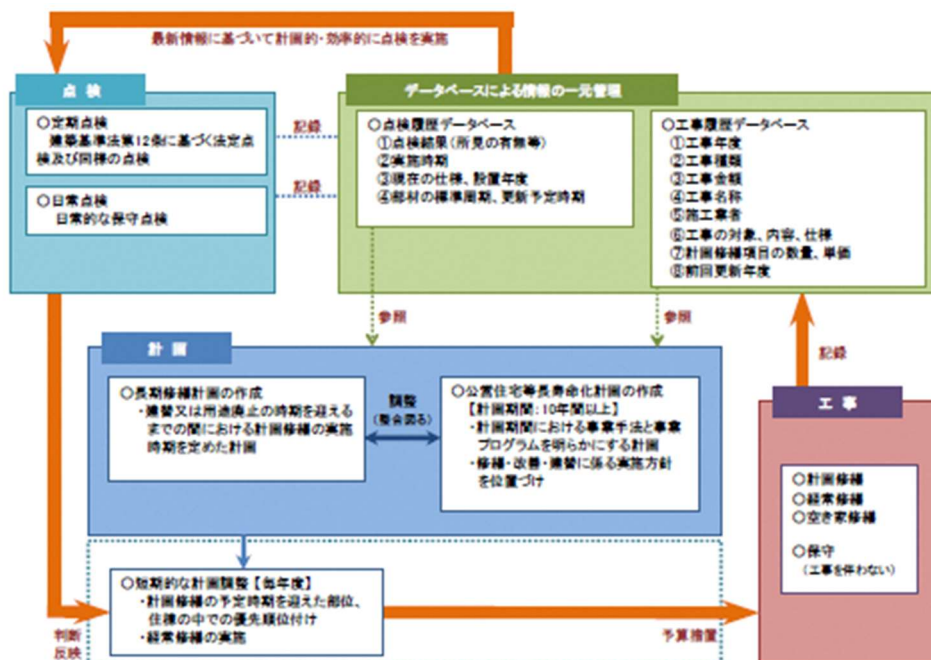
- ・建築基準法第12条点検（対象外の住棟は同様の点検）及び日常点検を確実に実施する。
- ・工事履歴データ、点検履歴データを整理・管理する。  
（データの運用については平成30年3月22日付け29建第3642号による。）
- ・点検結果を基に、優先度や実施時期を検討し、必要に応じ年次計画の見直しを行い、効果的・効果的に修繕・改善を実施する。
- ・老朽化等による事故等を未然に防ぐため、予防保全として躯体・設備の計画的な改善を実施する。【安全性確保】
- ※外壁改修、屋上防水改修、給水ポンプ更新、非構造部材減災化など
- ・法的義務のある機器等の更新を定期的実施する。
- ※住宅用火災警報器（消防法）、量水器（計量法）

### ○機能・性能の向上を図る改善事業の推進

- ・耐久性及び仕様水準を向上させる改善により、改善周期の延長を図りLCCを削減する。【長寿命化】
- ・現代のニーズに合った居住水準を確保するための改善を実施する。【居住性向上・福祉対応】
- ※内部改善は、別に定める内部改善アクションプログラムに基づき実施
- ・低炭素社会（環境負荷低減）へ向けた省エネルギー対策改善を実施する。【居住性向上】
- ※外壁、屋上防水改修に伴う断熱化、共用部照明LED化

（出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和3年3月 福島県土木部建築住宅課））

## 【メンテナンスサイクルのイメージ】



（出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和3年3月 福島県土木部建築住宅課））

### 3 監査の結果

#### (1) 特別県営住宅の入居率について【意見】

前述のとおり、特別県営住宅の入居率は、全体で 61.3%となっており、県営住宅に比べ低い入居率となっている。特別県営住宅の物件毎の入居状況は、以下のとおりであり、入居率が 50%を下回る物件も見受けられる。

市町村	団地名	管理戸数	入居状況 (上段：入居戸数 下段：入居率)		
			平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月
			福島市	岡部 (特別)	15
福島市	荒井 (特別)	7	6 85.7%	6 85.7%	6 85.7%
福島市	森合台の前 (特別)	10	9 90.0%	10 100.0%	7 70.0%
郡山市	亀田 (特別)	28	19 67.9%	18 64.3%	19 67.9%
郡山市	柴宮 (特別)	12	9 75.0%	6 50.0%	6 50.0%
会津若松市	五月町 (特別)	14	11 78.6%	10 71.4%	10 71.4%
会津若松市	御旗町(特別)	6	2 33.3%	3 50.0%	3 50.0%
会津若松市	緑町(特別)	14	8 57.1%	8 57.1%	8 57.1%

入居率が低い原因として、特別県営住宅の外観や住戸専有面積が、隣接する県営住宅とほぼ同一の物件が多い一方、家賃水準が県営住宅に比べ高いことが挙げられる。この点、現状の入居者の取扱について課題は残るものの、入居率が 50%を下回るような物件については、特別県営住宅を用途廃止し、準県営住宅への移行を検討することも有用と考える。

#### (2) 用途廃止予定物件の管理について【意見】

用途廃止物件とは建物の老朽・劣化が著しく、躯体の耐用年数もほぼ経過していることから、現入居者の退去後は新規入居者の募集を行わず、建物を撤去する予定のものである。令和 7 年度までに用途廃止方針の物件と、直近の入居状況は以下のとおりである。

団地名	建設年度	管理戸数	入居状況 (上段：入居戸数 下段：入居率)		
			平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月
			野田町	昭和 34	24
森合	昭和 33	24	6 25.0%	5 20.8%	3 12.5%
緑町	昭和 28	1	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%
住吉町	昭和 36	6	4 66.7%	4 66.7%	4 66.7%
鬼越	昭和 32、 昭和 36	8	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%
金坂	昭和 47、 昭和 48	59	23 39.0%	22 37.3%	20 33.9%
南白土	昭和 41、 昭和 42	46	17 37.0%	17 37.0%	16 34.8%
下荒川	昭和 44	15	5 33.3%	5 33.3%	4 26.7%
江畑	昭和 39	10	4 40.0%	4 40.0%	4 40.0%

※ 上記に加えて梅ヶ丘団地についても、昭和 43 年度建設の 4 棟 8 戸については用途廃止方針。

上表の 9 団地については、平成 22 年度の包括外部監査報告書において、既に用途廃止の方針が決定している物件として記載されているが、10 年以上経過しているにもかかわらず、用途廃止に至っておらず、依然入居率が 6 割を超える団地も見受けられる。

「福島県県営住宅等長寿命化計画」では、用途廃止の実施方針も定められており、当該方針の中には、入居者の住まいの確保についての留意点も以下のとおり列挙されている。維持管理コストの観点から、用途廃止物件の早期処理を進捗させるため、当該留意点に則った積極的な取組が求められる。

- ◇ 移転は、団地内外の継続使用住棟への移転を基本としつつ、団地内に用途廃止住棟しかない場合や、継続使用住棟では家賃が極端に高くなるなどのやむを得ない場合は、用途廃止予定住棟の集約移転も検討する。
- ◇ 県営住宅入居者であっても、公営住宅制度上、他の事業主体（市町村営住宅）への特定入居（住替え）が可能であり、近隣事業主体との相互連携の下で移転交渉を進める。
- ◇ 移転により従前家賃より家賃が高くなる場合は、法律上、家賃の減免を適用できる。
- ◇ 市との混在団地で建替後の市営住宅へ移転させる場合は、建替事業のスケジュールとの整合を図る。
- ◇ 移転は入居者の生活に影響を与える可能性が高いことから、意向等を十分把握するとともに、家賃の今後の変動状況や見通し等を含め、移転者への丁寧な説明に努める。

（出典：福島県県営住宅等長寿命化計画（令和3年3月 福島県土木部建築住宅課））

## Ⅷ インフラ施設について

### 第1 国の政策（インフラ長寿命化基本計画）について

インフラ施設の老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられた。

#### 【インフラ長寿命化基本計画の概要】

個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築し、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化することを目的としている。また、そのために、産学官の連携により、新技術の開発、メンテナンス産業の育成を図ることとしている。

#### 1 目指すべき姿

##### (1) 安全で強靱なインフラシステムの構築

メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応する。

##### (2) 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現する。

##### (3) メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得する。

#### 2 基本的な考え方

##### (1) インフラ機能の確実かつ効率的な確保

メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保する。また、予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保する。

##### (2) メンテナンス産業の育成

産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導する。

##### (3) 多様な施策・主体との連携

防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化する。また、政府・産学官・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上する。

### 3 計画の策定内容

#### (1) インフラ長寿命化計画（行動計画）

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められるすべてのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための方針として、行動計画を策定する。計画には対象施設、計画期間、対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し、必要施策に係る取組の方向性、フォローアップ計画を記載する。

#### (2) 個別施設毎の長寿命化計画

施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、個別施設計画を策定する。計画には対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用を記載する。

### 4 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	[国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業] 入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

なお、国のインフラ長寿命化基本計画において地方公共団体の役割は以下のとおりとされている。

地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村

合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナンス産業の発展に協力していくことも求められる。

また、同計画のロードマップでは、平成 25 年度を起点として、令和元年度までに個別施設毎の長寿命化計画を策定することとされており（ただし、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるとされている）、策定に際して、個別施設の点検・診断を実施することとされている。

## 第2 福島県におけるインフラ施設に係る個別施設計画について

### 1 インフラ施設に係る個別施設計画の策定状況

国のインフラ長寿命化基本計画に基づく各省庁のインフラ長寿命化計画（行動計画）を受けて、本県で策定しているインフラ施設に係る個別施設計画は以下のとおりである。

なお、これらの個別施設計画は、福島県公共施設等総合管理計画における個別施設計画を兼ねる位置付けとされている。

No.	部局	担当課	策定単位(施設類型)	計画名
1	土木部	道路管理課	橋梁	福島県橋梁長寿命化修繕計画
2	土木部	道路管理課	トンネル	福島県トンネル長寿命化修繕計画
3	土木部	道路管理課	シェッド・シェルター	福島県シェッド・シェルター長寿命化修繕計画
4	土木部	道路管理課	舗装	福島県舗装個別施設計画
5	土木部	道路管理課	小規模構造物	福島県小規模構造物修繕計画
6	土木部	道路管理課	小規模構造物（消融雪施設）	福島県小規模構造物個別施設計画（消融雪施設編）
7	土木部	河川整備課	樋門・樋管	河川管理施設長寿命化計画
8	土木部	河川整備課	ダム	長寿命化計画
9	土木部	河川整備課	海岸施設	長寿命化計画
10	土木部	港湾課	港湾施設	維持管理計画
11	土木部	港湾課	漁港施設	機能保全計画
12	土木部	砂防課	砂防設備	福島県砂防設備長寿命化計画
13	土木部	砂防課	急傾斜地崩壊防止施設	福島県急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画
14	土木部	砂防課	地すべり防止施設	福島県地すべり防止施設長寿命化計画
15	土木部	砂防課	雪崩防止施設	福島県雪崩防止施設長寿命化計画
16	土木部	下水道課	管渠・ポンプ場・下水道処理場	福島県流域下水道ストックマネジメント計画書



No.	部局	担当課	策定単位(施設類型)	計画名
17	土木部	空港施設室	空港施設	福島空港維持管理計画
18	土木部	まちづくり推進課	都市公園	福島県公園施設長寿命化計画
19	農林水産部	農地管理課	農業水利施設	機能保全計画
20	農林水産部	農村基盤整備課	地すべり保全施設	地すべり防止施設個別施設計画
21	農林水産部	農村基盤整備課	海岸保全施設	海岸保全施設個別施設計画
22	農林水産部	森林保全課	治山施設	治山事業個別施設計画
23	生活環境部	自然保護課	自然公園施設	自然公園等施設長寿命化計画
24	企業局	工業用水道課	工業用水道施設	福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(工業用水道事業)

(出展：本監査に際して総務部職員研修課が各部局に照会、とりまとめ)

## 2 監査の手続と監査結果（全般的事項）

各施設類型単位で個別施設計画等の閲覧、担当者への質問により、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載すべきとされている事項が記載されているかについて検討を行った。

インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画の記載事項は以下のとおりとされている。

対象施設	行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等））を設定の上、その単位ごとに計画を策定する。
計画期間	インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的

	な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。
対策の優先順位の考え方	個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。
個別施設の状態等	点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設ごとに整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV-2-③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。
対策内容と実施時期	「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理する。
対策費用	計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

なお、前述のとおり、国のインフラ長寿命化基本計画において、個別施設計画については、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるとされていることから、個別施設計画の策定期間により、国のインフラ長寿命化基本計画等において求められている事項が記載されていないものがある。

また、当該個別施設計画は福島県公共施設等総合管理計画における個別施設計画として位置付けられており、国の公共施設等総合管理計画の策定指針において、「点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること」、「維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること」、「PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと」との記載があることから、各個別施設計画において、これらの点について適切に体制等の整備が行われているかについて検討を行った。

以上の点についての各インフラ施設の個別施設計画の概要（後述（3）のとおり）を踏まえた全般的な監査結果は以下のとおりである。

(1) 点検・修繕履歴の集積・蓄積について 【意見】

国の公共施設等総合管理計画の策定指針において、点検・診断等の履歴及び維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積することとされているが、点検結果や修繕の記録情報が存在するものの、それらの記録情報が計画の見直しや老朽化対策、PDCA サイクル

の運用に役立つように整理されていないと考えられるインフラ施設がある。

施設によって対象資産の特性や法令等の要請から一律に点検・修繕履歴の記録方法について定めることはできないが、インフラ施設については長期に渡り使用することが見込まれており、さらに、国のインフラ長寿命化基本計画において、予防保全型の維持管理の導入を推進することによりインフラの長寿命化を目指していることから、各施設において長寿命化のために必要と考えられる点検・修繕の履歴情報を整理した上で、データベース化するなど将来の管理に活用しやすい形で集積・蓄積する体制を整備し、適切に運用されるよう検討することが望まれる。

(福島県小規模構造物修繕計画 他 8 件)

## (2) 計画の更新手続について 【意見】

国のインフラ長寿命化基本計画では、計画の更新について、「インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する」とされている。各個別施設計画の更新手続について検討した結果、個別施設計画において計画の見直し方法について明示的に規定されていないものがあつた。規定されていない施設についても実務上は定期点検サイクル等で更新を検討する方針とのことであるが、個別施設計画の中には計画期間が 40～50 年と長期のものもある中で、計画の見直しが必要な時期に適切に見直されるよう個別施設計画に計画の更新時期等を具体的に規定することが望まれる。

また、個別施設計画の見直しを適切に行うためには、PDCA サイクルを適切に運用することが必要である。国のインフラ長寿命化基本計画において PDCA サイクルについては明示的に規定されていないものの、個別施設計画の上位計画である福島県公共施設等総合管理計画において PDCA サイクルの期間や手法の具体的な記載が必要なことについて V-第 2 で「意見」として述べたところである。個別施設計画についても各施設の対象資産の特性に応じた PDCA サイクルについて具体的に規定することが望まれる。

(河川管理施設長寿命化計画 他 7 件)

## (3) 県有財産最適活用推進委員会の適切な関与 【意見】

本県においては、現状、県有財産最適活用推進委員会が福島県公共施設等総合管理計画の統括を担っている。そのため、同委員会において、インフラ施設の個別施設計画の策定状況や計画の更新の状況、PDCA サイクルの運用状況についても適切に状況を把握し、改善が必要な事項について改善を促すことが必要である。

### 3 各インフラ施設の個別施設計画の概要

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
1	土木部	道路管理課	橋梁
個別施設計画名		福島県橋梁長寿命化修繕計画	
計画策定年月日		令和3年3月	
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	県が管理する橋梁全 4,379 か所		
計画期間	個別施設計画の点検計画及び修繕計画について令和5年度までの計画となっている。なお、個別施設計画（修繕計画）においては、健全度Ⅲ以降の橋梁本体の補修については、次回の法定点検（5年後）までに補修を行うことを基本としている。		
対策の優先順位の考え方	道路法施行規則により5年に一度の近接目視の定期点検が義務付けられており、橋梁の損傷状況（Ⅰ：健全、Ⅱ：予防保全段階、Ⅲ：早期措置段階、Ⅳ：緊急措置段階）を記録し、修繕対象の目安とする。		
個別施設の状態等	平成26年～平成30年の1巡目点検による診断結果は、健全度Ⅳが0.02%（1か所）、健全度Ⅲが16%、健全度Ⅱが73%、健全度Ⅰが11%である。また、健全度Ⅲの橋梁について、各橋種、各部材の損傷の発生状況、原因について整理している。		
対策内容と実施時期	個別施設計画（修繕計画）において、平成26年～平成30年度の点検結果が健全度Ⅲ・Ⅳであった橋梁715か所を対象について各橋梁の優先順位・修繕時期・修繕内容等について定めている。		
対策費用	中長期費用として今後50年間の維持管理に係る費用を試算しており、予防保全で約1,410億円、事後保全で約5,410億円となり、約4,000億円のコスト縮減になる試算となっている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
国土交通省が所管する点検データ等登録システムにより、日常管理の記録様式、補修補強情報の記録様式が定められており、当該システムに点検結果及び補修結果等の維持管理情報を蓄積していくこととしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
2	土木部	道路管理課	トンネル
個別施設計画名	福島県トンネル長寿命化修繕計画		
計画策定年月日	令和3年8月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	福島県が管理する165トンネルの内、平成30年度までに定期点検を完了した163トンネル（平成30、31年新設のトンネルは除く）		
計画期間	個別施設計画の点検計画、修繕計画は令和5年度までの計画となっている。		
対策の優先順位の考え方	道路法施行規則により5年に一度の近接目視の定期点検が義務付けられており、点検の判定区分（Ⅰ：健全、Ⅱ：予防保全段階、Ⅲ：早期措置段階、Ⅳ：緊急措置段階）によって対策の優先度を決定し、同一判定区分内については路線重要度、交通量の大小等に基づき、優先度を決定することとしている。安全性に問題がない限り、判定区分Ⅱ時点での対応は行わず、判定区分Ⅲ以上となった時点で修繕を行う。		
個別施設の状態等	平成26年～平成30年の1巡目点検による診断結果は、健全度Ⅳが0か所、健全度Ⅲが74か所、健全度Ⅱが88か所、健全度Ⅰが1か所である。		
対策内容と実施時期	トンネル本体の補修については定期点検頻度に合わせて5年に一度の補修を基本とし、また、電気・機械設備等の付属物については各設備の標準耐用年数（約30年）または定期点検結果に基づき更新することとしている。個別施設計画において、各トンネルの優先順位・修繕時期・修繕内容等について定めている。合わせて第2巡目の点検計画についても定めている。		
対策費用	令和5年度までのトンネル毎の本体修繕費用及び防災設備の更新費用の概算費用を見積っており、費用の総額は約151億円である。		
点検・修繕履歴の管理状況			
国土交通省が所管する点検データ等登録システムにより、日常管理の記録様式、補修補強情報の記録様式が定められており、当該システムに点検結果及び補修結果等の維持管理情報を蓄積していくこととしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
3	土木部	道路管理課	シェッド・シェルター
個別施設計画名	福島県シェッド・シェルター長寿命化修繕計画		
計画策定年月日	令和3年8月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	<p>福島県が管理する全 172 か所</p> <p>※シェッド・シェルター：雪崩・落石・吹雪等による道路利用者への被害を防止するために道路に設置する構造物であり、県内 172 か所のうち、スノーシェッド：120 か所、スノーシェルター：26 か所、ロックシェッド：26 か所</p>		
計画期間	個別施設計画の点検計画、修繕計画は令和5年度までの計画となっている。		
対策の優先順位の考え方	道路法施行規則により5年に一度の近接目視の定期点検が義務付けられており、点検結果の判定区分（Ⅰ：健全、Ⅱ：予防保全段階、Ⅲ：早期措置段階、Ⅳ：緊急措置段階）によって優先度を決定し、同一判定区分内については、路線の重要度、交通量の代償等に基づき優先度を決定することとしている。		
個別施設の状態等	平成26年～平成30年の1巡目点検による診断結果は、健全度Ⅳが0か所、健全度Ⅲが110か所、健全度Ⅱが58か所、健全度Ⅰが4か所である。		
対策内容と実施時期	シェッド・シェルター本体の補修については定期点検頻度に合わせて5年に一度の補修を基本とし、個別施設計画（修繕計画）において、各シェッド・シェルターの優先順位・修繕時期・修繕内容等について定めている。合わせて第2巡目の点検計画についても定めている。		
対策費用	令和5年度までのシェッド・シェルター毎の修繕費用の概算費用を見積っており、費用の総額は約50億円である。		
点検・修繕履歴の管理状況			
国土交通省が所管する点検データ等登録システムにより、日常管理の記録様式、補修補強情報の記録様式が定められており、当該システムに点検結果及び補修結果等の維持管理情報を蓄積していくこととしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
4	土木部	道路管理課	舗装
個別施設計画名	福島県舗装個別施設計画（暫定版）※ ※舗装については、突然生じる穴等により緊急的に修繕が必要となる場合があるため、「暫定版」とされている。		
計画策定年月日	平成 29 年 5 月（令和元年 5 月最終改定）		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	<p>福島県が管理する道路の舗装延長 5,550.8km（平成 30 年 4 月 1 日現在）</p> <p>管理道路を路線の重要度、交通量等を踏まえて以下のように分類している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類 B：幹線道路（一般国道、緊急輸送道路指定路線、物流指定路線）</li> <li>・分類 C-1：幹線道路以外かつ日交通量 1,000 台以上の道路</li> <li>・分類 C-2：幹線道路以外かつ日交通量 1,000 台未満の道路</li> </ul>		
計画期間	平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間		
対策の優先順位の考え方	<p>舗装損傷状況※、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定することとしている。</p> <p>※舗装損傷状況の評価区分</p> <p>区分Ⅰ：ひび割れ率≤20%、わだち掘れ量≤20 mm</p> <p>区分Ⅱ：ひび割れ率 20%～40%、わだち掘れ量 20～40 mm</p> <p>区分Ⅲ：ひび割れ率≥40%、わだち掘れ量≥40 mm</p>		
個別施設の状態等	平成 30 年度に点検を実施した約 1,460km、過年度の点検結果から予測式を用い路面性状を予測した約 4,098km、計 5,558km の損傷状況は区分Ⅰ：1,654km、区分Ⅱ：2,694km、区分Ⅲ：1,210km であった。		
対策内容と実施時期	措置が必要な箇所一覧表として区分Ⅲとされた道路について、各道路の補修時期・補修内容について定めている。また、舗装の点検方法、点検頻度は上記対象施設に記載の分類に基づき定めており、分類 B の道路の使用目標年数は過去の修繕実績等を踏まえ 10 年としている。		
対策費用	計画期間における補修費用の概算費用を見積っており、費用の総額は約 133 億円である。		

#### 点検・修繕履歴の管理状況

舗装路面については、点検結果は路面性状評価図として地図上に点検結果を記録するとともに、修繕結果については、「道路舗装カード」に補修工事単位で補修工事の施工方法等を記録している。



No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
5	土木部	道路管理課	小規模構造物
個別施設計画名	福島県小規模構造物修繕計画		
計画策定年月日	平成 30 年 8 月 (令和 2 年 2 月改定)		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	防護柵、道路標識、道路照明、道路情報板、防雪柵、道路側溝、落石防護柵、道路反射鏡、視線誘導標の既存施設の修繕及び更新事業を対象とすることとしている。		
計画期間	平成 30 年度～令和 4 年度の 5 年間		
対策の優先順位の考え方	損傷状況、路線の重要度（緊急輸送路、通学路）、交通量等や社会的影響を考慮し、順次修繕することとしている。		
個別施設の状態等	道路事業等により整備された小規模構造物は、経年の劣化や社会情勢の変化により、錆の発生による塗装の劣化や鋼材の腐食がある施設が多数あり、修繕や更新により良好な道路機能の維持管理が必要である。		
対策内容と実施時期	修繕優先度一覧表として施設ごとについて修繕実施年度と修繕内容を定めている。また、点検方法については、日常点検は道路パトロール車による目視点検とし、異状発生時の緊急点検と定期点検は近接目視点検を基本とすることとして、定期点検は施設種別に 5～10 年に 1 回としている。		
対策費用	計画期間における補修費用の概算費用を見積っており、費用の総額は約 78 億円である。		
点検・修繕履歴の管理状況			
点検結果についての記録台帳は特段作成されておらず、修繕についても修繕事業に関する事業概要（修繕内容・事業費等）が記載されている資料のみである。計画の見直しや老朽化対策、PDCA サイクルの運用に必要と考えられる情報を整理した上で、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見（P125 の(1)）該当】			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
6	土木部	道路管理課	小規模構造物(消融雪施設)
個別施設計画名		福島県小規模構造物個別施設計画(消融雪施設編)	
計画策定年月日		平成31年5月	
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	消融雪施設(消雪パイプ、流雪溝などの消融雪施設の設置状況は散水消雪124.6km、無散水消雪28.5kmである。		
計画期間	令和元年度～令和3年度の3年間		
対策の優先順位の考え方	修繕の重要度について緊急性(揚水機能不全、管破損、耐用年数超過)、有効性(交通量多、人家連担、積雪深、日陰部、通学路)、必要性(除雪困難、幅員狭隘、急勾配、スリップ事故多発)の観点から判断し、優先順位を設けた補修を実施することとしている。ただし、突発的に消雪パイプの水が出なくなるなど、施設の機能に変化が生じることから、毎年施設の機能を点検、確認し、早急な補修が必要と判断されたものから補修を実施することとしている。		
個別施設の状態等	福島県内に設置された消融雪施設の約66%において、設置から20年以上経過しており、さらに40年以上を超えるものは36.5km(全体の約24%)存在している。設置から20年を経過した消融雪施設は、老朽化による施設の機能低下や、パイプの損傷による路盤への影響等が発生しており、早急な修繕はもとより、予防保全の必要性が求められているとされている。		
対策内容と実施時期	措置が必要な箇所一覧表として計画期間において修繕等が必要な40施設について、各施設の補修時期・補修内容について定めている。 なお、毎年1回、保守点検業務により、目視による稼働状況や操作盤による動作確認を行っているとのことであるが、点検方法や点検頻度については当計画において明示的に規定されていないことから、点検方法や点検頻度について具体的に規定し、計画に基づいて点検を実施することが望まれる。【意見】		
対策費用	計画期間における補修費用の概算費用を見積っており、費用の総額は約13億円である。		
点検・修繕履歴の管理状況			
点検結果についての記録台帳は特段作成されておらず、修繕についても修繕事業に関する事業概要(修繕工事内容・事業費等)が記載されている資料のみである。計画の見直し			

しや老朽化対策、PDCA サイクルの運用に必要と考えられる情報を整理した上で、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見（P125 の(1)該当）】

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
7	土木部	河川整備課	樋門・樋管
個別施設計画名		河川管理施設長寿命化計画	
計画策定年月日		平成 29 年 7 月	
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	水門 21 施設、樋門 543 施設、樋管 69 施設、計 633 施設を対象としている。		
計画期間	計画期間は 40 年。当計画において、計画の見直しについて規定されていないが、5 年程度で見直しを行う予定とのことである。計画の見直し方法について当計画において具体的に規定し、規定に基づいて計画の見直しを行うことが望まれる。【意見 (P126 の (2) 該当)】		
対策の優先順位の考え方	健全度評価の結果、健全度レベルに応じて $A < B < C1 < C2$ の順とすることとしている。		
個別施設の状態等	計画策定に際して平成 28 年度で健全度調査を実施しており、健全度評価結果は、健全度 C2 : 17 施設、C1 : 30 施設、B : 119 施設、A : 467 施設となっている。		
対策内容と実施時期	対策内容等については、現在、樋門・樋管以外の河川管理施設も含めた施設の長寿命化に関する調査を実施しており、調査結果を踏まえて修繕計画(時期等)も含めた長寿命化計画の策定(見直し)を進めていく予定とのことである。また、河川整備課が別に策定している「水門・樋門・陸間の維持管理計画」(平成 22 年 2 月策定)において、定期点検は 5 か年ごとに実施することとしている。		
対策費用	過去の点検結果や「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル」(国土交通省 平成 27 年 3 月)等に記載された塗替塗装や取替の目安となる年数を基に見積っている。計画期間の長寿命化を図った場合の費用の総額は 109 億円と見積られており、従来ベースの費用から約 53 億円縮減される見込としている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
樋門・樋管の点結果評価記録様式を定め、機器の点検・整備・更新の履歴、事故・故障及びその措置の履歴を管理し、そのデータを蓄積することとしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
8	土木部	河川整備課	ダム
個別施設計画名	長寿命化計画		
計画策定年月日	平成 29 年 3 月～平成 31 年 2 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	土木構造物、機械設備、電気通信設備、その他のダム施設等。 (計画は県内ダム 12 施設を対象にダム単位で策定されている。 監査においては、四時ダム(いわき市)を対象に計画の閲覧を行った。)		
計画期間	計画期間は 30 年。定期検査の頻度を踏まえて概ね 3 年ごとに見直しを検討することとしている。		
対策の優先順位の考え方	更新・対策の優先順位については、健全度 ( $c < b2 < b1 < a$ )、ダムの機能に与える影響の程度及び設置条件等を総合的に判断した上で設定するものとしている。		
個別施設の状態等	健全度評価結果は、以下のとおりである。 (土木構造物) 健全度 b1: 3 か所、b2: 7 か所、c: 10 か所 (機械設備) 健全度×: 10 か所、△: 17 か所		
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、施設ごとに対策内容と実施時期について計画されている。また、定期検査予定表を作成し、3 年ごとに点検を行うこととしている。		
対策費用	計画期間の総費用を 47.7 億円と見積っており、維持管理計画標準案による総費用と比べて 3.1 億円縮減される見積となっている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
管理設備台帳には各施設・設備単位で諸元等が記載されているほか、保守・修繕の経歴が記載されている。また、検査結果については検査様式が定められている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
9	土木部	河川整備課	海岸施設
個別施設計画名	長寿命化計画		
計画策定年月日	令和元年度以降順次策定中		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	<p>(計画は県内の海岸 56 地区 (うち帰宅困難区域 7 地区) を対象に地区単位で策定されている。令和 2 年度までに 36 地区は策定済。監査においては、勿来海岸錦地区須賀地先海岸 (いわき市：令和 3 年 3 月策定) を対象に計画の閲覧を行った。)</p> <p>堤防、潜堤</p>		
計画期間	<p>計画期間は 50 年。計画の見直しについて規定されていないが、予防保全検討期間まで (錦町地区須賀地先海岸については令和 10 年～令和 12 年度まで) に見直しを予定しているとのことである。</p> <p>計画の見直し方法について当計画において具体的に規定し、規定に基づいて計画の見直しを行うことが望まれる。【意見 (P126 の(2)該当)】</p>		
対策の優先順位の考え方	<p>点検・健全度評価の結果、防護機能に問題がある場合に健全度 (A&lt;B&lt;C&lt;D) に応じた修繕等の計画を策定し、対策を実施することとしている。</p>		
個別施設の状態等	<p>令和 3 年 2 月の定期点検に基づく健全度は 4 区画中全 4 区画が健全度 C (監視段階) となっている。</p>		
対策内容と実施時期	<p>上記の状況であることから、修繕等の具体的な対策は計画されていないが、点検の手法 (年に数回の巡視、地震・津波・高潮・高波等の発生後の臨時点検、その他施設ごとに定めた定期点検) を定めている。</p>		
対策費用	<p>各施設単位での修繕等のサイクルを設定して計画期間の点検・修繕費用を見積っており、計画期間内の修繕等対策費用は概ね約 1 億円と試算されている。</p>		
点検・修繕履歴の管理状況			
<p>変状ランクの判定結果や健全度評価の結果については、「点検シート」に電子データとして長期間保存することとしている。なお、平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災し抜本的に施設を復旧したところであり、それ以降の修繕履歴はないとのことである。</p>			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
10	土木部	港湾課	港湾施設
個別施設計画名	維持管理計画		
計画策定年月日	平成 24 年度～平成 27 年度		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	<p>対象施設：久之浜港係留施設（北磯脇地区久之浜－5.0m岸壁） （計画は県有 7 港*の 145 施設を対象に施設単位で策定されている。監査においては、久之浜港係留施設（平成 28 年 3 月策定）を対象に計画の閲覧を行った。）</p> <p>※江名港、翁島港、小名浜港、湖南港、相馬港、中之作港、久之浜港</p>		
計画期間	<p>計画期間は 50 年。計画の見直しについて明示的に規定されていないが、国土交通省所管の「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」に明確な計画の更新期間は記載しておらず、点検等の結果を踏まえて必要に応じて変更と記載されていることから、同ガイドラインに基づき、5 年以内に 1 回実施する定期点検を受けて総合評価を実施した結果、修繕等の状況を踏まえて、逐次、見直すこととしているとのことである。また、計画において、定期点検診断の周期は施設の劣化状況に応じて適宜見直しを行うこととしている。</p> <p>計画の見直し方法について当計画において具体的に規定し、規定に基づいて計画の見直しを行うことが望まれる。【意見（P126 の(2)該当）】</p>		
対策の優先順位の考え方	<p>対象施設を構成する部材ごとに適切な維持管理レベルを設定し、点検診断（初回点検、日常点検、定期点検診断、一般臨時点検診断（地震時・悪天時の異常時）の結果、異常が確認された場合には、詳細点検診断を行い、維持修繕対策の実施を行うこととしている。</p>		
個別施設の状態等	<p>平成 27 年度に実施した初回点検の総合評価結果は C（変状はあるが、施設の性能の低下がほとんど認められない状態）である。</p>		
対策内容と実施時期	<p>5 年以内に 1 回に定期点検診断を行い、詳細定期点検診断を 20 年以内に 1 回実施を予定している。（修繕等は見込まれていない）</p>		
対策費用	<p>計画期間 50 年の対策費用は点検費用のみで、合計 16 百万円と見積られている。</p>		

#### 点検・修繕履歴の管理状況

施設管理台帳は、港湾施設情報として施設概要を記録するとともに、整備履歴一覧として、年度、延長、事業費、財源等を記録し、備考欄に修繕補修に係る維持管理工事の内容を記録している。また、点検診断の結果は維持管理計画書内の総合評価で点検診断の記録を追加し、管理することとしている。



No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
11	土木部	港湾課	漁港施設
個別施設計画名	機能保全計画		
計画策定年月日	平成 28 年 7 月～令和 3 年 3 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	<p>計画は県有 10 漁港※の 397 施設を対象に施設種類（防波堤・波除堤、護岸、物揚場・船揚場、航路・泊地、臨港道路・橋梁、岸壁）単位で策定されている。監査においては、久之浜漁港の岸壁 5 施設（平成 28 年 8 月策定）を対象に計画の閲覧を行った。</p> <p>※釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港、請戸漁港、富岡漁港、四倉漁港、小浜漁港、久之浜漁港、豊間漁港、勿来漁港</p> <p>監査対象施設は①久之浜-3.0m第1岸壁、②久之浜-3.0m第2岸壁、③久之浜-3.0m第3岸壁、④久之浜-4.0m第1岸壁、⑤久之浜-4.0m第2岸壁である。</p>		
計画期間	<p>計画期間は 50 年。計画の見直しについて明示的に規定されていないが、水産庁所管の「水産基盤施設ストックマネジメントのガイドライン」において、明確な計画の更新期間は記載しておらず、点検等の結果を踏まえて更新と記載されており、同ガイドラインに基づき、定期点検の結果、修繕等の状況などを踏まえて、逐次、見直すこととしているとのことである。</p> <p>計画の見直し方法について当計画において具体的に規定し、規定に基づいて計画の見直しを行うことが望まれる。【意見（P126 の(2)該当）】</p>		
対策の優先順位の考え方	<p>対象施設を構成する部材ごとに適切な維持管理レベルを設定し、点検診断（初回点検、日常点検、定期点検診断、一般臨時点検診断（地震時・悪天時の異常時）の結果、異常が確認された場合には、詳細点検診断を行い、維持修繕対策の実施を行うこととしている。</p>		
個別施設の状態等	<p>計画策定に際して実施した簡易調査の結果は「健全度 C または D」であり、策定時点で機能保全対策が必要な状態ではないとされている。</p>		
対策内容と実施時期	<p>上記の健全度から、計画策定時点では追加の詳細調査は実施せず、日常点検等により老朽化の進行が確認された段階で簡易調査（重点項目）を行うとともに、必要に応じて詳細調査を実施することとしている。また、老朽化進行予測を行い、要求性能を下回る時期を推計し、対策時期及び対策内容を記載している。</p>		

対策費用	計画期間 50 年の対策費用は 5 施設合計で約 16 億円と見積られており、更新コストとの比較による縮減効果は約 4 億円と見積られている。
点検・修繕履歴の管理状況	
「漁港施設の増減表」において、施設整備のほか、修繕履歴を記録している。また、点検の結果については水産基盤施設簡易調査表で管理し、定期点検の診断結果を踏まえた老朽化度・健全度の評価結果とは点検の都度、当計画に反映することとしている。	

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
12	土木部	砂防課	砂防設備
個別施設計画名	福島県砂防設備長寿命化計画		
計画策定年月日	平成 28 年 2 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	福島県所管すべての砂防設備（砂防堰堤、床固工、溪流保全工及び山腹工等の砂防設備とこれらの施設を管理するために設置された管理用道路）を対象としている。		
計画期間	計画対象期間は 12 年間を目安とし、点検・修繕等の計画は 10 年となっている。また、定期点検の結果、修繕等の状況などを踏まえて、逐次、見直すものとしている。		
対策の優先順位の考え方	点検及び健全度評価を行い、健全度評価※において、機能・性能の低下があり、要対策とする砂防設備については、施設の重要度（保全対象への影響）を評価して、修繕等の優先順位を検討し、適切な対策工法による計画的な修繕を行うとともに、健全度に応じた点検頻度等を設定し、適切かつ効率的な経過観察（点検）を行うこととしている。 ※健全度…A:対策不要、B1:経過観察、B2:経過観察（高頻度）、C1:要対策、C2:要対策（損傷大）		
個別施設の状態等	健全度評価結果は、健全度 A:509 施設、B1:254 施設、B2:302 施設、C1:83 施設、C2:27 施設、評価未実施:17 施設となっている。		
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、点検頻度を設定し、10 年間の点検計画を策定するとともに、健全度に応じて 10 年間の修繕等の計画を策定している。		
対策費用	施設ごとに費用を見積っており、計画期間 10 年における点検費用は約 3 億円、修繕等の費用は約 90 億円と見積られている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
砂防関係の台帳はデータベース化しており、指定地台帳及び施設台帳を整備し、各施設の概要のほか、被災履歴や補修履歴を記載する形式となっている。しかし、補修履歴が昭和 40 年に実施された 2 件しか記載されていない。この点について担当者に質問した結果、これまでの砂防設備の維持管理においては軽微な補修や日常的な維持管理（除草等）が中心であり、施設の修繕等の実績が少なく台帳等に整理されていないケースがあったとのことである。			

計画の見直しや老朽化対策、PDCA サイクルの運用に必要と考えられる情報を整理し、必要な情報が漏れなく、かつ将来活用可能な形で体系的に記録される体制を整備し、適切に運用する必要がある。【意見（P125 の(1)該当）】

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
13	土木部	砂防課	急傾斜地崩壊防止施設
個別施設計画名	福島県急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画		
計画策定年月日	平成 29 年 3 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	福島県所管のすべての急傾斜地崩壊防止施設（法枠工、擁壁工等）を対象としている。		
計画期間	計画対象期間は 12 年間を目安とし、定期点検の結果、修繕等の状況などを踏まえて、逐次、見直すものとしている。		
対策の優先順位の考え方	点検及び健全度評価を行い、健全度評価※において、機能・性能の低下があり、要対策とする砂防設備については、保全対象を考慮して、修繕等の優先順位を検討し、適切な対策工法による計画的な修繕を行うとともに、健全度に応じた点検頻度等を設定し、適切かつ効率的な経過観察（点検）を行うこととしている。 ※健全度・・・A:対策不要、B1:経過観察、B2:経過観察（高頻度）、C1：要対策、C2:要対策（損傷大）		
個別施設の状態等	健全度評価結果は、健全度 A:168 施設、B1：49 施設、B2：202 施設、C1：1 施設、C2：36 施設となっている。		
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、点検頻度を設定し、12 年間の点検計画を策定するとともに、健全度に応じて 12 年間の修繕等の計画を策定している。		
対策費用	施設ごとに費用を見積っており、計画期間 12 年における修繕費用は約 4 億円と見積られている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
各出先機関においては各施設の台帳を整備し、管理している。また、施設点検及び修繕履歴等については、点検結果表により管理し、過去 5 年間の点検結果、補修履歴等を記載することとしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
14	土木部	砂防課	地すべり防止施設
個別施設計画名	福島県地すべり防止施設長寿命化計画		
計画策定年月日	平成 29 年 3 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	福島県所管のすべての地すべり防止施設（ボーリング工、水路工等）を対象としている。		
計画期間	計画対象期間は 12 年間を目安とし、定期点検の結果、修繕等の状況などを踏まえて、逐次、見直すものとしている。		
対策の優先順位の考え方	点検及び健全度評価を行い、健全度評価※において、機能・性能の低下があり、要対策とする砂防設備については、施設の重要度（保全対象への影響）を評価して、修繕等の優先順位を検討し、適切な対策工法による計画的な修繕を行うとともに、健全度に応じた点検頻度等を設定し、適切かつ効率的な経過観察（点検）を行うこととしている。 ※健全度…A:対策不要、B1:経過観察、B2:経過観察（高頻度）、C1:要対策、C2:要対策（損傷大）		
個別施設の状態等	健全度評価結果は、健全度 A : 5 施設、B1 : 10 施設、B2 : 7 施設、C1 : 24 施設、C2 : 22 施設となっている。		
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、点検頻度を設定し、12 年間の点検計画を策定するとともに、健全度に応じて 12 年間の修繕等の計画を策定している。		
対策費用	施設ごとに費用を見積っており、計画期間 12 年における修繕費用は約 18 億円と見積られている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
各出先機関においては各施設の台帳を整備し、管理している。また、施設点検及び修繕履歴等については、点検結果表により管理し、過去 5 年間の点検結果、補修履歴等を記載することとしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
15	土木部	砂防課	雪崩防止施設
個別施設計画名	福島県雪崩防止施設長寿命化計画		
計画策定年月日	平成 29 年 3 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	福島県所管のすべて雪崩防止施設（予防柵工、グライド防止工等）を対象としている。		
計画期間	計画対象期間は 12 年間を目安とし、定期点検の結果、修繕等の状況などを踏まえて、逐次、見直すものとしている。		
対策の優先順位の考え方	点検及び健全度評価を行い、健全度評価※において、機能・性能の低下があり、要対策とする砂防設備については、保全対象を考慮して、修繕等の優先順位を検討し、適切な対策工法による計画的な修繕を行うとともに、健全度に応じた点検頻度等を設定し、適切かつ効率的な経過観察（点検）を行うこととしている。 ※健全度…A:対策不要、B1:経過観察、B2:経過観察（高頻度）、C1：要対策、C2:要対策（損傷大）		
個別施設の状態等	健全度評価結果は、健全度 A：0 施設、B1：0 施設、B2：3 施設、C1：0 施設、C2：2 施設となっている。		
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、点検頻度を設定し、12 年間の点検計画を策定するとともに、健全度に応じて 12 年間の修繕等の計画を策定している。		
対策費用	施設ごとに費用を見積っており、計画期間 12 年における修繕費用は計 13 百万円と見積られている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
各出先機関においては各施設の台帳を整備し、管理している。また、施設点検及び修繕履歴等については、点検結果表により管理し、過去 5 年間の点検結果、補修履歴等を記載することとしている。			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
16	土木部	下水道課	管渠・ポンプ場・下水道処理場
個別施設計画名	福島県流域下水道ストックマネジメント計画書		
計画策定年月日	平成 28 年 12 月策定 (平成 3 年 3 月改定)		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	阿武隈川上流流域下水道として有している県北処理区、県中処理区、二本松処理区、田村処理区、計 4 処理区の施設全体を対象としている。施設類型は、管路施設 (管渠・マンホール等)、処理場・ポンプ場施設 (除砂・揚水施設、沈殿施設等) である。		
計画期間	計画期間は令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 年。		
対策の優先順位の考え方	施設の管理区分を予防保全型、事後保全型に区分し、さらに、予防保全型については、状態監視保全と時間計画保全に区分。状態監視保全については、点検・調査の結果、緊急度・健全度に応じて優先順位を決定することとしている。		
個別施設の状態等	状態監視保全については、施設種別ごとに点検・調査の実施頻度を決定し、緊急度・健全度に応じた対応方針を定めている。		
対策内容と実施時期	各処理区、施設単位で、点検・調査・設計・工事の実施予定時期を定めている。		
対策費用	計画期間における改築計画の概算費用は、管路施設で約 1.5 億円、処理場・ポンプ場施設で約 50 億円と見積られている。また、ストックマネジメント計画導入によるコスト縮減効果として、概ね 30 年間で、標準耐用年数ですべてを改築した単純シナリオと比べて年間 11 億円のコスト縮減と見積っている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
機器管理システムにおいて管理されており、設備の内容 (諸元・管理区分・取得価額等) に加えて、点検・修繕・不具合履歴等が記録されている。			



No	部局	担当課	策定単位(施設類型)	
17	土木部	空港施設室	空港施設	
個別施設計画名		福島空港維持管理計画		
計画策定年月日		平成 27 年 3 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項				
対象施設	空港土木施設（滑走路・誘導路・エプロン）、航空灯火・電気施設、空港土木施設（場周・保安・構内道路、進入灯橋梁等）、空港車両、建物（電源局舎、除雪車庫、消防車庫、資器財倉庫）			
計画期間	計画期間は平成 24 年度から 15 年間。計画の見直しについては、福島空港維持管理計画（調査・実施編）において、各種点検（日常点検、定期点検、臨時点検）の結果を踏まえ、必要に応じて変更または修正することとしており、施設別の修繕計画が記載されている事業費年次計画表について、各施設の劣化状況、予算編成状況等により、その都度修正している。			
対策の優先順位の考え方	施設ごとに予防保全型、事後保全型、維持保全型に区分し、予防保全型については、アセットマネジメントサイクル（点検データ⇒点検評価⇒劣化診断・予測⇒最適維持管理計画（対策工法・時期・コスト）⇒補修・更新⇒フィードバック・保全計画）により行うこととしている。			
個別施設の状態等	土木施設及び航空灯火・電気施設についての物理的耐用年数及び経過年数は以下のとおりとされている。（平成 27 年 1 月現在）			
	施設名	供用年度	物理的耐用年数	経過年数
	滑走路舗装（アスファルト）	平成 10	15 年	15 年
	誘導路舗装（アスファルト）	平成 12	15 年	13 年
	エプロン舗装（コンクリート）	平成 4 平成 10	30 年	21・15 年
	駐車場舗装（アスファルト）	平成 4 平成 10	15 年	21・15 年
また、航空灯火・電気施設についての物理的耐用年数及び経過年数や滑走路・誘導路・エプロンの舗装補修指数の平成 25 年度調査の結果も示されている。				

対策内容と実施時期	対策内容・実施時期については、福島空港事務所事業費年次計画表として平成24年度から令和9年度までの16年間の年次毎の空港管理費及び空港建設費（維持管理関係・改良改築関係）として整理している。
対策費用	対策費用については、福島空港事務所事業費年次計画表として平成24年度から令和9年度までの16年間の年次毎の空港管理費及び空港建設費（維持管理関係・改良改築関係）を見積っている。費用額は総額で約171億円と見積られている。
点検・修繕履歴の管理状況	
<p>福島空港維持管理計画（調査・実施編）において「進め方フロー図」として維持管理データの修繕履歴等のデータベース化の具体的方法について規定している。日常点検・定期点検・臨時点検の点検結果データは単年度データとして紙データで保存するとともに、そのデータを元に分類・比較・分析した累年比較データとして電子データで保存することとしている。また、修繕・更新については修繕履歴データを累年記録表として、業務委託による維持管理については維持管理データを各年度実績表として、電子データで保存することとしている。</p>	

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)			
18	土木部	まちづくり推進課	都市公園			
個別施設計画名		福島県公園施設長寿命化計画				
計画策定年月日		平成 27 年 3 月				
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項						
対象施設	管理対象都市公園は6公園、対象公園施設数は計2,355施設としている。管理対象都市公園は、あづま総合運動公園、逢瀬公園、福島空港公園、会津レクリエーション公園、東ヶ丘公園、いわき公園である。					
計画期間	計画対象期間は平成27年度～令和6年度までの10年間としている。計画において、見直しは健全度調査の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合に行うこととしており、現在、乖離が生じているため計画の見直しを実施中であり、令和3年度末に新たな計画が完成する予定とのことである。					
対策の優先順位の考え方	施設を予防保全型、事後保全型に区分し、予防保全型については健全度調査を行い（健全度評価は毎年定期点検を行う施設以外は5年に1回以上行う）、健全度評価結果（A<B<C<D（利用禁止））に基づき対策を行うこととし、事後保全型については、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で機能の保全と安全性の維持を図ることとしている。					
個別施設の状態等	計画策定に際して点検調査を平成23年4月～平成26年2月に実施した結果は以下のとおり。（遊具についての記載は省略）					
	施設数	A判定	B判定	C判定	D判定	計
	一般施設	694	208	96	4	1,002
	土木構築物	57	25	49	2	133
	建築物	40	44	24	2	110
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、施設ごとに対策内容・実施時期を定めている。					
対策費用	上記の対策内容・実施時期に基づき各施設単位で年度ごとに対策費用を見積っており、計画期間10年間の費用総額を約47億円と見積っている。また、長寿命化による費用の縮減額は10年間で約8億円と見積っている。					
点検・修繕履歴の管理状況						
資産管理台帳は特に作成していないが、日常点検の点検結果は指定管理者による報告資料に記録されており、また、長寿命化のための管理に必要な施設の更新や修繕の履歴等の情報は進行管理表に記録し、整理している。						

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
19	農林水産部	農地管理課	農業水利施設
個別施設計画名	機能保全計画		
計画策定年月日	平成 22 年度～平成 28 年度		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	<p>フィルダム、余水吐、取水ゲート、放水路トンネル、管理事務所、貯水池管理用道路・橋梁</p> <p>(計画は農業水利施設単位で策定されている。監査においては、大笹生ダム(平成 24 年 3 月策定)を対象に計画の閲覧を行った。)</p>		
計画期間	計画期間は 40 年。計画の見直しについては、機能保全計画におけるシナリオと乖離が大きくなった時点で検討することとしている。		
対策の優先順位の考え方	機能診断調査を受けて、健全度評価(S1～S5の5段階)を行うとともに、今後の劣化の見込みを評価して、健全度・劣化見込を踏まえて、優先順位付けを行っている。		
個別施設の状態等	放流トンネルについては S2(要補強)、余水吐、放流水路、管理道路橋梁のコンクリート構造物は S3(要補修)と診断。		
対策内容と実施時期	診断結果を受けて、補強・補修工事の実施工法、実施時期を計画。また、診断結果 S3(要補修)の施設については、補修前・補修後での監視・点検の実施サイクルを定めている。		
対策費用	計画期間(40年)において、各施設・部位の対策内容、実施サイクルを踏まえて対策費用を見積っている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
<p>農業用施設台帳として令和元年に作成しており、施設概要に加え、直近 3 回分の診断履歴、改修履歴を記載することとされている。そのほか、ダム点検・診断結果データベースを作成し、過去 5 年間の点検・診断の履歴を管理している。しかし、計画期間は 40 年と長期であることから、診断・改修履歴の対象期間の十分性について検討のうえ、台帳の整備・運用の改善を行うことが望まれる。【意見(P125の(1)該当)】</p>			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
20	農林水産部	農村基盤整備課	地すべり保全施設
個別施設計画名	地すべり防止施設個別施設計画		
計画策定年月日	令和3年3月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	水抜きボーリング工、集水井工、水路工、擁壁工、フトン竈工、堰堤工、看板工 (計画は地すべり防止区域単位で策定されている。監査においては、大谷地地区(喜多方市山都町)を対象に計画の閲覧を行った。)		
計画期間	計画期間は令和2年度～令和11年度の10年。計画の見直しについては特に規定されていないが、定期・臨時点検の結果等から、個別施設計画で定めた内容と乖離が大きくなった時点で行う方針であるとのことである。 農林水産省の「地すべり防止施設の個別施設計画(長寿命化計画)策定の手引き」において、5年程度経過した時点で見直しを行うことが望ましいとされており、計画の見直し方法について当該計画において具体的に規定し、規定に基づいて計画の見直しを行うことが望まれる。【意見(P126の(2)該当)】		
対策の優先順位の考え方	現地調査(目視点検)(大谷地地区については令和元年12月に実施)を受けて、劣化原因を推定し、優先順位付けを行っている。		
個別施設の状態等	各対象施設の状況を記載している。(例)【集水井工】一部の集水管の孔口に閉塞物が大量に付着。劣化原因としては、配水管吐出口からの流量が少ないため、閉塞していると推定。		
対策内容と実施時期	施設ごとに対策工法と対策時期を記載。 (例)【集水井工】対策工法:本体損傷が激しいため集水井の再設置、対策時期:令和2年度に着工 また、長寿命化対策後も施設の調査・点検を行い、今回異常が見られなかった施設についても引き続き年1回の定期点検を行い確認することとしている。		
対策費用	各対策についての対策費用を見積っている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
地すべり防止区域台帳として、施設概要(位置、施設種類、施設名称、構造、竣工年月日)を記載したものがあがるが、整備時点の情報に限定されており、整備以降の点検結果や修繕履歴の記載はない。台帳の記載内容についての法令等による規定はないとのこと			

であるが、計画の見直しや老朽化対策、PDCA サイクルの運用に必要と考えられる情報を整理したうえで、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見（P125 の(1)該当）】

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
21	農林水産部	農村基盤整備課	海岸保全施設
個別施設計画名	海岸保全施設個別施設計画		
計画策定年月日	平成 31 年 3 月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	堤防、消波堤、離岸堤、海口閘門、防潮樋門、護岸、護岸嵩上 (計画は地区海岸単位で策定されている。監査においては、鹿島海岸北海老地区(南相馬市)を対象に計画の閲覧を行った。)		
計画期間	計画期間は 50 年。なお、計画の見直しについて規定されていないが、土木構造物は 5 年ごとに点検を行い、その結果を踏まえて個別施設計画の見直しを検討し、また、津波・地震・高潮等、被害の顕著な自然災害が発生した場合は、その都度、個別施設計画の見直しを検討していくとのことである。 計画の見直しについて個別施設計画に具体的に規定し、適切に運用することが望まれる。【意見 (P125 の(1)該当)】		
対策の優先順位の考え方	点検・健全度評価の結果、防護機能に問題がある場合に健全度に応じた修繕等の計画を策定し、対策を実施することとしている。		
個別施設の状態等	平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災し、平成 28~29 年に竣工され、築造年数が 2~3 年ほどしか経過していないため、構造に影響する損傷は見られない。(県内の海岸保全施設は同様の状況とのことである)		
対策内容と実施時期	上記の状況であることから、修繕等の具体的な対策は計画されていないが、点検の手法(年に数回の巡視、地震・津波・高潮・高波等の発生後の臨時点検、その他施設ごとに定めた定期点検)を定めている。		
対策費用	各施設単位での修繕等のサイクルを設定して計画期間の点検・修繕費用を見積っている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
海岸保全施設一覧表として、施設概要(位置、施設種類、施設名称、構造、数量、竣工年月日)を記載したものがあがるが、整備時点(震災前)の情報に限定されており、震災後の施設状況は整理されていない。なお、点検・修繕の情報は個別施設計画において定めた区間単位で「点検・変状ランクの判定・健全度評価の履歴一覧」として健全度等評価履歴及び修繕等履歴を整理していく予定である。資産管理台帳としての海岸保全施設一覧表は震災前の施設整備時点の情報に止まっていることから、震災後の施設整備内容に更新したうえで、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見 (P126 の(2)該当)】			

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
22	農林水産部	森林保全課	治山施設
個別施設計画名	治山事業個別施設計画		
計画策定年月日	令和3年3月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	山腹工、溪間工（計247施設） （計画は農林事務所（県内7か所）単位で策定されている。監査においては、県北農林事務所管内流域を対象に計画の閲覧を行った。）		
計画期間	計画期間は令和3年度～令和12年度までの10年。計画の見直しについては特段の定めがない。 計画の見直しについて個別施設計画に具体的に規定し、適切に運用することが望まれる。【意見（P126の(2)該当）】		
対策の優先順位の考え方	健全度評価の結果、健全度Ⅰ<Ⅱ<Ⅲ<Ⅳの順とすることとしている。		
個別施設の状態等	令和元年度～令和2年度で健全度調査を実施しており、県北農林事務所管内流域における施設（計247施設）の健全度評価結果は、健全度Ⅳ：11施設、Ⅲ：4施設、Ⅱ：48施設、Ⅰ：184施設となっている。		
対策内容と実施時期	上記健全度評価結果に応じて、施設ごとに対策内容と実施時期について計画されている。 Ⅳ・Ⅲ：機能強化・更新・補修、Ⅱ：点検・診断、Ⅰ：経過観察		
対策費用	施設ごとに費用を見積っており、県北農林事務所管内流域の計画期間の費用の総額は約2億円と見積られている。		
点検・修繕履歴の管理状況			
治山台帳として、施行地、施工面積、整備費用、設計内容、附属図等を記載している。台帳内には、施設管理状況欄があるが、特段の記載は行われていない。施設整備台帳は施設整備時点の情報に止まっている。台帳の記載内容についての法令等による具体的な規定はないとのことであるが、計画の見直しや老朽化対策、PDCAサイクルの運用に必要と考えられる情報を整理したうえで、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見（P125の(1)該当）】			



No	部局	担当課	策定単位(施設類型)
23	生活環境部	自然保護課	自然公園施設
個別施設計画名	自然公園等施設長寿命化計画		
計画策定年月日	令和2年2月		
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項			
対象施設	計画は各自然公園単位で策定されている。監査においては、磐梯朝日国立公園吾妻安達太良地区を対象に計画の閲覧を行った。磐梯朝日国立公園吾妻安達太良地区の対象施設は、園路広場（木道、テラス、木橋、人道橋、階段、椅子）、建築施設（避難小屋、公衆便所）、管理・サービス施設（柵、標識、ベンチ、野外卓）等 213 施設を対象としている。		
計画期間	令和2年度～令和11年度の10年間。計画の見直しについては特段の定めがない。 計画の見直しについて個別施設計画に具体的に規定し、適切に運用することが望まれる。【意見（P126の(2)該当）】		
対策の優先順位の考え方	健全度調査を受けて、健全度及び利用状況を踏まえて、対策の緊急度を判定している。		
個別施設の状態等	健全度調査を令和元年8月～10月まで実施。調査対象施設は、上記対象施設の内、「自然公園等施設長寿命化計画策定指針（H29.3環境省）」に基づき、橋梁6橋、避難小屋4棟、公衆便所3棟としている。 健全度判定結果は、A判定：0施設、B判定：8施設、C判定：5施設、D判定：0施設。		
対策内容と実施時期	施設ごとに管理累計を予防保全型、事後保全型に区分し、対策方法を記載している。また、緊急度「高」「中」の施設を対象に優先的に対策を実施することとし、施設ごとに更新等の時期を計画している。		
対策費用	計画期間において対策を実施する施設について個別に更新等の費用を見積っている。また、予防保全型管理を行うこととした施設について、ライフサイクルコストの削減額を試算している。		
点検・修繕履歴の管理状況			
施設整備台帳として平成22年に作成している。記載内容は公園名、地区名、整備年度、施設名、施設の規模・構造・内容、整備事業費、施工業者となっており、施設整備時点の情報に止まっている。台帳の記載内容についての法令等による規定はないとのことであるが、計画の見直しや老朽化対策、PDCAサイクルの運用に必要と考えられる情報を整理したうえで、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形			

で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見（P125の(1)該当）】

No	部局	担当課	策定単位(施設類型)																				
24	企業局	工業用水道課	工業用水道施設																				
個別施設計画名	福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画 (工業用水道事業)																						
計画策定年月日	平成31年1月(令和3年1月一部改定)																						
インフラ長寿命化基本計画において求められている事項																							
対象施設	企業局が所管するすべての工業用水道事業施設を対象としている。対象事業として、磐城工業用水道事業、勿来工業用水道事業、小名浜工業用水道事業、好間工業用水道事業、相馬工業用水道事業の5事業がある。																						
計画期間	計画期間は令和3年度から令和32年度までの30年間とし、工業用水道の料金改定作業に伴い、令和8年度から5年ごとに見直すこととしている。																						
対策の優先順位の考え方	施設の更新については、法定耐用年数を踏まえて実施することとしており、定期的な保守点検・調査等により適切な修繕を施し、長寿命化対策を取りながら更新時期を判断することとしている。																						
個別施設の状態等	<p>点検・診断は工業用水道施設保守及び点検整備実施要領に基づき、その方針は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検：短期間(1週間から1ヶ月)の周期で、主として運転中の設備を目視等人間の感覚により点検する。</li> <li>・定期点検：比較的長期間(6ヶ月から1年程度)の周期で主として設備を停止し目視、測定器具等により点検、測定及び試験を行う。</li> </ul> <p>計画内においては、個別施設の状態として、施設名、工種、構造・形式・形状、延長・数量、取得年が記載され、各事業単位で断水点検日が記載されているが、点検・診断等の結果得られた個別施設の状態についての記載は無い。</p>																						
対策内容と実施時期	<p>主な施設種別の更新計画年数を以下のように定めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>法定耐用年数</th> <th>更新計画年数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> </tr> <tr> <td>流量計(量水器)</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>計量法</td> </tr> <tr> <td>ポンプ施設</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>概ね5～6年でオーバーホール</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>受変電設備</td> </tr> </tbody> </table>			種別	法定耐用年数	更新計画年数	備考	配水管	40	60	ダクタイル鋳鉄管	流量計(量水器)	8	8	計量法	ポンプ施設	15	30	概ね5～6年でオーバーホール	電気設備	20	30	受変電設備
種別	法定耐用年数	更新計画年数	備考																				
配水管	40	60	ダクタイル鋳鉄管																				
流量計(量水器)	8	8	計量法																				
ポンプ施設	15	30	概ね5～6年でオーバーホール																				
電気設備	20	30	受変電設備																				

	中央監視装置	10	15	計装設備・計測設備
	弁類等	15	30	
対策費用	対策費用については、計画とは別途に、令和3年11月に福島県企業局経営戦略（工業用水道事業）を策定し、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間として、各事業別に投資計画を策定しており、10年間の好間工業用水道事業を除く工業用水道事業全体の建設改良費は約297億円と見積られている。			
点検・修繕履歴の管理状況				
<p>固定資産台帳には各施設単位に各施設の概要や公営企業会計に用いる減価償却や財源の情報が盛り込まれているものの、点検や修繕の履歴等の情報は記載されていない。計画の見直しや老朽化対策、PDCAサイクルの運用に必要と考えられる情報を整理したうえで、現存する点検結果や修繕の履歴等の記録情報を将来活用可能な形で体系的に集積・蓄積する体制を整備することが望まれる。【意見（P125の(1)該当）】</p>				

## IX 未利用資産について

### 第1 未利用財産の状況

#### 1 未利用財産の把握体制

毎年度、財産管理課が各部局担当課を通じて利用状況調査を行い、未利用財産等を把握している。

#### 2 未利用財産の現状

土地（普通財産）に占める未利用財産の割合

普通財産全体（土地）	うち未利用財産	割合
5,011,563.81 m <sup>2</sup>	588,661.05 m <sup>2</sup>	11.75%

※ 令和元年度固定資産台帳（令和2年3月31日現在）の状況

土地（普通財産）に占める未利用財産の取得原価の割合

普通財産全体（土地）	うち未利用財産	割合
28,367,935,817 円	3,018,002,200 円	10.64%

※ 令和元年度固定資産台帳（令和2年3月31日現在）の状況

### 第2 未利用財産の処分について

#### 1 未利用財産の処分方針（「未利用県有財産の管理・処分等に係る事務処理方針」）

##### 1. 目的

(1) 未利用県有財産（以下「未利用財産」という）は毎年度、県内部における次年度以降の利用計画の有無について検討し、公有財産の有効活用を図るものとする。

(2) 前号による検討の結果、利用計画の無い未利用財産は、国・他の地方公共団体等（以下「地方公共団体等」という）における利用要望の有無を調査し、要望の有る場合は、優先的に利用要望の有る財産として特定することにより、当該利用計画の実行の確保を図るものとする。

また、利用要望の無い場合は、土地の有効利用を図るため地価動向を勘案しつつ、一般競争入札等による処分について検討するものとする。

##### 2. 対象財産の範囲

この取り扱いを適用する未利用財産は、次の各号に定めるものとする。

ア. 普通財産で現に未利用となっている財産

イ. 貸付中の財産

ウ. その他総務部長が上記アに準じて取り扱うことが適当と認める財産

### 3. 現況等の把握・財産の区分及び取扱い

#### (1) 現況等の把握

未利用財産については、1 団地の県有地ごとに、その現況及び都市計画等の土地利用に関する諸計画並びに土地利用に関する法的制限等の状況を常時把握しておくものとする。

#### (2) 未利用財産の区分

未利用財産については、上記による現況等の把握結果に基づき、次のとおり区分し整理するものとする。

##### ア. 「貸付制度」

県以外の者に貸付中のものとする。

##### イ. 「公の事業計画に組込まれた財産」

次に掲げるものとする。

A. 都市計画法第 18 条・第 19 条の規定により、都市計画の決定がなされたもので、都市計画事業の用に供することが予定されているもの。

B. 地方公共団体等が施工する道路・河川等公共土木事業の用に供することが予定されているもの、及び当該事業の代替地の用に供することが予定されているもの。

C. その他地方公共団体等において、公用・公共用の事業の用に供することが予定されているもの。

##### ウ. 「その他の財産」

上記の「貸付財産」及び「公の事業計画に組込まれた財産」以外のものとする。

#### (3) 「貸付財産」の取扱い

ア. 「貸付財産」に区分されたものについては、毎年度買受けを勧奨し、その結果、買受けを希望する場合は、買受け要望財産として特定するものとする。

イ. 買受け要望財産として特定しなかったものについては、「継続して貸付を希望するもの」と「貸付を希望しないもの」とに整理し、前者は「貸付財産」として、後者は「その他の財産」として取り扱うものとする。

#### (4) 「公に事業計画に組込まれた財産」の取扱い

「公の事業計画に組込まれた財産」に区分されたものについては、当該事業計画を策定した地方公共団体等に対し買受けを勧奨するとともに、当該財産については買受け要望財産として特定するものとする。

ただし、当該事業の施行者が定まる（都市計画法第 4 条第 16 項）までの間は「公の計画策定に組込まれた財産」として取り扱うものとする。

#### (5) 「その他の財産」の取扱い

##### ア. 利用計画の照会

A. 「その他の財産」については、総務部長が県における利用計画の有無について

照会し、「利用計画の有るもの」と「利用計画の無いもの」に区分するものとする。

B. 「利用計画の有るもの」については、当該利用計画の適否を検討し、その結果、適当と認められる場合は、当該利用計画の事業を行うとする課、公所等へ引継ぐものとする。

C. 前号による検討の結果適当と認められない場合は、「利用計画の無いもの」として取り扱うものとする。

イ. 「利用計画の無いもの」の取扱い

A. 「利用計画の無いもの」については、地方公共団体等に対して利用要望の有無を照会し、利用要望の有るものについては、利用要望財産として特定するものとする。

B. 利用要望財産として特定されたものについては、当該地方公共団体等に対し、買受けを勧奨し、その結果、一定期間内に買受けを希望する場合は、買受け要望財産として特定をするものとする。

C. 利用要望財産として特定しなかったものについては、現況等の把握結果に基づき「民間への処分」と「処分の保留」とに区分する。

D. 「処分の保留」については、現在、具体的な利用計画はないが、今後土地信託等に利用することが見込まれるもの、その他処分することについて総務部長が適当でないとしたものとする。

#### 4. 買受け勧奨

買受け勧奨については、次により行うものとする。

##### (1) 相手方

買受け勧奨は、「貸付財産」については借受人（民法第 601 条に基づく賃貸借契約及び同法第 593 条に基づく使用貸借契約の相手方）、「公の事業計画に組込まれた財産については事業主体者である地方公共団体等」、「その他の財産」については地方公共団体等に対して行うものとする。

##### (2) 買受け勧奨の時期

買受け勧奨は毎年 1 月末までに行うものとする。

ただし、総務部長が必要と認めた場合は、その都度行うことができる。

##### (3) 回答期限

買受け勧奨に対する回答期限は、勧奨した日から 1 か月以内とする。

ただし、当該期間内に買受け要望の回答を行うことが困難であると認められる特別な事情がある地方公共団体等については、回答期限を延期することができる。

##### (4) 買受け勧奨の方法等

買受け勧奨は、文章により行うものとする。

(5) 買受け要望財産の特定

買受け勧奨の結果、買受けの要望があった場合は、当該利用計画の規模、実施年度及び資金計画について審査し、適当と認めるときには買受け要望財産として特定するものとする。

(6) 処分

買受け要望財産については、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約の方法（別添内規 H3. 3. 26 総務部長決裁）により譲渡することが出来るものとする。

5. 「民間への処分」の取扱い

(1) 民間へ処分するもののうち、次の要件を満たすものは、一般競争入札の方法により処分するものとする。

ア. 国土利用計画法第12条に基づき、規制区域として指定した区域以外に所在すること。

イ. 総務部長が近傍における取引価格、地価公示価格等の上昇率からみて、地価が沈静化していると認められる地域に所在すること。

ウ. 規模、形状及び位置環境等からみて、総務部長が将来とも公用・公共用の用途に供することが適当でないと判断し、かつ、他の地方公共団体等においても公用・公共用の用途供する計画がないこと。

エ. 民間へ処分することが、財産の有効活用及び収入確保の観点から適当と認められること。

(2) 民間へ処分するもののうち、次の場合は、随意契約の方法により処分することができるものとする。

ア. 無道路地、袋路又は地形狭長等単独利用の困難な土地をその隣接地所有者等に売り払いをする場合。

イ. 寄付を受けた財産をその寄付者（相続人その他包括承継人を含む）に売り払いをする場合。

(3) 一般競争入札の手続等

別に定める「未利用財産の処分に係る入札事務取扱要項」によるものとする。

なお、当該要項については別途伺うこととする。

6. 県が出資又は出損する法人への処分

県が出資又は出損している県道路公社及び県土地開発公社等が、その事業の用に供する場合で、県の施策上特に必要と認めた場合は、地方公共団体等の要望に優先して取り扱うものとする。



## 2 処分予定物件と実績

各物件ともに不動産鑑定評価を取得し、それに基づいて売却価格を決定しているとのことである。

### ●平成 30 年度県有財産処分状況

物件名	場所	面積	売却価額	坪単価	種類	相手先
旧農業試験場本場 (飛び地)	郡山市富田町	7,156.00 ㎡	715,000 千円	約 329 千円	一般競争 入札	株式会社 ヨークベ ニマル
旧小名浜海会員会館跡地	いわき市小名浜字栄町	425.92 ㎡	8,500 千円	約 65 千円	一般競争 入札	株式会社 村山栄次 商店
旧県営住宅敷地	会津坂下町白狐字北原甲	1572.63 ㎡	未売却			
小名浜港湾背後地	いわき市小名浜字栄町	57.02 ㎡	未売却			
光南高校校長公舎	矢吹町田町	266.70 ㎡	未売却			
処分合計		7581.92 ㎡	723,500 千円			

### ●平成 31 年度県有財産受払状況

物件名	場所	面積	売却価額	坪単価	種類	相手先
旧県営住宅敷地	会津坂下町白狐字北原甲	1572.63 ㎡	未売却			
小名浜港湾背後地	いわき市小名浜字栄町	57.02 ㎡	未売却			
光南高校校長公舎	矢吹町田町	266.70 ㎡	未売却			
おおとり荘	福島市飯坂町字筑前	3248.14 ㎡	11,278 千円	約 11 千円	随意契約 ※1	広成建設 株式会社

物件名	場所	面積	売却価額	坪単価	種類	相手先
旧職員公舎敷地	福島市遠瀬戸	1950.77 m <sup>2</sup>	34,500 千円	約58千円	一般競争入札	有限会社ユニオン企画
鶴見坦公舎敷地	郡山市鶴見坦	437.92 m <sup>2</sup>	31,500 千円	約238千円	一般競争入札	株式会社エステートジャパン
湖南高校校長公舎敷地	湖南町福良字荒町	329.03 m <sup>2</sup>	未売却			
渡利七社宮職員駐車場	福島市渡利七社宮	1526.39 m <sup>2</sup>	59,900 千円	約129千円	一般競争入札	株式会社亀岡工務店
旧会津児童相談所敷地	会津若松市花春町	1727.89 m <sup>2</sup>	未売却			
処分合計		7163.22 m <sup>2</sup>	137,178 千円			

※1：随意契約の理由：当該地は、事業団が運営する老人ホーム施設の敷地として、県・市が土地の貸し付けを行っていたが、事業団が破産したため、破産管財人の調整により、広成建設から、事業団所有の土地・建物を購入することについて申し入れがあった。

建物は3者それぞれの土地にまたがって建てられており、広成建設株式会社が事業団所有の土地・建物を購入することにより、県有地のみを単独利用することは困難であるため、「随意契約により普通財産を譲渡する場合の運用基準（内規）」（以下「運用基準」という。）第2(2)ウ「～略～ 単独利用困難な土地を、当該土地に隣接する土地の所有者又は賃借権等を有する者に譲渡する場合」に該当することから随意契約による譲渡とした。

●令和2年度県有財産受払状況

物件名	場所	面積	売却価額	坪単価	種類	相手先
旧県営住宅敷地	会津坂下町白狐字北原甲	1521.91 m <sup>2</sup> 注1	未売却			
小名浜港湾背後地	いわき市小名浜字栄町	57.02 m <sup>2</sup>	970 千円	約570千円	随意契約 ※1	朝日製氷有限公司

物件名	場所	面積	売却価額	坪単価	種類	相手先
光南高校 校長公舎	矢吹町田 町	266.95 m <sup>2</sup> 注 2	3,401 千円	約 42 千円	一般競争 入札	個人
湖南高校 校長公舎 敷地	湖南町福 良字荒町	329.03 m <sup>2</sup>	未売却			
旧会津児 童相談所 敷地	会津若松 市花春町	1727.89 m <sup>2</sup>	未売却			
猪苗代高 等学校校 長公舎敷 地	猪苗代町 字雷	183.66 m <sup>2</sup>	未売却			
須賀川桐 陽高校校 長公舎敷 地	須賀川市 山寺町	227.32 m <sup>2</sup>	未売却			
東山ダム 職員公舎 敷地	会津若松 市天神町	1020.00 m <sup>2</sup>	40,400 千 円	約 130 千円	一般競争 入札	株式会社 Omnibus
南湖公園 敷地	白河市南 湖	799.00 m <sup>2</sup>	678 千円	約 2 千円	随意契約 ※ 2	白河市
処分合計		2142.97 m <sup>2</sup>	45,449 千 円			

※ 1：随意契約の理由：当該地は、小名浜港湾建設用地として取得後、用途廃止としていたが、隣接する土地を所有する朝日製氷有限会社から購入の申し入れがあった。

隣接する他の土地の所有者にも購入の意向を確認したところ、他に希望者はおらず、当該地は、形状不整形（約 2m×約 26m）、面積狭小で単独利用が困難であることから、運用基準第 2 (2)ウにより随意契約による譲渡とした。

※ 2：随意契約の理由：当該地は、市道として白河市が管理していたが、市との調整が整ったため、「道路化等の県有財産取扱要領」3 (1)「将来にわたり当該道路等の廃止が不可能な実態にある財産で、県が所有している必然性がないと認められる場合は、当該道路等の管理者である市町村又は当該道路等の管理者となるべき市町村へ譲渡するものとする。」により随意契約による譲渡とした。

注 1：分筆を行ったため、平成 30・平成 31 年度の面積から減少。

注 2：売却対象地が 1 筆増となったため、平成 30・平成 31 年度の面積から増加。

### 3 普通財産貸付について

賃料算定には、土地・建物の県有財産台帳価額を用いている。県有財産台帳価額は、3年ごとに近隣地の固定資産税評価額を反映し評価替えをしており、評価替えの周期である3年ごとに賃料の見直しを行っているとのことであった。また、売却の勧奨は毎年度行っているとのことである。

貸付している普通財産の半数以上は地方公共団体等への無償であるが、県は条例で、普通財産は、下記に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとしている。

- ① 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- ② 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

#### (1) 令和2年度の普通財産貸付実績（建物）

財産名	相手方名	m <sup>2</sup>	使用料	貸付目的
杉妻会館	地方職員共済組合福島県支部	126.27	0	杉妻会館従業員宿舎
みちのく荘	地方職員共済組合福島県支部	588.30	0	みちのく荘従業員宿舎(単身)
みちのく荘	地方職員共済組合福島県支部	249.04	0	みちのく荘従業員宿舎(世帯)
みちのく荘	地方職員共済組合福島県支部	10.20	0	みちのく荘従業員宿舎(ポンプ室)
蓬萊県有地	福島県庁消費組合	60.44	0	消費組合の商品の保管管理施設等
蓬萊県有地	福島県庁消費組合	320.00	0	消費組合の商品の保管管理施設等
蓬萊県有地	福島県庁消費組合	9.00	0	消費組合の商品の保管管理施設等
蓬萊県有地	福島県庁消費組合	13.50	0	消費組合の商品の保管管理施設等
高齢者等生活サポート施設	富岡町	298.11	0	高齢者等生活サポート施設
高齢者等生活サポート施設	浪江町	298.12	0	高齢者等生活サポート施設
高齢者等生活サポート施設	浪江町	298.12	0	高齢者等生活サポート施設
診療所	浪江町	893.54	0	診療所
診療所	双葉地方広域市町村圏組合	645.85	0	診療所
診療所	双葉地方広域市町村圏組合	571.85	0	診療所
診療所	双葉町	675.02	0	診療所
旧いわき光風学園	NPO法人母子通園センター	703.54	257.730	児童サービス事業所及び相談支援事業
会津若松公共職業安定所津出張所	福島労働局	14.97	61.629	会津若松公共職業安定所南会津出張所庁舎
福島県商工労働部大町施設	精華商事(株)	307.50	6,007.320	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	(一社)福島県銀行協会	228.39	3,406.665	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	福島県経営者協会	59.48	887.203	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	(株)まちづくりセンター	158.89	2,370.003	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	(一社)福島県薬剤師会	77.22	1,151.813	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	福島商工会議所	87.12	1,299.481	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	福島市	440.57	0	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	福島市	557.33	0	チェンバ大町
福島県商工労働部大町施設	ふくしまNPOネットワークセンター	165.23	2,464.570	チェンバ大町
ものづくり支援センター	福島県職業能力開発協会	1,156.89	0	技能検定試験場
旧たばこ試験場	たむらの恵み安全対策協議会	117.30	206.739	ふくしまの恵み安全・安心推進事業用途
旧たばこ試験場	たむらの恵み安全対策協議会	154.50	348.021	ふくしまの恵み安全・安心推進事業用途
警視青年の家第二体育館	国立警視青年交流の家所長	332.50	1,075.500	警視青年の家第二体育館

(※令和2年4月1日現在の契約物件)

全体 9,618.79 m<sup>2</sup>  
 有償分 2,406.64 m<sup>2</sup>  
 無償分 7,212.15 m<sup>2</sup> (約75%が無償である)  
 使用料 19,536,674 円

(2) 令和2年度の普通財産貸付実績（土地）

財産名	相手方名	m	使用料	貸付目的
杉妻会館	地方職員共済組合福島県支部	210.45	0	杉妻会館従業員宿舍敷地
みちのく荘	地方職員共済組合福島県支部	1,222.00	0	みちのく荘従業員宿舍敷地
みちのく荘	地方職員共済組合福島県支部	138.00	0	みちのく荘従業員宿舍敷地
文書管財総室施設管理課	福島市	284.58	797.409	駐車場敷地
文書管財総室施設管理課	公立大学法人福島県立医科大学	1,813.00	0	役員員宿舍敷地
県中地方振興局	東部瓦斯(株)	12.00	27.273	ガス整圧器敷地
会津地方振興局	若松ガス(株)	19.26	30.648	都市ガス圧力調整室敷地
会津地方振興局	東日本電信電話(株)	1.00	1.591	公衆電話ボックス敷地
旧体育館敷地	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,533.49	21,519.064	福島職業能力開発促進センター敷地
熱海県有地	個人	332.78	304.261	住宅敷地
須賀川堤県有地	個人	301.00	416	野菜栽培敷地
中町県有地	(公財)福島県消防協会	363.63	591.270	福島県消防会館敷地
荒町県有地	福島県道路公社	1,499.81	4,600.212	有料駐車場敷地
小名浜港湾背後地	福島臨海鉄道(株)	32,576.00	11,531.666	鉄道施設敷地
小名浜港湾背後地	個人	218.41	298.873	住宅敷地
小名浜港湾背後地	(株)村山栄次商店	105.14	161.442	駐車場敷地
小名浜港湾背後地	小名浜まちづくり市民会議	209.58	0	公徳碑及び胸像設置敷地
旧射撃場敷地	福島市	6,450.91	0	都市公園敷地
信天山県有地	福島市	2,641.66	0	児童遊園敷地及び自転車歩行者専用道路敷地
瀬上県有地	福島市	247.40	0	瀬上東町集会所敷地
旧医大二校舎敷地	福島市	1,030.11	0	福島市立第一小学校敷地
総合社会福祉センター敷地	福島市	1,286.71	0	児童遊園敷地
総合社会福祉センター敷地	福島市	8.00	0	町内会自主防災訓練用器具等保管庫敷地
総合社会福祉センター敷地	福島市	50.00	0	耐震性貯水槽敷地
総合社会福祉センター敷地	(社福)福島県社会福祉協議会	6,164.79	0	社会福祉センター敷地
総合社会福祉センター敷地	(社福)福島市社会福祉協議会	231.28	0	社会福祉センター敷地
旧郡山警察署敷地	郡山市	2,329.11	0	郡山市立金透小学校敷地
処分予定財産	郡山市	2,430.35	0	郡山市食肉衛生検査所敷地
処分予定財産	郡山市上下水道事業管理者	82.29	74.266	雨水管理用地
処分予定財産	郡山市	454,615.83	0	ふれあい牧場敷地
処分予定財産	(公財)郡山市観光交流振興公社	15,073.90	0	ふれあい牧場敷地
青少年会館敷地	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	9,761.53	0	福島県青少年会館敷地
旧岩瀬農業高校実習地	須賀川市	4,936.35	0	須賀川地方広域消防組合庁舎敷地
鏡石鏡田県有地	鏡石町	4,827.00	0	児童公園敷地
鏡石笠石県有地	鏡石町	12,177.00	0	鏡石町立第一小学校敷地
南湖公園敷地	白河市	158,688.00	0	公園敷地
日赤会津支所敷地	日本赤十字社福島県支部	2,519.55	0	福島県会津赤十字血液センター敷地
福島県赤十字会館貸付地	日本赤十字社福島県支部	12,449.51	0	日本赤十字社福島県支部建物敷地
岩子県有地	相馬市	32,414.97	0	運動公園及び駐車場敷地
旧平商業高校敷地	いわき市	14,347.11	0	平中央公園敷地
旧農業試験場会津支場第二圃場	会津坂下町	21,984.00	0	坂下東第一土地区画整理事業に係る残土置場
蓬萊県有地	福島県庁消費組合	1,208.84	0	消費組合の商品の保管管理施設敷地
信夫ヶ丘総合運動場敷地	福島市	60,514.13	0	信夫ヶ丘総合運動場敷地
診療所敷地	双葉地方広域市町村圏組合	2,778.78	0	診療所敷地
裏磐梯県有地	(一財)休暇村協会	41,241.76	66.481	裏磐梯国民休暇村事業用地
裏磐梯県有地	環境省	892,495.67	1,438.693	裏磐梯国民休暇村事業用地
裏磐梯県有地	仙台管区気象台	10.00	16	火山観測施設敷地
裏磐梯県有地	北塩原村	9,530.00	0	東北自然歩道利用拠点整備事業用地
裏磐梯県有地	北塩原村	56.67	0	村道刻々峰鷹鷹森敷地
はまなす荘	(社福)いわき福音協会	18,202.64	0	知的障害者更正施設敷地
旧いわき光風学園	NPO法人母子通園センター	1,614.10	261.203	児童デイサービス事業所及び相談支援事業
しのめ荘	(社福)天心会	12,640.24	0	救護施設
旧希望ヶ丘ホーム	(社福)郡山清和救護園	11,483.16	0	特別養護老人ホーム
旧希望ヶ丘ホーム	福島地方務局・仙台入国管理局	315.75	502.598	郡山第2法務総合庁舎来客駐車場
浪江ひまわり荘	(社福)福島県社会福祉事業団	21,989.63	0	救護施設
さつき荘	(社福)福島県社会福祉事業団	21,697.63	0	特別養護老人ホーム
太陽の国きびたき寮	(社福)福島県社会福祉事業団	13,181.53	0	指定障害者支援施設
からまつ荘	(社福)福島県社会福祉事業団	8,203.23	0	救護施設
矢吹しらうめ荘	(社福)福島県社会福祉事業団	15,711.38	0	指定障害者支援施設
矢吹しらうめ荘	(社福)福島県社会福祉事業団	4,895.25	0	指定障害者支援施設
矢吹しらうめ荘	(社福)福島県社会福祉事業団	8,122.37	0	指定障害者支援施設
沼原山県有地	(福)沼原勤労者保養センター	3,078.50	2,629	テニスコート敷地
会津若松公共職業安定所	福島労働局	307.70	755.056	会津若松公共職業安定所敷地
相双公共職業安定所相馬出張所	福島労働局	1,244.08	2,107.512	相双公共職業安定所相馬出張所敷地
福島県商工労働部大町施設	郵便事業(株)福島支店	0.60	3.046	ポスト敷地
福島県産業支援館	郵便事業(株)福島支店	0.60	2.648	ポスト敷地
福島県産業支援館	(一社)福島県商工会館	80.78	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	(一社)福島県法人連合会、(公財)福島法人会	21.84	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島商工会議所	155.32	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島商工会議所など9会議所	12.10	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島県火災共済協同組合	49.05	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島県商工会連合会	83.36	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島県商工業協同組合	18.01	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島県中小企業団体中央会	83.77	0	コラッセ福島敷地
福島県産業支援館	福島県信用保証協会	234.09	0	コラッセ福島敷地
ものづくり支援センター	福島県職業能力開発協会	11,575.12	0	技能検定試験場
いわき四倉中核工業団地	楡葉町	30,721.55	0	仮設事業所敷地
いわき四倉中核工業団地	富岡町	30,721.55	0	仮設事業所敷地
いわき四倉中核工業団地	大熊町	30,721.55	0	仮設事業所敷地
旧畑作原種農場	二本松市	375.96	0	防火用水取水堰敷地
旧畑作原種農場	福島県酪農協同組合	111,785.55	335.356	飼料の作物の作付指導の基礎資料作成ため
福島県家畜市場敷地	(公財)福島県畜産振興協会	31,386.68	0	福島県家畜市場敷地
旧畜産試験場地蔵原牧草地	全国農業協同組合連合会福島県本部	7,488.78	706.014	園芸種苗センター敷地
旧たばこ試験場	たむらの恵み安全対策協議会	4,187.50	225.827	ふくしまの恵み安全・安心推進事業用途
旧水防用倉庫敷地	喜多方市	39.00	0	消防ポンプ庫敷地
旧県営住宅敷地(六軒団地)	須賀川市	6,508.73	0	防災広場
旧喜多方商業高等学校	喜多方市	19,705.13	0	イベント開催時グラウンド
田島高等学校実習畑	(公財)福島県農業振興公社	30,362.00	33.374	耕作を希望する農業従事者への貸付
田島高等学校実習畑	(公財)福島県農業振興公社	1,734.00	1.906	耕作を希望する農業従事者への貸付
郡山警察署	東部瓦斯(株)福島支社	2.40	4.632	ガバナリー設置敷地
郡山警察署	東部瓦斯(株)福島支社	18.75	13.051	プロパン容器置場
施設整備課	福島ガス(株)	16.67	35.262	ガバナリー設置敷地

(令和2年4月1日現在の契約物件)

全体 2,283,200.59 m<sup>2</sup>  
有償分 1,140,233.80 m<sup>2</sup>  
無償分 1,142,966.79 m<sup>2</sup> (約50%が無償である)  
使用料 46,433,695 円

#### 4 監査結果

##### (1) 普通財産の貸付について【意見】

普通財産は直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としている。そもそも売却を前提とするものであり経済的合理性を追求するものである。他の地方公共団体等は無償で使用させている（使用貸借）普通財産が約1,150,178 m<sup>2</sup>（貸付されている普通財産の約50.1%）あるが、将来的には使用貸借契約ではなく、原則賃貸借契約とするなど価値化を検討することも必要ではないだろうか。現状、県と市町村とは互いに無償で普通財産を使用させており、無償で使用している財産の買取交渉等は厳しいものとなっている。お互い賃貸借契約にすることで互いに価値化し、特に土地について互いに売却又は交換等を促すことにもつながるのではないかと。

## X 平成 22 年度の包括外部監査結果の措置状況について

平成 22 年度の包括外部監査において、「県有財産の管理について」というテーマで監査が実施されていることから、平成 22 年度の包括外部監査の指摘・意見についてのその後の対応状況について検討を行った。

### 第 1 平成 22 年度包括外部監査報告書の指摘事項について

平成 22 年度包括外部監査報告書では 23 件の指摘事項があった。県は全件について措置の内容を公表している。

以下、代表的な 3 件について転記する。下表 3 番目に記載の警察共済組合保養所敷地の評価替えの提案に類する案件（評価替提案）が 23 件中 16 件と大部分を占めていた。

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
県有財産台帳の管理状況（平成 22 年度報告書 17 頁）	<p>県有財産台帳又は公有財産表の記載内容誤り及び記載内容変更の処理漏れが複数件確認されており、県有財産台帳の管理が不十分である。</p> <p>今後は、財産管理者に年 1 回突合確認をさせるなどにより、内部けん制機能を充実させるような対策が必要である。</p> <p>また、新地方公会計制度の導入に当たって、既存の県有財産台帳等の情報を充実されるような対策が必要である。</p> <p>また、新地方公会計制度の導入に当たって、既存の県有財産台帳等の情報を基に固定資産台帳を段階的に整備し、評価額を算定していく以上、既存の県有財産台帳に記載されている情報の正確性を改めて早急に検証することも必要である。</p>	<p>県有財産台帳を電磁的記録とし、公有財産の移動を県有財産台帳に財産管理者が直接記載することとした公有財産管理システムが平成 25 年 10 月に本格稼働したことを踏まえて、平成 26 年 12 月に開催した同システム操作研修会において事務処理テキストに沿っての事務処理とともに、下記留意事項を各所属に指導した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常に財産の現況を正確に記録すること</li> <li>2 異動事由ごとにそれぞれの異動を計上すること。</li> <li>3 異動の事実を証する確実な書類に基づくこと。</li> </ol> <p>また、平成 28 年 3 月 31 日現在の県有財産台帳価額の評価替えにおいて、不動産鑑定評価を行うものはその鑑定評価額を台帳価額として採用する取扱いとし、県有財産台帳に記載されている情報の正確性に努めた。</p> <p>なお、新地方公会計制度の導入に当たり、開始時固定資産台帳の</p>

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
		整備に向けての棚卸作業を各財産管理者に依頼して、その情報の正確性を確認した。
県営住宅全般 （平成 22 年度報告書 35 頁）	滞納者に関する民事調停手続、誓約書の入手、強制執行手続等に関しては、「県営住宅家賃未納者台帳」上に記載欄を設けて、必ず記載するようにすべきである。  また、未収債権の回収管理は実施していることから、指定管理者は民事調停書や強制執行手続に係る資料の写しを保管すべきである。	平成 24 年 2 月 28 日付けで福島県県営住宅等の家賃などの滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領の様式 2 「県営住宅家賃未納者台帳」を改正し、記載例を示しつつ、各建設事務所及び県営住宅指定管理者へ同日付け 23 建第 2327 号により通知した。  また、同通知書の中で、建設事務所から指定管理者へ関係資料の写しの送付を改めて依頼し、指定管理者へ同資料の保管を改めて依頼した。
警察共済組合保養所敷地（平成 22 年度報告書 58 頁）	土地には段差があり、かなり高低差があること、また、土地面積には使用できない斜面部分が含まれていることなどから、近傍類似地の固定資産税評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第 9 により、実態に基づいた評価額に見直すべきである。	平成 25 年 3 月 31 日付けの公有財産評価替えにおいて、近傍類似地の固定資産評価額に基づいた評価額とせず、「公有財産評価替え要領」第 9 により、奥行補正及びびがけ補正を行い、実態に基づいた評価額とした。

(1) 監査手続及びその結果

上記、措置内容の記載とおりに行われていたことを確認した。

第 2 平成 22 年度包括外部監査報告書の意見について

平成 22 年度包括外部監査報告書では、80 件の意見があった。県は、全件について本年度の監査にあたり、現時点の対応状況を確認し、監査人に対して開示した。

- 1 平成 22 年度包括外部監査報告書の意見に関する対応状況については、次頁以降の表のとおりとなっている。



平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
1	2. 県有財産台帳の管理状況	県有財産台帳の管理状況	18	【総論的記載】 ※「6. 個別財産の実態調査の詳細内容」で詳細記載	土木部	福島空港事務所	<p>行政財産A120の空港付帯設備の工作物3件、12,901,683,300円については、「6. 個別財産の実態調査の詳細内容(視察先または意見等のある物件)の(3)行政財産」において記載したとおり、空港設備は特定事業用財産に該当し、個別財産毎の台帳整備は求められていないことから、その金額の施設毎の明細が把握されておらず、耐用年数の判定も行われていない。</p> <p>これらの工作物の内訳は、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場間道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫など多岐にわたる。しかし、現在の台帳では土地従物1件12,782百万円及び建物従物1件119百万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度毎の増加額及び残高はわかるが、多岐にわたる施設毎の取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。前述のとおり空港設備は個別財産毎の台帳整備は求められていないが、129億円の投資を要した施設の管理台帳としては、甚だ不十分なものであったと考える。</p> <p>なお、県では現在、公会計管理台帳の整備に着手しているところであり、その過程で当該工作物についても原価の内訳を調査中とのことである。今後は自治体でも固定資産の減価償却計算が求められる方向である。さらに、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港付帯設備の取得年月及び取得価額に関して、十分な調査検討が必要と考える。</p>	空港付帯施設の取得価格、取得年度、耐用年数に関する調査を実施し、管理台帳を作成した。
2	3. 公有財産の評価方法	インフラ資産の評価方法	25	※公会計導入に向けた財産評価	総務部	財産管理課	<p>上記「(ア) 資産の量・分布状況等」が想定しているとおり、福島県においても山間部と市街地では、それぞれの土地評価額は大幅にかい離しているものと予想される。そのため、両者にまたがるような土地(例えば道路等)の評価に際しては、より実態にあった評価方法が選択されるべきであるが、調査要領におけるインフラ資産(道路数等)についての事例では、有形固定資産明細表から道路の計上額の総計を求め、道路台帳の道路敷面積の総計で割って求めた平均単価を、路線ごとの路線面積に乗じることで路線単位での開始時簿価を算出している。</p> <p>すなわち、県内の道路を一律の同じ単価で評価を行うということであり、調査要領の事例によれば路線1㎡当たり単価は1,442円となる。道路の取得価額は主として用地の買収費であるが、市街地と山間部では大きくコストが異なるはずである。このため、県内の主要な市街地を通る道路と、山間部しか通らない道路を同じ単価で評価を行うことは、市街地を通る道路の評価が実態に比して低くなるはずである。</p> <p>インフラ資産は再評価を行わないため、開始時簿価がそのまま継続して計上されていくことになる。したがって、開始時の評価に当たっては、より道路毎の実態にあった評価(按分計算)を行うことが理想である。また、(3)に掲げた貸借対照表によれば、公共資産全体に占める「生活インフラ・国土保全」の割合は約70%であり、金額的にも重要性が高い資産であるため、より精度の高い按分方法を選択し、実態に適合した金額で評価することが望ましい。</p> <p>参考のために一例をあげると、他部署等との連携により路線に関する詳細な情報が取得可能であるという前提では、次のような按分方法が考えられる。すなわち、同じ路線においても町丁目単位に区分して道路敷面積を求め、町丁目単位の1㎡あたりの平均固定資産税評価額を乗じた金額を按分基礎として、有形固定資産明細表に計上されている道路の総評価額の総計を加重平均する方法である。具体的な計算例を示すと27頁のとおりとなる。</p> <p>なお、このような監査人の意見に対して、県側では次の理由により現状では開始時の評価における対応は難しいという見解である。監査人としては、時間の制約とシステム対応の観点から、当面は県が予定する全県統一単価での評価もやむを得ないと考える。しかし、将来にわたる道路の維持更新に当たり有用な財務情報を提供するためには、道路の路線単位で実態に合った取得価額を把握しておくことは大切であると考え、このため、将来においてより精度の高い方法で過去の取得価額の按分を再計算するということも選択肢にあげられると考える。</p>	道路数等のインフラ資産について現況を詳細に把握した上で、より実態に合った精度の高い評価方法を検討しようと考えているが、数が膨大であり現況調査に時間を要していることから、新たな評価方法の具体的な検討には至っていない
3	4. 県営住宅の管理状況	公営住宅供給計画	29	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>前述のとおり、公営住宅の供給目標及び実績は、県営住宅及び市町村が供給する公営住宅の総合計で管理していることである。そこで、まず全体での目標と実績を比較すると、当初5年間の計画期間のうち4年が経過した平成21年度までの間で、供給実績は既に前期5年の計画に対して76.8%に達しており、供給の総戸数で比較する限り、ほぼ目標は達成されているといえる。しかし、その供給実績の内訳を見ると、新規整備が213戸あるが、既存の雇用促進住宅を購入して供給した102戸を除くと111戸であり、10年間の計画300戸の37%である。これに対して、建替えは計画1,500戸に対して18%にとどまる。</p> <p>少子高齢化が進み、人口停滞のみならず減少が見込まれる現状においては、住宅の供給量を増やすのではなく、質の向上を図るべきである。また、経済が停滞する現状で、収入の少ない高齢者や雇用が不安定な若者が入居可能となるような公営住宅の供給も必要である。さらに、建設コストの観点からも、既に土地を初めとした環境が整備されている既存住宅(特に老朽住宅)の建替えを優先すべきであると考える。</p> <p>以上により、公営住宅の整備に関して建替えより新設が先行することには疑問がある。また、計画段階では新規建設の5倍の建替えによる住宅供給を目標にしていることから、まず、建替えを優先すべきと考える。なお、高坂団地や梅ヶ丘団地(いずれもいわき市)のように計画的に建替えが行われている物件もあるので、他の団地についても計画的な建替えを行っていくべきである。</p> <p>ただしこの点について県側の説明によると、既存公営住宅の建替等による募集1,500戸について、県営住宅と市町村営住宅との区分を計画上位位置づけていないため、県営住宅の供給計画と実績の比較ができないことである。前述のとおり、平成22年4月1日現在で福島県内の公営住宅に占める県営住宅の割合は21.3%(8,319/39,035戸)であり、県営住宅の課題とは言えないかもしれない。</p> <p>しかしながら、公営住宅全体の供給に関して福島県が基本計画を取りまとめている以上、全体計画の進捗状況に関して十分にその内容を把握し、管理していく必要があるものと考え、そのためには、10年間の計画の策定に当たり、福島県全体の戸数で管理するのではなく、県営住宅及び市町村の公営住宅に関して、地域の実態に見合った積み上げによる計画を作成すべきである。平成22年度は計画の中間年度のため、現在見直し中である。</p>	<p>公営住宅の供給目標量については、平成28年度改定の福島県住生活基本計画において、計画期間である平成28年度～令和7年度までの10年間に居住の安定の確保を図るべき世帯数を充足するよう、既存公営住宅の空き家募集や建替等による供給目標量を設定しており、一般公営住宅は15,000戸、災害公営住宅は200戸、合計15,200戸としている。</p> <p>このうち、一般公営住宅15,000戸の内訳は、新規170戸(1.1%)、建替670戸(4.5%)、既存公営住宅の空き家募集13,260戸(88.4%)、復興後の復興公営住宅等の空き家募集900戸(6%)であり、供給目標量の約95%は、既存公営住宅ストックを活用した空き家募集によるものである。</p> <p>なお、福島県住生活基本計画で設定する公営住宅目標量は、法定計画として県全体の目標量を設定するものである。市町村毎の供給目標量については、地域の実情に併せて各市町村が策定する住生活基本計画において設定するものであり、県としては、市町村に計画策定を促している。</p>

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
173	4. 県営住宅の管理状況	維持修繕・改善	30	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>公営住宅の耐震強度に関しては特に問題はないものとする。また、定期的修繕については計画的に実施されているものと考えられる。公営住宅等長寿命化計画は平成22年度中に策定される予定であり、今後のこととなるが、国土交通省の公営住宅等長寿命化計画策定指針では、他の事業主体との連携による一体的整備を行うことが求められている。その具体的な検討の例として、他の事業主体による公共賃貸住宅との合築の検討や土地交換、近接・隣接団地との高齢者・若年世帯の世帯構成のバランス調整などが挙げられている。</p> <p>特に今回、県営住宅の実態調査を行ったところ、隣接して市営住宅が整備されている地区が散見された。国及び自治体の財政状態が逼迫する中で、重複投資や過剰投資を避けるために、市町村の公営住宅とのバランスを踏まえた上で、長期計画を策定することが望ましいと考える。</p>	県内の公営住宅の供給については、福島県住生活基本計画の5年ごとの見直しの中で、社会的情勢や民間賃貸住宅の供給動向から、今後10年間における必要量を推計している。そのうえで、市町村との役割分担も考慮しながら、県営住宅を適切に供給していくため、平成25年度に県営住宅等長寿命化計画を策定し、平成28年度、令和2年度に改定している。
	4. 県営住宅の管理状況	用途廃止予定物件の管理	32	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>上表のとおり、ほとんどの団地が平成22年度までに用途廃止対象としているにもかかわらず、平成22年8月31日現在で入居者なしとなっているのは、いわき建設事務所の上山団地のみである。また、入居率が6割を超える団地も見受けられる。</p> <p>入居者がある以上は最低限の補修管理は必要となり、管理コストがかかるものと考えられる。高齢者等への住まいの確保という点は考慮しなければならないが、同一団地内で空室が発生した場合に優先して転居を促すなど、用途廃止物件の早期処理を進捗させるための積極的な取り組みも求められる。</p>	福島県営住宅等長寿命化計画において県営住宅等用途廃止年次計画を定めており、面積が狭小で、設備など住宅性能が低く、老朽化しているものについては、早期解消に向け計画的に取り組んでいる。
	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	35	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>○「県営住宅家賃未納者台帳」の様式の統一</p> <p>今回調査の対象とした4ヶ所の建設事務所は、全て同一の指定管理者が入退去者に対する通常の回収管理業務を行っていたが、県営住宅家賃未納者台帳（以下、「台帳」という。）の様式の1頁目が同一のものではなかった。また、台帳2頁目以後に記載することとなっている家賃滞納者との交渉記録の記載の仕方も不統一であった。台帳の1頁目の記載事項に不備は確認されなかったが、様式は統一すべきである。また、台帳2頁目以後の整理実績（交渉記録）の記載事項は同一水準のものにすべきである。</p>	H24.2.28付で福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領の様式2「県営住宅家賃未納者台帳」を改正し、記載例を示しつつ、各建設事務所及び県営住宅指定管理者へ同日付け23建第2327号により通知した。なお、事務処理要領や管理担当者会議により、交渉経過や生活状況等の聞き取り内容、滞納の状況等について記録を求めているところ。
	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	35	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>○滞納債権の回収管理に係るノウハウの蓄積</p> <p>住査した各建設事務所の回収管理担当者から回収管理の状況を聴取した。担当者の中には経験豊富な方も多数おり、滞納者からの徴収に係る色々な経験談も伺うことができた。これらのノウハウを今後の回収管理業務に生かすために、県内の管理者が一堂に会して研修を行うなどの機会を設けることが望ましいと考える。また、台帳様式の統一や記載方法についても、そのような機会に周知徹底すれば良いと考える。</p>	平成22年度当時より指定管理制度の適用を進め、回収管理体制を強化したところ。なお、事務処理要領により事務処理フローを整理したこと、困難事例は法的措置により対応することを示している。また、毎年、管理担当者会議を開催し、滞納者対策について説明しているところ。
	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	35	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>○退去者への不納欠損処分</p> <p>現在の不納欠損処分基準では、不納欠損処分できる要件が厳しいことや、前述のような資料不十分などから、不納欠損処分が行われることが少ない。このため、原則として不納欠損処分を行うものとされているH区分の債権であっても、未だ債権として残されているものが多数存在する。</p> <p>退去者の滞納債権のうち、債権の回収見込額が回収コストを超過することが現実とみられるものについては、積極的に不納欠損処分するようにすべきである。そのためには、「福島県県営住宅等の滞納債権に関する不納欠損処分基準」の弾力的な運用を図るか、場合によっては滞納債権に係る送付書類の簡素化を図るべきと考える。これにより、管理コストを削減することが可能になるものとする。</p>	不納欠損とは、既に測定された歳入が、債権の消滅により徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いである。そのため、不納欠損を行うためには当該債権の消滅を証明する必要があるが、それが証明できないからといって、これを不納欠損処分基準で補完することはできない。原則として、債権の消滅が証明できない場合の債権放棄や免除は地方自治法により規定されているものであり、これらの適用緩和は別の枠組みで検討すべき内容である。
	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	36	県営住宅全般	土木部	建築住宅課	<p>○退去者の回収管理</p> <p>各建設事務所ともに滞納額が100万円を超過する退去者がある。このような退去者に関しては、特に重点的に保証人も含めて回収請求を行い、回収促進を徹底すべきである。また、その過程でどうしても回収が困難な状況が判明すれば、その状況を明らかにする資料を可能な限り整えた上で不納欠損処分を検討すべきである。</p>	高額滞納者に対しては、現在においても事務処理要領等により対策を講じているところ。また、債権の消滅が確認された際には、不納欠損を行っているところ。
	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	36	県北建設事務所所管の県営住宅	土木部	県北建設事務所	<p>平成22年3月末の債権に係る不納欠損処分の実績が無いが、債権消滅時効を迎えており、H区分としているが不納欠損処分していないものが多数存在する。不納欠損処分を保留しているのは、家賃滞納者や保証人に関する必要文書の入手が困難なためと考えられる。しかし、このような場合は、所在不明でかつ差押財産の価格が強制執行費用を超えないものであれば、債権管理の費用対効果の観点から不納欠損処分すべきと考える。</p>	欠損処分のための書類整備に努めているが、「福島県県営住宅等の滞納債権に関する不納欠損処分基準」の基準を満たさず不納欠損処分できずにいるため、基準の弾力的な運用を求める。
	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	37	会津若松建設事務所所管の県営住宅	土木部	会津若松建設事務所	<p>退去者に関して本人または保証人が行方不明などの場合は、時効期間が経過済みでH区分であっても滞留債権として残す一方で、所在が判明している場合は時効の援用に係る書類を入手して不納欠損処分の対象としているものが、所在場所が明確で保証人に連絡が取れるような場合は、時効の援用を申し出ている時を除き、回収促進を最優先し、行方不明で回収が著しく困難と見込まれるものを、優先的に不納欠損処分の対象としていくべきである。</p>	時効期間が経過済みでH区分である債権であっても、滞納者の所在場所が明確で回収可能と判断出来る場合は、滞納家賃納付を優先に対応している。滞納者又は保証人が行方不明の場合は、時効期間が経過済みでH区分であっても、時効援用の申立が確認できず、不納欠損処理が困難となっている。

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
12	4. 県営住宅の管理状況	長期滞納家賃の管理	37	いわき建設事務所所管の県営住宅	土木部	いわき建設事務所	○退去者への不納欠損処分 H区分の退去者で、不納欠損処分を申請したが保証人の確認等の要件を満たしていないため差し戻されたというのが散見された。また、平成22年3月末の債権に係る不納欠損処分の実績が無い。回収見込みが認められるものは極力回収努力を図るべきだが、全般的事項に記載したとおり、回収が困難と認められるものは、不納欠損処分に係る規程の弾力的な運用を図るべきと考える。	要件を満たさず差し戻されたものについては、要件を満たした上で不納欠損処理を行った。 また、不納欠損処理における制度の弾力的な運用については、本庁が制度を所管していることから、平成24年2月28日付け23建第2327号通知の下記5のとおり、本庁建築住宅課で検討いただきたい。 【本庁建築住宅課】 不納欠損の処理は上記8のとおり。
13	5. 個別財産の実態調査のまとめ	県営住宅	38	特別県営住宅	土木部	建築住宅課	県営住宅に関しては、空室が発生した場合は抽選により入居者を選定している状態であり、修繕や建替えによる政策的空室を除けば、ほぼ100%の入居率である。一方、特別県営住宅は以下のとおり、特別県営住宅全体の平均でも53.5%となっており、入居率が50%を下回っている物件もある。 現場視察の結果、特別県営住宅に関して全体に入居率が低い理由としては、次のような点があげられる。 ・県営住宅と外観、住戸専有面積ともに同一又はほぼ同一である。 ・立地条件、建物の老朽化（設計が古い等）などから民間住宅に見劣りする。 ・家賃水準が割安感に欠ける（所得水準により、最低33,300円（59.6㎡）から最高93,700円（93.6㎡））。 ・世帯収入の上限値（月収487,000円）があるため高額所得者は対象外となる。 （注）特別県営住宅は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の第7条により、入居者の所得の上限値が487,000円と定められている。 上記のように、特別県営住宅の入居対象者には法令に基づく所得の上限値という制度上の制約がある。しかしながら、既に建物を建設し供用している以上、少しでも入居率を高めることが県有財産の有効利用につながるかと考える。特別県営住宅の入居率を高めるためには、次のような対応を検討することが有効であると考える。 i) 入居率が一定率以下の物件に関しては、福島県県営住宅等条例に家賃を規定するに当たり、一定の掛目を設けるなどして現状より割安な家賃設定とする。 ii) 入居率が一定率以下の物件に関しては、浴槽のリースは個人負担ではなく県側の負担とする。 iii) 県営住宅と外観、住戸専有面積ともに同一又はほぼ同一の物件に関して、特別県営住宅から県営住宅に移行する。 iiii) に関しては、現在の入居者の取扱いをどうするかという問題はあがあるが、入居率が50%以下の物件に関しては検討する価値があるものとする。 また、特別県営住宅の入居者の世帯所得の上限値は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の第7条により月収487,000円と定められているが、国に、この上限値を引き上げるような方向での制度改革の要請も行うことが望ましい。	1 空き家対策の実施 (1) 平成21年11月20日に特別県営住宅空き家対策プロジェクトチーム（建築住宅課、県北建設事務所、指定管理者）を設置して対策を検討し、 ①先進県視察（H21.11.26～27） ②荒井団地周辺企業等へのPR及び実態把握（H21.12.11） ③収入超過者等及び県職員へのPR実施（H22.2～3）を実施してきた。 (2) 実施結果 新たに3世帯の入居があったが、依然として入居率は低い状況にあった。 2 特別県営住宅の準県営住宅化 特別県営住宅の空き家対策として、国土交通省仙台地方整備局長の承認（H23.1.12）を得て、入居率の低い荒井団地の特別県営住宅（21戸）の同住宅としての用途を廃止し、県営住宅等条例の改正によりH23.4.1から準県営住宅として、県営住宅と同様に低所得者へ住戸を供給することとした。 3 現在の状況等 現在、特別県営住宅の空き住戸には東日本大震災等の被災者等が目的外使用により入居しているため、その退去後に、入居率の低い他特別県営住宅の空き家対策及び準県営住宅化を検討する。 なお、特別県営住宅の更なる準県営住宅化については、県営住宅の空き戸率が平成22年度の倍程度に上昇してしまったこと、特別県営住宅の空き戸率が平成22年度程度までは悪化していないことから、状況の推移を踏まえつつ、検討時期を見極めていきたい。
14	5. 個別財産の実態調査のまとめ	普通財産及び行政財産のまとめ	44	【総論的記載】 ※「6. 個別財産の実態調査の詳細内容」でそれぞれ詳細記載	総務部	財産管理課	○未利用県有地の早期処分 財産管理課が所管する普通財産は、賃貸物件を除けば利活用を検討の上、利活用の見込が無いのであれば売却手続に入る。財産管理課所管物件を検討した結果、処分が進まない物件には山間地や面大地や袋路など、それぞれ売却や交換などの処分が困難な理由はあるが、土地であれば雑草駆除、建物であれば防犯や事故防止策などの管理コストがかかるため、早期処分を図るべきである。 財産管理課所管以外の普通財産では、市町村が道路や学校などとして使用中のものが多く、これらは利用者への譲渡手続を行うべきである。また、特に農林総務課所管の旧農業試験場本場及び旧梁川支場に関しては、面積・金額とも大きく、県の財政状況に与える影響が大きいことから、売却等の早期処分を図るべきである。	処分が進まない物件については、処分困難事項の解消に向けて検討を進めている。旧梁川支場については平成25年8月に売却済（一部残地有）。農業試験場跡地については、関係部局及び関係自治体と情報共有を行いながら、処分に向けた条件整備を進めている。
15	5. 個別財産の実態調査のまとめ	普通財産及び行政財産のまとめ	44	【総論的記載】 ※「6. 個別財産の実態調査の詳細内容」でそれぞれ詳細記載	総務部	財産管理課	○用途廃止建物等の早期解体撤去 財産管理課所管以外の普通財産の中には、使用廃止した職員公舎や施設など、既に使用を取りやめてからかなりの年数が経過しているものが散見された。これらは今後の使用見込が無いことから、早急に廃棄処理すべきである。	毎年開催している県有財産最適活用推進委員会において、未利用の土地の処分に向けた建物解体等の条件整備を計画的に進めるよう各部局に周知を図っている。

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
16	5. 個別財産の実態調査のまとめ	普通財産及び行政財産のまとめ	44	【総論的記載】※「6. 個別財産の実態調査の詳細内容」でそれぞれ詳細記載	総務部	財産管理課	○土地評価額の見直し 財産管理課及び財産管理課以外で所管する普通財産のうち、売却予定で入札予定価額等が出されているにもかかわらず、固定資産税評価額を基準として評価されている物件がある。また、財産管理課所管以外の普通財産のうち、有償または無償で貸付けている物件の一部に関して、排水路や崖地、農地等についても、固定資産税評価額を基準として評価されている物件がある。 これらの評価額は、現行の「公有財産評価替え要領」においては現況地目による評価を行うとされており、宅地とした場合は土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された固有地の近隣類似地の評価を基準に時価倍率(1.43)を乗じた金額により評価することと規定されている。しかし、これらの物件を近隣の固定資産税評価額に基づいて評価することは、「公有財産評価替え要領」の第9に規定する「当該財産の市場性、市場の状況、その他の事情を勘案し、著しく不当であると認められる場合」に該当するものとする。したがって、これらの土地の評価は固定資産税評価額を基準とするのではなく、実態に基づいて評価すべきである。	令和3年度末に行う土地の評価替に当たり、実態を考慮して評価を行うこととし、現在作業中。
17	5. 個別財産の実態調査のまとめ	普通財産及び行政財産のまとめ	44	【総論的記載】※「6. 個別財産の実態調査の詳細内容」でそれぞれ詳細記載	総務部	財産管理課	○長期的な維持修繕計画の見直し 行政財産のうち、図書館・美術館・博物館を初めとした比較的大きな建物については、屋根、外壁、電気設備、給排水衛生設備などの大規模修繕工事に関して、今後の中長期的な計画を策定し、長寿命化と安全性の確保を図るべきである。	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って長寿命化・統廃合・更新などを計画的に行うことにより、県民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的に、平成29年3月に福島県公共施設等総合管理計画を策定した。現在、同計画に基づき、建物等の長寿命化やコストの削減・平準化を推進している。
18	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	57	飯坂県有地	総務部	財産管理課	有料老人ホームとしては、定員100名程度に対して入居者は10名程度とのことである。現地視察を行い、営業は継続していることを確認した。一方で、建物の敷地のうち3,254.60㎡は福島市が所有し、2,813.00㎡は社団法人が所有している。福島市は社団法人の所有地に対して差押を行っており、やはり滞納債権を有するものと推定される。 県の当該社団に対する貸料の未収額は約200万円に達しており、当該施設の底地の1/3程度を保有する福島市と共同歩調を取り、動産の差し押さえを行うなどして、債権の早期回収を図るべきである。	平成19年と平成25年の2度にわたり県は提訴し一部(約680万円)を回収したが、旧社団法人勤労者福祉事業団は平成25年5月に解散した。同事業団が清算処理を行わないため、県が平成27年4月に破産手続き開始申立てを行い、同年7月に破産手続き開始決定がなされ、令和元年9月には破産手続きが終了した(この破産手続の中で当該土地は平成元年6月に売却され県に約1100万円の収入有)。破産完了時点で未納額は約5100万円となり、破産により債権回収が見込めなくなったことから、令和2年3月に不納欠損処分とした。
19	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	59	旧安達東高校大平分校	総務部	財産管理課	県としては、このような残地を保有する意味は無いものと思われ、無償譲渡等により県の管理対象から外すことが望ましいものとする。	県と民間人との共有地で、共有者の相続人が多数存在し、相続人の調査に時間を要することから、処分に向けた調査を継続中。
20	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	60	旧郡山警察署敷地	総務部	財産管理課	まず、現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましいと考える。なお、財産管理課31の郡山市食肉衛生検査所敷地及び財産管理課32の旧畜産試験場熱海支場敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。	郡山市と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。
21	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	60	熱海県有地	総務部	財産管理課	残地部分であり、現況は個人住宅の敷地として利用されていることから、県として保有する意味が無いため、現在使用中の個人への譲渡を図るべきである。	令和3年8月に訪問し来年度から貸付料が上がる可能性がある旨説明したところ、住宅敷地となっている県有地の購入も検討する旨の話があったことから、譲渡に向け交渉を進める。
22	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	61	須賀川堤県有地	総務部	財産管理課	売却処分の方針とされているが114,878.32㎡と広大地である上、起伏が激しいとのことである。当面の売却処分が困難であれば、畑地としての有償貸付の拡大も検討すべきであると考える。	現況は広大な山林であり、当面の売却処分が困難な状況は変わらず、畑地の貸付拡大も希望がない状況である。
23	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	62	平上荒川県有地	総務部	財産管理課	現場視察を行ったところ、対象地は水路及び道路として使用されている状況である。今回の包括外部監査において普通財産A46、B20として計上されている部分も隣接地であり、ほぼ同様の使用状況であることから、一括して管理者であるいわき市へ譲渡することが望ましいものとする。	いわき市では今のところ受入意向がない。隣接地は教育庁で管理している土地であり、一括での譲渡には調整が必要であることから、引き続き調整を進める。
24	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	63	小名浜港湾背後地	総務部	財産管理課	個人2名への貸付に関しては住宅として貸し付けているものあり、県が保有する意味は無い。1名に対しては買受の勧奨を行ない、もう1名に対しては建物と敷地を撤去し契約を解除することを求めていくとされているが、いずれも早期処理を図るべきである。	2名のうち1名については、生活困窮により分割払いで納入してもらっている状態で、毎年買受の勧奨は行っている。ほか1名については、平成22年11月に建物解体により土地を更地返還することで合意し、同月末で契約解除したが、貸付料の未納があり、平成28年頃から転居先にも住んでおらず行方不明の状態であることから、消滅時効援用による不納欠損を検討中である。
25	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	64	旧白河警察署職員公舎敷地	総務部	財産管理課	場所は白河市役所及びJR白河駅に近い宅地であり、落札の可能性は認められ、早期売却を図るべきである。	平成28年2月に売却済。
26	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	65	旧田島建設事務所長公舎敷地	総務部	財産管理課	河川(大門川)に隣接した堤防の一部のようであり、当該残地部分の処分は困難であることから、南会津町に譲与するのが現実的と考える。	南会津町と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
27	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	65	道路化財産	総務部	財産管理課	市道として利用されているのであれば県で保有する意味は乏しいため、管理者である会津若松市に譲渡することが望ましい。	平成27年11月に会津若松市に譲与済。
28	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	66	旧郡山食肉衛生検査所敷地	総務部	財産管理課	現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましい。なお、財産管理課14の旧郡山警察署敷地及び財産管理課32の旧畜産試験場熱海支場敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。	郡山市と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。
29	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	67	旧畜産試験場熱海支場敷地	総務部	財産管理課	現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましい。なお、財産管理課14の旧郡山警察署敷地及び財産管理課31の郡山市食肉衛生検査所敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。	郡山市と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。
30	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	68	旧いわき南警察署職員公舎敷地	総務部	財産管理課	当該物件は2筆に分けて入札しており、入札価格の引下げは行っていないとのことである。しかし、土地の条件があまり良くないことから、入札が不調であれば、早期売却を図るために価格の引き下げも検討すべきと考える。	平成27年9月に売却済。
31	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	69	旧県営分譲住宅(松浪団地)敷地	総務部	財産管理課	現在は福島市の市道として利用されており、周辺は全て住宅地になっていることから、今後の利用状況の変化は考えられない。したがって、土地の利用者である福島市に譲渡することが望ましいものとする。	平成26年12月に福島市に譲与済。
32	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	70	旧職員公舎敷地(遠瀬戸)	総務部	財産管理課	福島県としては今後の利用計画が無い土地であるため、普通財産A51とともに都市計画道路確定後に処分すべきである。	令和元年9月に売却済。
33	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	70	旧飯坂警察署長公舎敷地	総務部	財産管理課	平成15年以来入札にかけているが、地形が扇型であることや、公道から奥まった位置にあることなどから、未だ落札していない。入札が不調であれば、早期売却を図るために価格の引き下げも検討すべきと考える。	平成24年4月に売却済。
34	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	71	旧農業試験場いわき支場	総務部	財産管理課	市道として使用されているのであれば、今後の他の利用方法は考えにくいため、現在の土地利用者であるいわき市に譲渡することが望ましいものとする。	平成28年2月にいわき市に譲与済。
35	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管)	72	旧霞町職員公舎敷地	総務部	財産管理課	福島市役所に近い市の中心部に所在する土地であり、評価額も56百万円あることから、早期処分を図るべきであると考える。なお、建物については売却の障害になるのであれば撤去すべきである。	平成27年1月に売却済。
36	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	73	旧棚倉町古町管理職公舎	総務部	県南地方振興局	建物は築40年が経過しており老朽化が著しい状態であり、防犯上の問題もあるため、建物を早急に取壊して土地を返却し、個人との間の土地の借受契約を終了すべきである。	平成23年4月に取り壊し済み。土地の賃貸借契約終了済み。
37	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	74	旧籾漢前公舎A号棟	総務部	県南地方振興局	建物は築40年が経過しており老朽化が著しい状態であるが、使用継続する見込みもあることから、耐震診断を受け必要であれば改修等の適切な措置を図るべきである。	既に使用はしておらず、令和3年度中に解体予定。
38	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	75	旧矢吹更正寮	保健福祉部	保健福祉総務課	平成22年度中に作業舎の解体工事を行うとのことだが、当該地は矢吹更生寮の移転後既に17年を経過しており、評価額も128百万円と金額的重要性も高いことから、解体後は早期売却を図るべきである。	売却希望財産として財産管理課のホームページに掲載した経過があるが、1年以上買い手がつかず、唯一興味を示した病院局と現在協議中。
39	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	77	旧いわき光風学園	保健福祉部	保健福祉総務課	建物は築50年が経過しており老朽化が著しい状態であり、近く雨漏りに対する200万円程度の大規模修繕が必要とされている。県としては使用予定が無いのであれば売却処分が優先されるべきであると考える。ただし、現利用者の事業が公的事業であるため、今後の処分等については、公有財産としての有効な利活用を図ることを目的として決定することが望ましい。	特定非営利活動法人母子通園センターと児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、指定障害児相談支援事業及び障害者支援事業に基づく生活介護支援事業、指定特定相談支援事業の運営のために賃貸借契約を結んでいる。貸付代金は年額600,000円。
40	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	78	福島県商工労働部大町施設	商工労働部	商工総務課	4階北東部にフロアの半分程度(243㎡)の改修(約200万円)をしなければ賃貸不能なスペースがあるが、有効活用に関する十分な検討が行われていない。県有財産の利活用を図るために空室部分について十分な検討を行うべきである。	当該箇所については、平成25年度に改修工事が行われ、現在は商工会議所に賃貸している。
41	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	79	会津若松公共職業安定所	商工労働部	商工総務課	建物の共有持分相当は県として使用を続ける意味があるとは考えられず、使用者である国への売却処分が相当と考える。さらに、底地に関しても県としての使用見込みが無いのであれば売却を検討すべきと考える。	国が実施する耐震工事に伴い、平成29年8月3日に建物の持ち分を厚生労働省に売却した。
42	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産(財産管理課所管以外)	80	会津若松公共職業安定所南会津出張所	商工労働部	商工総務課	建物の共有持分相当及び工作物は県として使用を続ける意味があるとは考えられず、使用者である国への売却処分が相当と考える。	使用者である国の意向もあることから、売却は進んでいないが引き続き国との調整を進めていく。

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
43	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	81	ものづくり支援センター	商工労働部	商工総務課	旧分校の施設全体を貸付けているが、旧武道場は床の状態が悪く倉庫としても使用不可能な状態である。安全確保のためにも使用していない建物は早期に撤去すべきである。	平成24年度に撤去済み。
44	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	83	旧農業試験場本場	農林水産部	農林総務課	現場は郡山駅から3km程度の場所であり、国道4号線の郡山バイパスや郡山インターチェンジにも近く位置しており、交通至便な土地である。現地調査を行ったところ、旧農業試験場本場跡地の建物は全て撤去されており、高低差はあるが16.8haの広大な土地が開けている。 また、上段の旧農地は養鶏分場（行政財産A14他）の4.6haの土地と隣接している。今回、監査人が現地を視察したところ、養鶏分場敷地内には利用されていない職員公舎があり、鶏舎も地鶏に特化したことから空いているものが多いため、養鶏分場用地を旧農業試験場跡地と共に一体としての利活用を図ることも検討に値するものと考えられる。 以上の状況から、飛び地部分（郡山市富田町福川原地区）は引き続き早期売却を図るべきである。また、旧農業試験場本場跡地は有効な利活用が行われるように、引き続き郡山市との協議を進めて行くことが望まれる。	・総務部（財産管理課）内に設置された「旧農業試験場本場跡地有効活用推進プロジェクトチーム」において、処分に向けた土地利用計画を検討し、その結果により財産管理課と郡山市で、跡地の有効利用について定期的に協議中。 ・地上工作物については全て解体撤去済み。 ・飛び地（7,522㎡）→4筆に分筆し、20年度に一般競争入札実施 →入札参加者なし。 ・21年度にも8,305㎡（2区画）で一般競争入札を実施 →入札参加者なし。 ・H26.8.5、ふくしま医療機器開発支援センター整備用地として、一部を商労働部へ所管換え。 ・H28.3、防災備蓄倉庫整備用地として、飛び地の一部を危機管理部へ所管換え（365.95㎡）。 ・飛び地（11,241.8㎡）をH30.12、一般競争入札実施し、民間企業に売却。 ・R元.12.20 8,293㎡を保健福祉部（県中児童相談所敷地）として所管換え。 ・残地約15.5haについては、一般競争入札による売却に向けて、確定測量を実施中（R3.11未終了予定）
45	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	84	旧たばこ試験場	農林水産部	農林総務課	現地調査を行ったところ、使用廃止後4年経過していることから建物は使用できる状態ではなく、更地としての利用が現実的である。また、土地は国道から離れた高台の山間地にあり、地面にも起伏があることから民間への売却処分は困難と考えられる。 よって、田村市との交渉を進めるとともに、異有地としての利活用の可能性についても検討することが望ましい。	・県として利活用の予定なし。 ・H24から米の全袋検査実施会場として、たむらの恵み協議会へ土地及び建物の一部を貸付中。
46	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	85	旧梁川支場	農林水産部	農林総務課	現地調査を行ったところ、現在は宅地部分（2.2ha）に存在する建物及び工作物の解体撤去工事中であった。 宅地部分は南側に道路に面しており、土地の形状も良くアクセス道路も整備されていることから、伊達市への譲渡交渉を進めていくべきである。また、立地が良いことから、伊達市への譲渡が進まないのであれば入札による売却も考えられる。 一方、農地部分（3.9ha）は市街化調整区域である上、国道349号バイパスにより分断されたこともあり、宅地部分に比して処分には長期を要する可能性があるが、近隣工場等への売却を推進していくべきである。	・宅地部分（2.2ha）→H2411.30伊達市と仮譲渡契約締結済。（本契約手続き25.8月） ・農地部分（3.1ha）→約0.8haは、国道349号バイパス用地として21年度に国に譲渡。 ・22年度に残存建物及び工作物の解体撤去済み。 ・H25.8.6伊達市に売却するため、一部を財産管理課へ所管換え。 ・残地について、県として利活用の予定なし。
47	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	87	南湖県有地	農林水産部	農林総務課	現地調査を行ったところ当該地は市道の東西に面した土地であり、前述の入札手続においても、当初は応札した会社があったことから、売却可能性は認められる。ただし、絶滅危惧種の存在を調査した後となることから、処分が長期化するのやむを得ないものと考えられるが、調査終了を待って引続き売却手続を進めていくべきである。	・H26.12.8復興公営住宅整備用地として、土木部へ一部所管換え。 ・当該地には、一部境界杭が確認されていない箇所があり、売却の際には条件整備に多くの経費を要する。 ・残地について、県として利活用の予定なし。
48	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	87	のり仮植保全施設	農林水産部	農林総務課	現在、のり仮植保全施設は機能していない状態であり、既に多くの部分が崩壊、滅失しており、今後再建して使用するなどの利用策も考えられないとのことである。このまま設備を放置しておくことは事故につながる可能性も否定できないため、残存部分の設備についても早期に撤去することが望ましい。	・施設の現状を調査し、漁業者と利用方法を調整。 ・漁場利用の障害となることから、将来的に取り壊す方向で検討する。
49	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	88	畜産研究所本所	農林水産部	農業総合センター	採草放牧地は、今後も継続した使用を見込んでおり、異有林地は防風林として今後も必要とのことであり、利活用に関して特に問題無いものと考えられる。しかし、建物のうち職員公舎6棟 3,600,400円については、老朽化が激しく入居者もないとのことであり、早急に撤去することが望ましい。	平成25年度からの畜産研究所種鶏改良増殖施設の新規整備工事に伴い、職員公舎6棟について解体工事をを行い、平成25年3月までに全て撤去を完了し更地にした。
50	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	90	畜産研究所養鶏分場	農林水産部	農業総合センター	○老朽化した公舎建物の撤去 監査人が現場視察した結果、地鶏に特化した業務内容に移行したことから、空いている鶏舎が多く利用度が低い状況である。また、5棟ある公舎建物は3棟が普通財産、2棟が行政財産となっているが、いずれも築40年以上経過しており老朽化が著しく入居者がおらず、今後の使用も見込めないことから、早急に撤去することが望ましい。	畜産研究所養鶏分場は、平成28年に畜産研究所本所（福島市荒井）に移転したことに伴い、公舎建物の解体工事をを行い、平成30年10月までに撤去を完了した。
51	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	90	畜産研究所養鶏分場	農林水産部	農業総合センター	○土地の有効な利活用 上表の財産は畜産研究所養鶏分場全体の一部であり、庁舎や鶏舎等の建物及び敷地は含まれていない。養鶏分場用地全体の敷地は4.6haの広さがあり、普通財産A23、B4の旧農業試験場本場跡地（16.8ha）と隣接している。養鶏分場の西側には内環状線の延伸が予定されており、また、本場跡地の売却処分も含めた有効利用については郡山市と協議を進めている。 これらを総合的に判断すると、畜産研究所養鶏分場を移転して本場跡地と一体として処分することも、異有地の有効な利活用の方法として、十分検討に値するものと考えられる。	畜産研究所養鶏分場は、平成28年に畜産研究所本所（福島市荒井）に移転し、旧庁舎等は解体工事等を実施した。 旧跡地は旧農業試験場本場跡地と一体として有効活用すべく財産管理課と郡山市とで定期的に協議し情報収集を行うとともに、処分に向けた条件整備を進めている。

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
52	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	91	水産種苗研究所（焼却炉）	農林水産部	水産種苗研究所	平成20年5月以後使用しておらず、故障により今後の使用見込みもないため、早急に優先順位をつけて撤去することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.3.11東日本大震災により全壊し、庁舎機能喪失。</li> <li>・H30.6.1に代替施設として水産資源研究所が開設されたため、当該地に庁舎再建の予定はなし。</li> <li>・R6年度以降に土地・建物を用途廃止し、生活環境総務課・農林総務課へ所管換え予定。</li> <li>・その後、土地については、地上権設定の上、国（環境省）で中間貯蔵施設用地として活用予定。</li> <li>・焼却炉を含む建物の残骸については、国において取り壊し予定。</li> </ul>
53	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	92	内水面水産試験場（東関下養魚施設）	農林水産部	内水面水産試験場	工作物として計上されているコンクリート水槽は使用不能であることから、その評価額は0円とすべきである。また、土地は利用見込みが無いため早期売却を図るべきである。	H29.6、一般競争入札を実施し、民間企業へ売却。
54	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	93	中小企業賃貸住宅	土木部	県中建設事務所	貸付先の有限会社は昭和55年12月以後営業停止しており、現在は連帯保証人として当該有限会社の未納の貸付料にかかる債務を引継いだ保証人Dが、本件住宅各戸の賃貸借を行うとともに返済を行っている。ただし、本来月額18万円（年間216万円）返済すべきところ、最近3年間の平均返済額は77万円に過ぎず、家賃残額の16百万円の返済には20年を要するペースである。 延滞債権額は16百万円と多額であり、県としては延滞額の確実な支払を求めべきである。なお、延滞債権の回収方法として、有限会社との建物の賃貸借契約を解除して無償譲渡を行わないこととして、県が入居者へ直接貸付を行う方法も検討すべきである。	月額18万円の返済を継続し、平成30年10月26日に全額返済となった。
55	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	94	会津若松建設事務所（旧県営住宅敷地）	土木部	会津若松建設事務所	平成18年より入札にかけているが、面積が広大なこともあり落札できない状態である。分筆による売却単位の引下げや価格引下げにより、早期売却を図るべきである。	旧白狐県営住宅敷地の残部分（1,521.91㎡）については、令和3年7月に10,717,300円で民間企業に売却済である。
56	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	95	旧水防用倉庫敷地	土木部	喜多方建設事務所	県としての利用見込みが無いのであれば、現在使用している喜多方市への早期譲渡を図るべきである。	当該敷地については、喜多方市が消防ポンプ庫移設に伴い、令和3年3月31日をもって県有財産使用賃貸借契約を解除している。
57	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	95	いわき失業対策事業所	土木部	いわき建設事務所	当該物件は山林の中の比較的平坦な土地であるが、現地調査を行った結果、現地への進入経路は未舗装の山道を行かなければならず、宅地等としての利用・売却は不可能と考えられる。しかし、県としての利用見込みがないのであれば、早期売却を図るべきであるため、隣地の地権者への購入の働きかけなどを検討すべきである。	平成18年度に隣地地権者に対し取得希望の有無について照会を行ったものの取得希望はなく、長期に渡り有効な利用案もないままとなっていたが、令和2年度に公共事業で発生する残土置場としての利活用について検討を行った。 進入路の整備及び用地の権利関係の整理について課題があったため見送ったが、今後も利活用の方法について検討を行っていく。
58	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	97	平上荒川県有地	教育庁	財務課	道路及び排水路は主にいわき市が市道敷などで占有している状況となっているため、払下げを検討しているとのことである。県での利活用は考えられない状態であるため、早期処分を図るべきである。 なお、自治体への貸与は無償となるが、譲渡する場合は原則有償譲渡となる。また、今回の包括外部監査において財産管理課26として計上されている部分も隣接地であり、ほぼ同様の使用状況であることから、一括して管理者であるいわき市へ譲渡することが望ましいものとする。	当該地一帯は、福島高専誘致時に登記上の整理がつかないまま放置されたものであり、登記・現況地目ともに公衆用道路と整理されている。県における今後の利用計画がないとして、いわき市に対し譲与協議を行うも折り合いがつかない状況である。
59	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	97	県南教育事務所（旧西郷養護学校公舎敷地）	教育庁	県南教育事務所	上表の土地は直接公道に接続していないことから、売却等は困難である。このような状況からすれば、公舎の土地建物として別途普通財産に計上されている部分と区分する意義は乏しく、一体として管理すれば足りるものと考ええる。	平成22年度包括外部監査実施時と同様、公舎敷地（西郷支援学校長公舎）と管理地とに区分して管理している。
60	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	99	田島高等学校（旧田島高校実習畑用地）	教育庁	田島高等学校	県としての利用見込みがなく、かつ、農地以外に転用することが困難であれば、(財)福島県農業振興公社を通じて、利用者への売却処分を図るべきである。	南会津町農業委員会に相談したが、「農地の借受希望者がほとんどない現状から、旧実習畑用地の購入希望者は現借受者を含めないのではないか。」との見解であった。このため当該校としても売却処分は困難であると考えている。
61	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	普通財産（財産管理課所管以外）	100	会計課管理地	警察本部	会計課	当物件は財産管理課が所管する土地（財産管理課38）の隣接地であり、財産管理課所管地2,189.73㎡の一部は福島市の都市計画道路予定地となっている。隣接地に道路が敷設された場合には土地の価値は大幅に上昇すると考えられ、単体ではなく隣接地と一体での売却を検討すべきである。当面は利活用手段が無いのであれば、隣地と共に財産管理課が一括管理すべきと考える。	平成29年7月20日財産管理課で売却済みである。（民間企業） （財産管理課所管地は平成31年度に売却済）
62	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	105	ふくしま自治研修センター	総務部	総務課	当該施設は、県内の地方公共団体職員を対象とした研修施設であるため、平日のみの利用となっており、土日は閉鎖されている。ただし、グラウンド・体育館・及びテニスコートは土日のみ市民に無償貸出ししている。 総事業費37億5千万円をかけて整備した施設であることから、土曜日・日曜日等の利用を含め、公有財産の有効活用を図る必要がある。宿泊施設を除いた研修室や講堂等に関しては、住民のニーズを踏まえながら土曜日・日曜日等の住民利用の可否について今後検討が必要なものとする。 宿泊施設の稼働率は経緯に示しておりであるが、民間の感覚でいえば、設備を保有する限り、その投資額を回収するために稼働率を少しでも引上げようとするはずである。公共施設であれば稼働させても収入が増えるわけではないが、施設を保有するうえで有効活用を図るべきであり、稼働率を上昇させるために最善の努力をすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修室や講堂等の利用に関する住民等からの要望はないものの、東日本大震災及び原子力災害に伴い、平成23年3月16日から同年7月31日までの間、研修施設、講堂及び宿泊施設を一次避難所として活用し、583名の避難者を受け入れた実績もあることから、引き続きこうした活用方法について検討していく。</li> <li>・宿泊施設については、研修課程ごとの所要日数や受講者数により稼働状況が変化する側面があるものの、新型コロナウイルス等の状況をみながら、研修施設として研修事業の一層の充実を図っていく。</li> </ul>

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
63	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	106	荒町駐車場	総務部	施設管理課	現状は73台の駐車可能台数に対して23台しか駐車していない。今後本庁舎改修予定があるとのことなので現状はやむを得ないが、庁舎改修後の利用計画を明確にし、利用見込みが無いのであれば売却処分を含めて検討する必要がある。	当該駐車場（呼称：県庁舎西駐車場）については、現在、駐車可能台数93台のうち92台の公用車駐車場として活用している。残る1台は軽自動車専用駐車場であり、県庁舎に近接した公用車駐車場として引き続き活用していく必要がある。
64	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	107	文化センター（文化会館・歴史資料館等）	企画調整部	企画調整課	建物の老朽化は著しいが、今後も長期にわたり使用を継続するのであれば、効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期的な修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。	「文化センター年度別改修計画」により修繕を計画し、管理している。
65	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	108	奥の細道自然歩道	企画調整部	企画調整課	撤去方針ということであるが具体的な撤去計画はなく、撤去費用の予算化も策定されていない。現状において撤去すべき対象物を特定するとともに、撤去時期を定めて計画的な処理を行うべきである。	平成28年度に福島市内の東屋を1箇所譲渡した。引き続き管理委託先市町村と調整し、建物等の状況を共有しながら、計画的な処理に努める。
66	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	111	男女共生センター	生活環境部	生活環境総務課	平成21年度のホール及び研修室の利用率は全館平均で63.6%であり、まずまずの水準である。しかし、同期間の宿泊室の稼働率は38.0%であり、休館により宿泊できない休館前日と当日（日、月曜日）を分母に含めた場合の稼働率は26.6%である。 宿泊室は22室あり、施設全体における重要度も認められることから、施設の有効活用という観点から言えば、稼働率を上げて増収を図るべきである。そのためには、施設のPRの他、施設全体が休館であっても宿泊は常時受け入れられるなどの柔軟な対応が必要と考える。なお、施設休館日にも宿泊を受け入れるためには、指定管理者側での勤務体制の変更も求められる。 また、休館前日は開館時間が午後5時までとなっており、日曜夜は午後5時閉館というのも、利用者の利便性を考えれば再考の余地があると考える。	男女共生センターの宿泊室は、センターでの講座参加者や研修室等利用者の交流の深化と、遠隔地からの利用者へ便宜を図ることを目的としており、県内における男女共同参画社会実現のため、センターが実践的活動拠点となるべく必要な機能の一部として整備している。 よって、「単に人を宿泊させる」ことが目的ではないことから、宿泊のみを常時受け入れるための運営は行っていない。 また、休館前日となる日曜夜の利用については、一般的にも需要は低いと考える。 一方、宿泊施設の稼働を上げるため、平成23年2月から、宿泊施設を繰返し利用してもらえるようポイントカードを利用した宿泊料金の割引を実施し、また、平成31年4月から、宿泊客の利便性向上、外国人客の増加等に対応するため、クレジットカードによる支払い受付を開始するなどの取組を進めている。 さらに、平成29年3月に宿泊室、令和3年1月に研修室を含め全館にWi-Fi環境を導入し、利用者の利便性向上にも努めている。
67	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	113	浪江救護院	保健福祉部	保健福祉総務課	現場視察した結果、当該物件の所在地は国道114号から側道に入った山間部にあり、傾斜地であり背後は山林である。県としての有効な利活用の可能性は無いことから、建物の撤去後は早期売却を図るべきである。なお、立地条件から売却が難航するのであれば、浪江町への無償譲渡等も検討すべきである。	平成年22年度に建物の解体工事を行い、現在は更地になっている。 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で帰還困難区域に指定されている。
68	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	114	会津児童相談所	保健福祉部	会津児童相談所	花春町の土地については現場視察したが、当該土地は公道に面していない。このため、第三者への売却は困難であるが、公道に面している会津若松市の保育所の隣接地であることから、会津若松市への譲渡を基本として早期処分を図るべきである。	平成25年10月から平成31年7月まで、大熊町役場機能の公用車及び職員の駐車場として大熊町に貸し付けていた。 会津若松市に買取について打診したことはあるが、買取の意向は示されなかった。
69	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	115	福島学園	保健福祉部	福島学園	現場視察したところ、寮の一部には現在使用していない居室が4室あった。定員50名に対して最近5年間（平成17年度～21年度）の平均入所児童数は17.3名であり、暫定定員は22名（平成21年度）としている。寮の建物は築26年を経過しており、設備を含めた大規模修繕が必要となっているが、現在の入所児童数に見合った規模での維持修繕とすべきである。	現在、大規模修繕の計画はないが、今後改修計画を策定する際には入所児童数を勘案した計画とし、適正な規模での維持修繕を行っていく。
70	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	117	郡山光風学園	保健福祉部	郡山光風学園	建物が2棟あり、児童相談所一時保護所として使用している部分を除いても1,500㎡を超えるスペースがあるが、郡山光風学園の最近2年間（平成20年度～21年度）の在籍者数は9名である。建物は築40年以上経過しており、設備を含めた大規模修繕が必要となっているが、現在の在籍者数及び日中一時利用者、一時保護所入所者の利用状況に見合った規模での維持修繕とすべきである。	令和3年4月1日から休止となり、令和4年3月31日をもって廃止となることが決定している。
71	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	118	県民の森、鳥獣保護センター	農林水産部	農林総務課	年間利用者数は20万人だが、コテージ及び常設トレーラーの宿泊施設の平成20～21年度の年間延べ宿泊者数は12,600～12,700人である。計画時利用見込14,280人に対しては88%程度となる。平成21年度のコテージ・トレーラーハウスの合計稼働率は22.3%となっている。閑散期の稼働率が低いことから、稼働率を向上させるためのさらなる工夫が必要と考えられる。	全国規模のキャンプ場予約サイトへ登録したことにより、24時間予約が可能となり、また集客機能が充実したことで、特に平日閑散期の予約増大へつながった。また、利用者ニーズへ応えるため、温水洗浄便座の設置、エアコンの設置・更新、各種備品の更新などを実施している。さらに、企業研修や団体利用を促進するため、各種プランの充実させ、新規顧客層の開拓に取り組んだり、各種媒体への広報依頼、施設取材への協力をはじめ、ドローンや動画を活用した施設紹介、SNSによる情報発信を行った。 以上の取り組みの結果、新型コロナウイルス感染症の影響が出る前の、令和元年度実績は、年間延べ利用者数は14,241人、稼働率は30%に向上した。 ※鳥獣保護センターについては、平成28年4月に生活環境部へ所管換済み。



平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び県の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
72	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	118	畜産研究所沼尻分場	農林水産部	農業総合センター	土地は採草場放牧地、試験林敷地、道路敷地として使用されているが、建物は築40年以上経過しており老朽化が激しく利用者がいないとのことである。今後の使用見込も低いことから、早急に撤去することが望ましい。	沼尻分場の建物（旧寄宿舎、寮）については、現在、引き続き公舎建物の維持管理をしているところであるが、使用見込が低いことから、今後将来的に取り壊しを含めて検討していく。
73	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	119	林業研究センター	農林水産部	林業研究センター	用途廃止した埴町大字台宿の土地に関しては、県での今後の使用見込が無いのであれば、畑地としての貸付などの利活用や早期処分を図るべきである	平成16年11月に用途廃止し、隣接地権者と交渉したが不調に終わっている。その後も交渉は進んでおらず、無道路地のままである。隣接地が今後統廃合予定高校の敷地や畑地であるため、今後も高校跡地との一体利用や、畑地としての有効利用に向けて関係機関と連携して隣接地権者等へ売却を働きかけたい。
74	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	121	福島空港、拡張予定地、空港付帯施設	土木部	福島空港事務所	行政財産A120の工作物2件の評価額は12,901,683,300円であり、その内訳は以下のとおりである。財産管理課が管理する公有財産表の金額は、購入価額が判明しているものは買入金額（取得価額）で記載されており、上記の金額は土地従物12,782,065,500円及び建物従物119,617,800円に分かれている。その他、A121の工作物は3件あり、37,626,700円である。 これらの工作物の内訳は上表のとおり、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫、進入灯などと多岐にわたる。しかし、現在の公有財産表ではA120は土地従物1件12,782百万円及び建物従物1件119百万円、A121は3件37百万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度毎の増加額及び残高はわかるが、多岐にわたる施設毎の取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。 空港設備は特定事業用財産に該当することから、現行の県の規則等で個別財産毎の台帳整備は求められていない。このため、個別物件ごとの管理台帳が作成されていなかったものである。しかし、このような状況は、129億円の投資を要した施設の資産管理としては甚だ不十分なものであったと考える。 福島県の「県有財産台帳調製要領」の「第65工作物(4)」においては、「原則として、工作物1個（名称毎）につき一覧に登載し、同工作物について増改設がある場合は別欄とする」とあり、同一種類のものでも取得時期が異なれば別に記載される。また、県有財産台帳には耐用年数も記載されることから、耐用年数別の記載が必要となる。従来、空港設備に関しては、特定事業用財産に該当するという理由により、取得価額の区分も耐用年数の判定も行われていなかったというのが実情である。 なお、県では現在、「総務省方式改訂モデル」による評価替えのため、原価の内訳を調査中とのことである。新方式では貸借対照表の作成が求められ、減価償却も実施する必要がある。さらに、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港付帯設備の取得年月、取得価額、耐用年数等に関して、十分な調査検討が必要と考える。	空港付帯施設の取得価格、取得年度、耐用年数に関する調査を実施し、管理台帳を作成した。
75	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	123	福島空港公園	土木部	福島空港事務所	空港東側のエアフロントエリアの公園は、ほぼ当初の計画とおりの施設となっているが、緑のスポーツエリア及び地球科学エリアは大幅に施設の規模・内容を縮小して供用している。また、当初計画されていた空港西側のフラワーアーケードエリアは、現在供用されていない。 空港公園は平成22年3月31日現在で土地5,280百万円、建物490百万円、工作物3,069百万円、総額88.4億円の評価額である。この公園は、20年以上前の昭和62年に都市計画決定、そして整備を開始し、その後の平成6年にしては、福島空港の拡張計画に伴い、公園計画の見直しが行なわれ整備が進められ、平成15年度から新たな整備を休止している。平成21年度より、福島空港公園整備計画の見直しを進めており、平成22年度中に取りまとめ予定のことであるが、現在の県の財政状況からすると、さらに多額の費用をつぎ込んでこの公園の整備を進めることには疑問がある。 当初の計画では、「緑のスポーツエリア」には多目的ドーム、温水プール、陸上競技場、ジェットコースター等、「フラワーアーケードエリア」にはホテル、野外劇場、常設イベント広場等、地球科学エリアには地球未来科学館、サイクルモノレール等の設置が予定されていた。今回の計画見直しにおいては、これらの施設の設置の必要性を十分に検討した上、必要性が高い場合を除き、廃止、縮小する方向が望ましいものとする。 また、当初計画に含まれていたホテルやジェットコースターやサイクルモノレールなどを設置することは、郡山市や那須町（栃木県）などに大規模な遊園施設があることから、疑問がある。さらに、スーパーライダー、バギーサーキット、BMXコースなどの施設や、多目的ドーム、クアハウス・温水プール・トレーニングセンター、野球場、陸上競技場等のスポーツ施設は、他の公営施設の設置状況と比較して必要性を十分に検討すべきと考える。 なお、いわゆる箱物の施設に関しては、建設時に国庫負担がある（県の負担額が少ない）ことを理由に決定するのではなく、建設後のメンテナンスコストも十分考慮した上で決定すべきものとする。	平成21年から平成22年にかけて、福島空港公園基本計画検討委員会を開催し基本計画のコンセプトを大規模なレクリエーション施設が中心の計画から自然保全型の公園整備を進めることとした。 今後は、提言を基に現在の地形を極力改變せずに自然保全型の公園整備を進めることとした。 また、公園の管理運営に当たっては、地域住民やNPO等との協同や連携を進めることとしている。
76	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	125	埋蔵文化財保管施設	教育庁	財務課	建物は昭和46年築で老朽化が進んでおり、現在3階は危険なため使用禁止となっている。埋蔵文化財の最終保管場所は平成12年に建設された白河市に所在する福島県文化財センター白河館（まほろん）であることから、今後は、文化財の搬送や人員移動にかかる経費及び老朽化した建物にかかる維持・修繕経費と、白河館の敷地内または近隣地に同様の施設を設置する場合の経費と比較し、安全性とコストを十分に検討した上で、より望ましい方法を選択すべきと考える。 なお、当物件の所在場所は県庁から1km程度の福島市の中心部に位置しており、更地であれば売却可能性は高いものと認められる。また、県立福島南高校の隣接地であるため、高校用地としての利用も考えられる。	埋蔵文化財保管施設は、平成30年度末で使用を停止し、埋蔵文化財の保管場所を文化財センター白河館に集約した。 建物は、個別施設計画において今後解体する建物と位置づけているため、実施時期等については今後検討する。

平成22年度包括外部監査報告書 意見一覧及び具の対応状況

No.	表題	項目	頁	財産名	部	財産管理者	意見の内容	対応状況
77	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	128	教育センター	教育庁	教育センター	現地調査を行ったところ、宿泊施設も含めて使用しており、利活用に関しては特に問題ないものとする。ただし、建物は老朽化しており、本館は耐震Dランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性高い）、宿泊棟はCランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性あり）であり、早急な対応が必要である。	【本館棟】 東棟、西棟、中央棟の3棟に区分し、2010年度東棟の耐震工事を開始し、2016年度中央棟の耐震工事を最後に完了した。 【宿泊棟】 2017年度理科棟と併せて耐震改修設計を開始し、2018年度理科棟と併せて耐震改修工事を完了した。
78	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	128	図書館	教育庁	図書館	直近3年間の修繕費用の平均は約1,100千円だが、建築後26年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。	所管課である社会教育課において令和2年度から令和6年度にかけての施設整備計画を策定しており、図書館では計画に盛り込む必要のある施設・設備を選定し、社会教育課に提出している。 社会教育課で重要度、劣化の状況、利便性の3つの観点から優先順位を定め、計画的な予算化を行い、更新・修繕を進めている。
79	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	129	美術館	教育庁	美術館	直近3年間の修繕費用の平均は約3,500千円だが、図書館と同様、建築後26年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。	所管課である社会教育課において令和2年度から令和6年度にかけての施設整備計画を策定しており、美術館では計画に盛り込む必要のある施設・設備を選定し、社会教育課に提出している。 社会教育課で重要度、劣化の状況、利便性の3つの観点から優先順位を定め、計画的な予算化を行い、更新・修繕を進めている。
80	6. 個別財産の実態調査の詳細内容	行政財産	130	博物館	教育庁	博物館	直近3年間の修繕費用の平均は約12,565千円だが、築後24年を経過しており、建物の老朽化による電気設備、給水排水設備、屋根等の大規模修繕工事が必要な状況である。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。	所管課である社会教育課において令和2年度から令和6年度にかけての施設整備計画を策定しており、博物館では計画に盛り込む必要のある施設・設備を選定し、社会教育課に提出している。 社会教育課で重要度、劣化の状況、利便性の3つの観点から優先順位を定め、計画的な予算化を行い、更新・修繕を進めている。

## 2 監査結果

### (1) 平成 22 年度包括外部監査に対する対応状況の開示について【意見】

本来、地方自治法上では、監査の結果に関する報告（「指摘事項」）に対して措置を講じたときは、外部に公表することとなっている。一方、指摘事項に添えるものとされる「意見」に対しては、地方自治法上での公表の義務はないため、公表するかどうかは各自治体の判断に任されている。ただし、福島県においては、県の判断として、監査対象年度の翌年度以降に「指摘事項」に対する措置のみならず「意見」に対する対応状況等も職員研修課のホームページに掲載し公表していた。

このような運用になっていたところ、平成 22 年度の「意見」に対しては「対応状況」を公表していなかった。公表しなかった理由は、平成 22 年度の報告書が提出される平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、県として震災対応業務が生じたためとのことである。もちろん、平成 22 年度監査報告書の指摘事項に対しては、措置状況を公表していたので法令違反になることはなく本年においても「指摘事項」となることはない。また、東日本大震災による莫大な業務対応が発生しその影響で公表が大幅に遅れることは致し方ない。しかし、平成 22 年から 10 年以上経過しているものの「意見」に対する対応状況を公表できていなかったのは情報開示の観点から好ましくない状況であった。平成 25 年度以降、ホームページにより公表しているようであるが、公表の継続を促すためにも、本年度の「意見」とする。

### 第 3 平成 22 年の「意見」に対する県の「対応状況」の検証

平成 22 年度包括外部監査報告書に記載された「意見」の総数 80 件から任意で 20 件を抽出し、県の対応状況の内容を確認した。

なお、任意抽出 20 件のうち、「監査人の意見に沿って対応済み」とみられるのは 10 件であった。具体的な資料を閲覧し、県が適切に対応していたことを確認した。

また、任意抽出 20 件のうち、残りの 10 件は、「未対応又は一部のみ対応」である。県の対応状況の確認又は今後へ向けた対応の概要を確認し、早期の対応を促した。

以上、任意抽出した 20 件の案件について、下記(1)から(5)で、意見の種類に基づき記載した。

平成 22 年度包括外部監査報告書に記載された「意見」の総数 80 件	任意でサンプル抽出 20 件	左記 10 件のうち、本年度の監査人が、対応状況及びその手続きの適切性を確認した案件が 10 件
		左記 10 件のうち、本年度の監査人が、対応の状況を確認または早期の対応を促した案件が 10。

※ なお、意見 80 件のうち平成 22 年度の監査人の意見に沿って県が対応した「対応済み」と見られる案件は 49 件、「未対応又は一部のみ対応」と見られる案件は 31 件であった。

1 管理台帳の整備について

(1) 管理台帳の整備について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
1	空港財産関係の総論的記載	福島空港事務所	<p>行政財産 A120 の空港付帯設備の工作物 2 件、12,901,683,300 円については、「6. 個別財産の実態調査の詳細内容（視察先または意見等のある物件）の(3)行政財産」において記載したとおり、空港設備は特定事業用財産に該当し、個別財産毎の台帳整備は求められていないことから、その金額の施設毎の明細が把握されておらず、耐用年数の判定も行われていない。</p> <p>これらの工作物の内訳は、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫などと多岐にわたる。しかし、現在の台帳では土地従物 1 件 12,782 百万円及び建物従物 1 件 119 百万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度毎の増加額及び残高はわかるが、多岐にわたる施設毎の取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。前述のとおり空港設備は個別財産毎の台帳整備は求められていないが、129 億円の投資を要した施設の管理台帳としては、甚だ不十分なものであったと考える。</p> <p>なお、県では現在、公会計管理台帳の整備に着手しているところであり、その過程で当該工作物についても原価の内訳を調査中とのことである。今後は自治体でも固定資産の減価償却計算</p>	<p>空港付帯施設の取得価格、取得年度、耐用年数に関する調査を実施し、管理台帳を作成した。</p>

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
			が求められる方向である。さらに、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港付帯設備の取得年月及び取得価額に関して、十分な調査検討が必要と考える。	
74	空港財産関係の各論的記載	福島空港事務所	<p>行政財産 A120 の工作物 2 件の評価額は 12,901,683,300 円であり、その内訳は以下のとおりである。</p> <p>財産管理課が管理する公有財産表の金額は、購入価額が判明しているものは買入金額（取得価額）で記載されており、上記の金額は土地従物 12,782,065,500 円及び建物従物 119,617,800 円に分かれている。</p> <p>このほか、A121 の工作物は 3 件あり、37,626,700 円である。</p> <p>これらの工作物の内訳は上表のとおり、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫、進入灯などと多岐にわたる。</p> <p>しかし、現在の公有財産表では A120 は土地従物 1 件 12,782 百万円及び建物従物 1 件 119 百万円、A121 は 3 件 37 百万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度毎の増加額及び残高はわかるが、多岐にわたる施設毎の取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。</p> <p>空港設備は特定事業用財産に該当することから、現行の県の規則等では個</p>	<p>空港付帯施設の取得価格、取得年度、耐用年数に関する調査を実施し、管理台帳を作成した。</p>

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
			<p>別財産毎の台帳整備は求められていない。</p> <p>このため、個別物件ごとの管理台帳が作成されていなかったものである。しかし、このような状況は、129 億円の投資を要した施設の資産管理としては甚だ不十分なものであったと考える。</p> <p>福島県の「県有財産台帳調製要領」の「第 6 5 工作物(4)」においては、「原則として、工作物 1 個 (名称毎)につき一覧に登載し、同工作物について増改設がある場合は別欄とする」とあり、同一種類のものでも取得時期が異なれば別に記載される。</p> <p>また、県有財産台帳には耐用年数も記載されることから、耐用年数別の記載が必要となる。</p> <p>従来、空港設備に関しては、特定事業用財産に該当するという理由により、取得価額の区分も耐用年数の判定も行われていなかったというのが実情である。</p> <p>なお、県では現在、「総務省方式改訂モデル」による評価替えのため、原価の内訳を調査中とのことである。新方式では貸借対照表の作成が求められ、減価償却も実施する必要がある。</p> <p>さらに、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港付帯設備の取得年月、取得価額、耐用年数等に関して、十分な調査検討が必要と考える。</p>	

① 監査手続及びその結果

上記2案件は、平成22年度の監査意見に沿って県が「対応」した案件である。(県の)対応状況「管理台帳」を閲覧し、記載内容の確認を行った。  
特段、指摘事項はない。

2 県内市区町村等との協議について

(1) 郡山市との旧畜産試験場熱海支場敷地(石筵)等の協議について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の)対応状況
20	旧郡山警察署敷地	財産管理課	まず、現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましいと考える。なお、財産管理課31の郡山市食肉衛生検査所敷地及び財産管理課32の旧畜産試験場熱海支場敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。	郡山市と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。
28	旧郡山食肉衛生検査所敷地	財産管理課	現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましい。なお、財産管理課14の旧郡山警察署敷地及び財産管理課32の旧畜産試験場熱海支場敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。	郡山市と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。
29	旧畜産試験場熱海支場敷地	財産管理課	現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましい。なお、財産管理課14の旧郡山警察署敷地及び財産管理課31の郡山市食肉衛生検査所敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。	郡山市と譲渡協議を継続しているが、合意には至っていない。

① 監査手続

上記の3案件は、平成22年度の監査意見に沿った「対応」ができていない案件である。「(県の)対応状況」に記載された協議の資料を閲覧し、担当者にヒヤリングを行った。

② 監査結果【意見】

平成22年度の包括外部監査から10年以上経過しているが、状況に進展がなく、郡山市との調整が困難な案件である。自治体との交渉においては、双方ともに、税金を使って交渉をする(交渉に当たる県職員の人件費はもちろんのこと、固定資産評価

のための鑑定料等が多額にかかる) ことになる。

そのような状況はあるものの、現状維持のままであれば、一部の県有地については、無償賃貸が続くこととなる。現在の土地利用者は郡山市の1者であり、鋭意交渉し、譲渡又は交換を進めてほしい。

(2) 郡山富田駅近隣の旧農業試験場本場跡地について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
44	旧農業試験場本場	農林総務課	<p>現場は郡山駅から3km程度の場所であり、国道4号線の郡山バイパスや郡山インターチェンジにも近く位置しており、交通至便な土地である。現地調査を行ったところ、旧農業試験場本場跡地の建物はすべて撤去されており、高低差はあるが16.8haの広大な土地が開けている。</p> <p>また、上段の旧農地は養鶏分場(行政財産A14他)の4.6haの土地と隣接している。今回、監査人が現地を視察したところ、養鶏分場敷地内には利用されていない職員公舎があり、鶏舎も地鶏に特化したことから空いているものが多いため、養鶏分場用地を旧農業試験本場跡地と共に一体としての利活用を図ることも検討に値するものとする。</p> <p>以上の状況から、飛び地部分(郡山市富田町稲川原地内)は引き続き早期売却を図るべきである。また、旧農業試験場本場跡地は有効な利活用が行われるように、引き続き郡山市との協議を進めて行くことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部(財産管理課)内に設置された「旧農業試験場本場跡地有効活用推進プロジェクトチーム」において、処分に向けた土地利用計画を検討し、その結果により財産管理課と郡山市で、跡地の有効利用について定期的に協議中。</li> <li>・地上工作物についてはすべて解体撤去済み。</li> <li>・飛び地(7,522㎡) - 4筆に分筆し、20年度に一般競争入札実施 → 入札参加者なし。21年度にも5,305㎡(2区画)で一般競争入札を実施 → 入札参加者なし。</li> <li>・H26.8.5、ふくしま医療機器開発支援センター整備用地として、一部を商労部へ所管換え。</li> <li>・H28.3、防災備蓄倉庫整備用地として、飛び地の一部を危機管理部へ所管換え(365.95㎡)。</li> <li>・飛び地(11,241.8㎡)</li> </ul>



No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
				<p>を H30. 12、一般競争入札実施し、民間企業に売却。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 元. 12. 20 8, 293 m<sup>2</sup>を保健福祉部(県中児童相談所敷地) として所管換え。</li> <li>・ 残地約 15. 5ha については、一般競争入札による売却に向けて、確定測量を実施中 (R3. 12 末終了)</li> </ul>
51	畜産研究所養鶏分場	農業総合センター	<p>土地の有効な利活用について。</p> <p>51 の財産は畜産研究所養鶏分場全体の一部であり、庁舎や鶏舎等の建物及び敷地は含まれていない。養鶏分場用地全体の敷地は 4. 6ha の広さがあり、普通財産 A23、B4 の旧農業試験場本場跡地 (16. 8ha) と隣接している。養鶏分場の西側には内環状線の延伸が予定されており、また、本場跡地の売却処分も含めた有効利用については郡山市と協議を進めている。</p> <p>これらを総合的に判断すると、畜産研究所養鶏分場を移転して本場跡地と一体として処分することも、県有地の有効な利活用の方法として、十分検討に値するものと考ええる。</p>	<p>畜産研究所養鶏分場は、平成 28 年に畜産研究所本所(福島市荒井) に移転し、旧庁舎等は解体工事等を実施した。</p> <p>旧跡地は旧農業試験場本場跡地と一体として有効活用すべく財産管理課と郡山市とで定期的に協議し情報収集を行うとともに、処分に向けた条件整備を進めている。</p>

① 監査手続及びその結果

上記の 2 案件は、平成 22 年度の監査人の監査意見に沿った「対応」をしている案件である。県の担当者にヒヤリングし、経過等の資料を閲覧した。

現在でも郡山市との間で交渉を行い、結論を出す過程に入っている。大型の案件であるが、妥結に向けて順調に進んでいるとのことである。

特段、指摘事項なし。

(3) 喜多方市との協議について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
56	旧水防 用倉庫 敷地	喜多方建設 事務所	県としての利用見込みが無いのであれば、現在使用している喜多方市への早期譲渡を図るべきである。	当該敷地については、喜多方市が消防ポンプ庫移設に伴い、令和3年3月31日をもって県有財産使用賃貸借契約を解除している。

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の監査人の監査意見に沿った「対応」ができていない案件である。令和3年3月31日をもって県有財産使用賃貸借契約を解除していることであるので、早期売却等の方針の確立が望まれる。

(4) 福島市との協議について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
65	奥の細 道自然 歩道	企画調整課	撤去方針ということであるが具体的な撤去計画はなく、撤去費用の予算化も策定されていない。現状において撤去すべき対象物を特定するとともに、撤去時期を定めて計画的な処理を行うべきである。	平成28年度に福島市内の東屋を1か所譲渡した。引き続き管理委託先市町村と調整し、建物等の状況を共有しながら、計画的な処理に努める。

① 監査手続

上記の案件は、平成22年度の監査人の監査意見に沿った「対応」ができていない案件である。「(県の) 対応状況」に記載された協議の内容を確認し、県担当者に対してヒヤリングを行った。

② 監査結果【意見】

一部の建物を譲渡できたとのことであるが、平成22年度の包括外部監査から10年以上経過しており、現況を把握し撤去等の方針の確立が求められる。

(5) 旧矢吹更生寮について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
38	旧矢吹 更生寮	保健福祉総 務課	平成22年度中に作業舎の解体工事を行うとのことだが、当該地は矢吹更生寮の移転後既に17年を経過してお	売却希望財産として財産管理課のホームページに掲載した経過があるが、1年

			り、評価額も 128 百万円と金額的重要性も高いことから、解体後は早期売却を図るべきである。	以上買い手が見つかず、唯一興味を示した病院局と現在協議中。
--	--	--	--	-------------------------------

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成 22 年度の監査人の監査意見に沿った「対応」ができていない案件である。「(県の) 対応状況」に記載された協議の内容を確認し、県担当者に対して状況確認を行った。

売却希望財産として財産管理課のホームページに掲載していた点、県病院局と現在協議中である点に対応しており、今後の進展が望まれる。

3 研修施設等の稼働について

(1) 研修施設等の稼働について

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
62	ふくしま自治研修センター	総務課	<p>当該施設は、県内の地方公共団体職員を対象とした研修施設であるため、平日のみの利用となっており、土日は閉鎖されている。ただし、グラウンド・体育館・及びテニスコートは土日のみ市民に無償貸出ししている。</p> <p>総事業費 37 億 5 千万円をかけて整備した施設であることから、土曜日・日曜日等の利用を含め、公有財産の有効活用を図る必要がある。宿泊施設を除いた研修室や講堂等に関しては、住民のニーズを踏まえながら土曜日・日曜日等の住民利用の可否について今後検討が必要なものとする。</p> <p>宿泊施設の稼働率は経緯に示したとおりであるが、民間の感覚でいえば、設備を保有する限り、その投資額を回収するために稼働率を少しでも引上げようとするはずである。公共施設であれば稼働させても収入が増えるわけではないが、施設を保有するうえでは有効活用を図るべきであり、稼働率を上昇させるために最善の努力をすべきである。</p>	<p>研修室や講堂等の利用に関する住民等からの要望はないものの、東日本大震災及び原子力災害に伴い、平成 23 年 3 月 16 日から同年 7 月 31 日までの間、研修施設、講堂及び宿泊施設を一次避難所として活用し、583 名の避難者を受け入れた実績もあることから、引き続きこうした活用方法について検討していく。</p> <p>宿泊施設については、研修課程ごとの所要日数や受講者数により稼働状況が変化する側面があるものの、新型感染症等の状況をみながら、研修施設として研修事業の一層の充実を図っていく。</p>

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
66	男女共生センター	生活環境総務課	<p>平成 21 年度のホール及び研修室の利用率は全館平均で 63.6%であり、まずまずの水準である。しかし、同期間の宿泊室の稼働率は 38.0%であり、休館により宿泊できない休館前日と当日(日、月曜日)を分母に含めた場合の稼働率は 26.6%である。</p> <p>宿泊室は 22 室あり、施設全体における重要度も認められることから、施設の有効活用という観点から言えば、稼働率を上げて増収を図るべきである。そのためには、施設の PR の他、施設全体が休館であっても宿泊は常時受け入れるなどの柔軟な対応が必要と考える。なお、施設休館日にも宿泊を受け入れるためには、指定管理者側での勤務体制の変更も求められる。</p> <p>また、休館前日は開館時間が午後 5 時までとなっており、日曜夜は午後 5 時閉館というのも、利用者の利便性を考えれば再考の余地があると考ええる。</p>	<p>男女共生センターの宿泊室は、センターでの講座参加者や研修室等利用者の交流の深化と、遠隔地からの利用者へ便宜を図ることを目的としており、県内における男女共同参画社会実現のため、センターが実践的活動拠点となるべく必要な機能の一部として整備している。</p> <p>よって、「単に人を宿泊させる」ことが目的ではないことから、宿泊のみを常時受け入れる必要性は低いと考えている。</p> <p>また、休館前日となる日曜夜の利用については、要望は低いと考える。</p> <p>一方、宿泊施設の稼働を上げるため、平成 23 年 2 月から、宿泊施設を繰り返し利用してもらえるようポイントカードを利用した宿泊料金の割引を実施し、また、平成 31 年 4 月から、宿泊客の利便性向上、外国人客の増加等に対応するため、クレジットカードによる支払い受付を開始するなどの取組を進めている。</p> <p>さらに、平成 29 年 3 月に宿泊室、令和 3 年 1 月に研修室を含め全館に Wi-Fi 環境を導入し、利用者の利便性向上に努めている。</p>

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
77	教育センター	教育センター	現地調査を行ったところ、宿泊施設も含めて使用しており、利活用に関しては特に問題ないものと考えられる。ただし、建物は老朽化しており、本館は耐震 D ランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性高い）、宿泊棟は C ランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性あり）であり、早急な対応が必要である。	<b>【本館棟】</b> 東棟、西棟、中央棟の3棟に区分し、平成 22 年度東棟の耐震工事を開始し、平成 28 年度中央棟の耐震工事を最後に完了した。 <b>【宿泊棟】</b> 平成 29 年度理科棟と併せて耐震改修設計を開始し、平成 30 年度理科棟と併せて耐震改修工事を完了した。

#### ① 監査手続

上記の3案件は、ふくしま自治研修センターと男女共生センターについては、稼働率の向上や利便性の向上を求めている。一方、教育センターについては、耐震強度の強化を求めている。後者の1件については、平成 22 年度の監査人の監査意見にそった「対応」ができていない案件であるが、前者の2件は沿った対応は不十分と評価した。

なお、本年度の監査として、全3施設の稼働状況の推移の資料の提出を受け閲覧・分析を行った。下記、「意見」を参照。

#### ② 監査結果【意見】

No. 62 ふくしま自治研修センター、No. 66 男女共生センター、No. 77 教育センターはともに、研修・宿泊施設として運用されている。3施設とも下表のように、東日本大震災前の平成 22 年度、コロナ禍前の平成 30 年度、コロナ禍後の令和 2 年度の稼働率が 30%程度以下と低かった。3施設のうち No. 62 ふくしま自治研修センター、No. 77 教育センターとも福島市にあり、同様の研修施設機能及び宿泊機能を備えているようであるから、今後も稼働率が悪い場合は施設の統合を検討するべきである。

【宿泊研修稼働率】	収容人数稼働率 (平成 22 年度)	収容人数稼働率 (平成 30 年度)	収容人数稼働率 (令和 2 年度)
ふくしま自治研修センター ⑦/①	24.4%	31.2%	13.7%
⑦宿泊受講者	9,079 名	11,904 名	5,133 名
①利用可能日数×収容人数	186 日×200 名	191 日×200 名	188 日×200 名

【宿泊研修稼働率】	収容人数稼働率 (平成 22 年度)	収容人数稼働率 (平成 30 年度)	収容人数稼働率 (令和 2 年度)
教育センター ㊦/㊥	18.4%	25.7%	宿泊研修は実施 せず
㊦宿泊受講者	2,316 名	2,705 名	0 名
㊥利用可能日数×収容人数	140 日×90 名	117 日×90 名	0 日×90 名

【宿泊室稼働率】	収容人数稼働率 (平成 22 年度)	収容人数稼働率 (平成 30 年度)	収容人数稼働率 (令和 2 年度)
男女共生センター(宿泊室) ㊦/㊧	22.5%	27.2%	9.3%
㊦宿泊受講者	2,936 名	3,507 名	1,204 名
㊧利用可能日数×収容人数	261 日×50 名	258 日×50 名	259 日×50 名

なお、上記稼働率は、各施設の収容人数及び稼働可能日と、実際の利用者数をもとに算定した。稼働可能日は、原則として各年度の平日（休祝日の前日の平日を除く）を集計した日数である。この日数から、各施設の運用上、宿泊研修を実施していない日数を除いているため、ふくしま自治研修センターと教育センターでは、利用可能日数が異なっている。どの施設とも、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により休館時期があったこと、その後も利用者が減少したことから、稼働率は低調なものとなった。

また、3 施設とも、宿泊研修だけではなく、日帰り研修も行っており、それを考慮すると全体としての稼働率が若干は上がるが、宿泊研修稼働率の低さから見ると「今後も稼働率が悪い場合は施設の統合を検討するべきである」との結論を左右するものではない。

#### 4 計画作成について

##### (1) 文化センター

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
78	図書館	図書館	直近 3 年間の修繕費用の平均は約 1,100 千円だが、建築後 26 年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されてい	所管課である社会教育課において令和 2 年度から令和 6 年度にかけての施設整備計画を策定しており、図書館では計画に盛り込む必要のある施設・設備を選定し、社会教育課に提出している。

			ないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。	社会教育課で重要度、劣化の状況、利便性の3つの観点から優先順位を定め、計画的な予算化を行い、更新・修繕を進めている。
--	--	--	------------------------------------	--

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の監査人の監査意見に沿った「対応」をしている案件である。整備計画等を閲覧した。特段、指摘事項なし。

(2) 美術館

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
79	美術館	美術館	直近3年間の修繕費用の平均は約3,500千円だが、図書館と同様、建築後26年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。	所管課である社会教育課において令和2年度から令和6年度にかけての施設整備計画を策定しており、美術館では計画に盛り込む必要のある施設・設備を選定し、社会教育課に提出している。 社会教育課で重要度、劣化の状況、利便性の3つの観点から優先順位を定め、計画的な予算化を行い、更新・修繕を進めている。

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の監査人の監査意見に沿った「対応」をしている案件である。整備計画等を閲覧した。特段、指摘事項なし。

(3) 博物館

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
80	博物館	博物館	直近3年間の修繕費用の平均は約12,565千円だが、築後24年を経過しており、建物の老朽化による電気設備、給水排水設備、屋根等の大規模修繕工事が必要な状況である。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画	所管課である社会教育課において令和2年度から令和6年度にかけての施設整備計画を策定しており、博物館では計画に盛り込む必要のある施設・設備を選定し、社会教育課に提出している。 社会教育課で重要度、劣化の

			的な設備維持を図るべきである。	状況、利便性の3つの観点から優先順位を定め、計画的な予算化を行い、更新・修繕を進めている。
--	--	--	-----------------	---

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の監査人の監査意見に沿った「対応」をしている案件である。整備計画等を閲覧した。特段、指摘事項なし。

5 その他

(1) のり仮植保全施設

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
48	のり仮植保全施設	農林総務課	現在、のり仮植保全施設は機能していない状態であり、既に多くの部分が崩壊、滅失しており、今後再建して使用するなどの利用策も考えられないとのことである。このまま設備を放置しておくことは事故につながる可能性も否定できないため、残存部分の設備についても早期に撤去することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の現状を調査し、漁業者と利用方法を調整。</li> <li>漁場利用の障害となることから、将来的に取り壊す方向で検討する。</li> </ul>

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の包括外部監査人の意見に沿った「対応」をしようとしているものの、震災以後の状況から進展していない案件である。関係者との速やかな調整が望まれる。

(2) 内水面水産試験場

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
53	内水面水産試験場(東関下養魚施設)	内水面水産試験場	工作物として計上されているコンクリート水槽は使用不能であることから、その評価額は0円とすべきである。また、土地は利用見込が無いいため早期売却を図るべきである。	平成29年6月、一般競争入札を実施し、民間企業へ売却。

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の包括外部監査人の意見に沿った「対応」をしている



案件である。本年度の監査において、関係資料を閲覧し民間企業へ売却済みであることを確認した。

(3) 畜産研究所沼尻分場

No.	財産名	財産管理者	包括外部監査人の意見の内容	(県の) 対応状況
72	畜産研究所沼尻分場	農業総合センター	土地は採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地として使用されているが、建物は築40年以上経過しており老朽化が激しく利用者もいないとのことである。今後の使用見込も低いことから、早急に撤去することが望ましい。	沼尻分場の建物（旧寄宿舍、寮）については、現在、引き続き公舎建物の維持管理をしているところであるが、使用見込が低いことから、今後将来的に取り壊しを含めて検討していく。

① 監査手続及びその結果

上記の案件は、平成22年度の包括外部監査人の意見に沿った「対応」ができていない案件である。

② 監査結果【意見】

平成22年度の包括外部監査から10年以上経過しているが、状況に進展がなく、維持管理をしているだけとのことである。維持管理費に、特段、多額の費用は発生しないものの平成22年度の意見においても、建物を早急に撤去することが望ましいとされながら、現在もできていない。したがって、本報告書においても、早期の対応を促すため「意見」する。

以上